



# Report '18

The Kurashin public information journal

倉吉信用金庫ディスクロージャー誌



倉吉信用金庫  
KURAYOSHI SHINKIN BANK



# この街とともに…

## ごあいさつ



皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

ここに当金庫第74期の事業概要と決算状況をご報告するに当たり、日ごろのご支援とご愛顧に対し、心から厚くお礼申し上げます。

さて、平成29年度の日本経済は、米国のトランプ政権発足や北朝鮮情勢の緊迫化、都議選と総選挙を巡る政局の変動など、国際情勢や政治が大きく揺れ動く中で危なげなく推移しました。海外経済の堅調も背景に、国内では企業と家計の所得改善が消費と投資の増加を支える動きが続き、景気拡大期間が「いざなぎ景気」を上回る戦後2位に達するなど、その堅調な回復と安定が際立つ展開となりました。こうした堅調な回復の背景には、新興国経済が平成27年後半から持ち直すなど海外経済が緩やかな回復を続けていることや、IoT及びビッグデータの活用の拡大及び自動車や家電の情報化の動きを受けて情報関連財の需要が世界的に増加していることがあります。こうした追い風を受けて、日本の輸出や生産は堅調に推移し、企業収益は過去最高水準となっています。雇用者数は高い伸びを続けており、一人当たり賃金が緩やかながら増加する中で、個人消費も緩やかに持ち直しております。

このような経済情勢の中で、鳥取県中部地区の経済情勢は、個人消費は勢いを欠く面も見られますが、雇用・所得環境の改善を背景に、一部に弱さがみられるも持ち直しの動きが続きました。また、鳥取県中部地震の復旧・復興に向けた災害復旧工事は、建設土木業・建築業・石材業等により地元経済を牽引しました。しかしながら一方では、地元卸小売業の多くは県外資本量販店の進出の影響を受け、競争激化による収益減少にさらされるなど業種間格差や企業規模に応じた格差は拡大しております。また、少子高齢化による人口減という地方が持つ構造的な課題を抱えており、地域経済規模の縮小が懸念されています。

当金庫は、鳥取県中部地区を主たる経営基盤とする唯一の金融機関として、「地元と共に生きる」を経営理念とし、創業支援、企業再生支援、経営相談・コンサルティング機能の発揮、円滑な資金対応等に取り組み、地域に貢献するよう尽力してまいりました。法人向け貸出金は運転資金を中心に、個人向け貸出金は個人ローン、カードローンを積極的に推進しました。また、個人預金は年金、給振、定期積金等の家計メイン化の推進、法人預金においては決済資金の取り込み等に努めてまいりました。その結果、当期純利益224百万円を計上することができ、さらに、企業の健全性を示す自己資本比率は13.84%（前年比0.19ポイント増）となりました。

当金庫は、くらしんの創業の原点として企業理念に明示してある「相互扶助」「地域と共存共栄」という「使命感」を再認識し、地域に貢献するために「役割を果たす」という責任の重さを自覚することで、真正面から地域社会の問題・課題に取り組む所存であります。

今後とも倍旧のご支援ご愛顧を賜りますようお願い申し上げ、ご挨拶と致します。

理事長 **笠見 和則**

## contents

|            |    |
|------------|----|
| ごあいさつ      | 1  |
| 企業理念・経営方針  | 2  |
| 地域貢献       | 3  |
| 事業運営       | 12 |
| 業績の概要      | 17 |
| 営業のご案内     | 21 |
| 財務状況       | 26 |
| 自己資本の充実の状況 | 36 |
| 組織構成       | 44 |
| 総代会制度      | 45 |
| くらしんのあゆみ   | 48 |
| 店舗一覧       | 50 |
| 開示項目一覧     | 52 |



| 概 要（平成30年3月31日現在） |                     |
|-------------------|---------------------|
| 創 業               | 明治45年4月             |
| 本 店               | 鳥取県倉吉市昭和町1丁目60番地    |
| 店 舗 数             | 11店舗                |
| 従業員数              | 86人                 |
| 営業区域              | 鳥取県                 |
|                   | 倉吉市、東伯郡             |
|                   | 西伯郡大山町              |
|                   | （旧中山町に限る）           |
|                   | 鳥取市                 |
|                   | （旧八頭郡用瀬町・佐治村を除く）    |
|                   | 岩美郡                 |
|                   | 八頭郡八頭町              |
|                   | （旧船岡町、旧郡家町に限る）      |
|                   | 岡山県                 |
|                   | 真庭市蒜山               |
|                   | （旧川上村、旧八束村、旧中和村に限る） |



## ■企業理念■

### （基本理念）

# 地元と共に生きる

### （経営理念）

## 1. 信 頼

倉吉信用金庫は、法令やルールを遵守すると共に社会的規範を全うするため、法令等遵守を経営の最優先課題と位置づけ、誠実かつ公正な業務運営を行います。

## 1. 変 革

倉吉信用金庫は、時代の変化や、地域の要請を的確に捉え、迅速に対応するため、積極かつ堅実な経営を行います。

## 1. 地域貢献

倉吉信用金庫は、地域のすべての企業、勤労者、家庭の繁栄と幸せをもたらすため貢献します。

## ■経営方針■

### （経営方針）

倉吉信用金庫の創業の原点である相互扶助の精神を大切に、「地域の為に貢献する」という使命感を再認識し、今こそ地域社会の再生と活性化を目指し「使命共同体」としてその中核となって、中小零細な地元企業の支援、地域住民の豊かな生活の向上、活力ある地域社会の実現に向けて貢献していきます。そのために強固な経営基盤をさらに確固たるものにし、“小さくても最良のくらしん”を実現します。

### （行動基準）

## 1. 礼 儀

我々は、礼儀を基本とした誠意ある行動で、地域からの信頼を高めます。

## 2. 元 気

我々は、健康管理を怠らず、明るく、気みなぎる行動で、地域からの共感を受けます。

## 3. 向 上

我々は、自己啓発を心掛け、仕事に創意を生かし、顧客の満足度を高め地域に奉仕します。



積極的に地域や人々に働きかけていく「くらしん」をイメージ、「K」と「S」および「く」を組み合わせてデザイン化。堅実に発展する姿、しなやかに伸びていく様、時代の風を受け、皆様と共に大きく飛躍する姿を表現しています。

三層の重なりは「ひと」「街(地域)」「くらしん」を意味し、「S」のなめらかなラインによって三者が織り成すハーモニー(調和)を、また直線と鋭角によって信頼感、緊張感、正確さを表しています。

グリーンは「自然の緑」および「安らぎ」「安心」「信頼」を、イエローは「英知」「協調」を意味しています。

## 倉吉信用金庫と地域社会

当金庫は鳥取県中部を主な事業区域として地元の中小企業や住民が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展して行くことを共通の理念として運営されている相互扶助の金融機関であります。

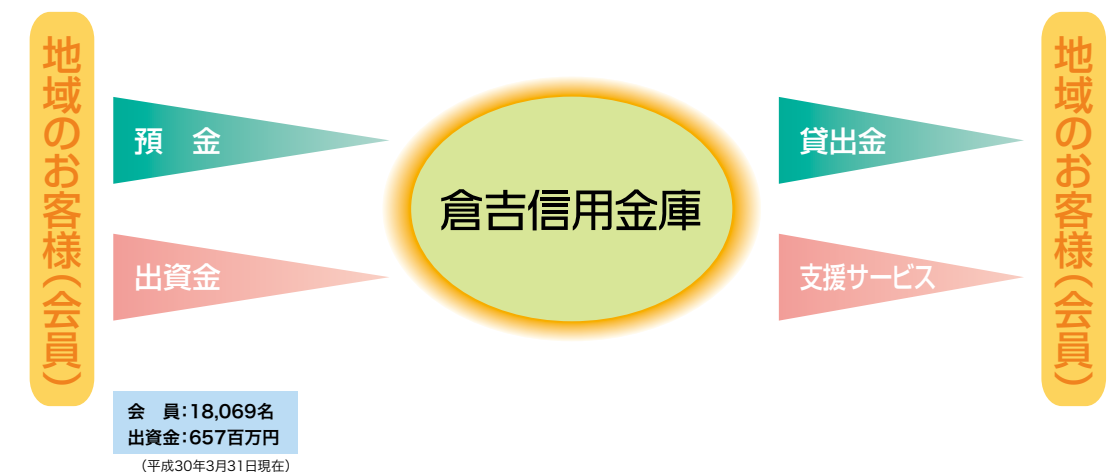
地元のお客様からお預かりした大切な資金は、地元で資金を必要とするお客様に融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをすると共に、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民の皆様との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めており、貸出金の預金積金に占める割合（預貸率）は53.13%となっております。また、金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育、スポーツの振興といった分野にも積極的に取り組み地域貢献を実行しております。

### ●預金積金に関する事項（地域からの資金調達の状況）

当金庫では、地域の皆様の資産作りのお手伝いとして、お客様の生活設計・資産形成・事業の発展に寄与する商品を揃えて、窓口にご来店いただくことは勿論、ご自宅・事務所にお伺いし、地域の皆様の要望にお応えしております。

商品明細につきましては21ページに詳しく掲載しております。

【預金積金残高：75,785百万円】（平成30年3月31日現在）



### ●貸出金に関する事項（地域への資金供給の状況）

地域からお預け頂いた資金は、地域のお客様のニーズに応え、地域の活性化に資する為に地域に還元し、中小企業の健全な発展と、地域の皆様の健全な繁栄に役立てていただく事を運用の基本として位置づけ、設備投資から運転資金に至る事業資金は勿論、地域の再生に貢献する各種商品を揃えております。

また、個人のお客様へは資産形成と生活向上を目的とした各種ローンを準備しております。

融資形態は事業用の設備資金が7,028百万円、運転資金が14,943百万円、個人の住宅ローンが5,516百万円、消費者ローンが2,631百万円、地方公共団体融資が7,224百万円となっております。

商品明細につきましては22・23ページに詳しく掲載しております。

【貸出金残高：40,267百万円】【預金積金に占める貸出金の割合53.13%】（平成30年3月31日現在）

### ●貸出金以外の運用に関する事項

貸出金以外の運用については、信金中金等への預け金と有価証券への投資を行っております。常に安全性を第一に心がけ、投資先のデフォルトリスクに対応できるよう、投資先を分散して運用しております。

【預け金残高：28,687百万円】【有価証券残高：9,940百万円】【その他運用残高：460百万円】（平成30年3月31日現在）

取引先への支援等（地域とのつながり）

当金庫は政府系金融機関、中小企業診断士協会、TKC 税理士会等との連携契約を締結し、景気低迷の現在様々な問題を抱えておられるお客様へ経営の改善策や創業に対するアドバイス・支援を全店的に実施しております。特に再生担当を設けて企業の経営改善に取り組んでおります。

お客様ネットワークの取り組みとして、「しんきんビジネスマッチングサービス」を活用してビジネスマッチングの場を設けております。

その他、各営業店に経営者の会、年金受給者の会や経営者の婦人を対象とした「さざなみ会」を組織して、会員相互の親睦と情報交換の場所を提供しております。

また、あらゆる相談所として「法律相談」「税務相談」「年金相談」等の相談日を定期的に開催し、地域の皆様の相談に対応しております。

決算に関する事項

当金庫は地域に対する貢献を継続するため、企業の継続性を目指し、経営の合理化・効率化を追求してまいりました。その結果、平成30年3月期には235百万円の業務純益を計上し、224百万円の当期純利益を計上しました。

今後も積極的な業務展開を推進し、安定的な収益確保を図り、更なる地域貢献が果たせるよう努めてまいります。

中小企業の経営改善及び地域の活性化のための取組状況（平成29年4月～ 30年3月）

|                                                                                                                                                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 中小企業の経営支援に関する取組方針                                                                                                                              |
| 地域の中小企業への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命と認識し、お客様からの資金需要や貸出条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。 |
| 2. 中小企業の経営支援に関する態勢整備                                                                                                                              |
| 「中小企業者等の金融円滑化基本方針」を策定し、金融円滑化に関する事項を管理する「金融円滑化推進委員会」を設置して、態勢整備を図りました。                                                                              |
| 貸出条件変更等に関する相談をお受けするための窓口「金融円滑化相談窓口」を設置し、本取り組みに係る意見・要望・苦情へ対応するための窓口を本部に設置して、態勢整備を行っています。                                                           |
| また、資産管理部企業再生課が営業店と連携してお客様の経営改善支援を行います。                                                                                                            |
| 3. 中小企業の経営支援に関する取組状況                                                                                                                              |
| a 創業・新規事業開拓の支援                                                                                                                                    |
| 創業、新分野進出に対しては、地域情報ネットワークを活かし、積極的に対応しています。                                                                                                         |
| 平成29年度は、鳥取県の制度融資である「創業支援資金」及び当金庫の「プロパー資金」を26件292百万円実行支援しています。                                                                                     |
| b 成長段階における支援                                                                                                                                      |
| 中小企業が保有する売掛金・棚卸資産・機械設備等を担保として、金融円滑化支援をしています。                                                                                                      |
| 平成29年度は、流動債権譲渡担保と集合動産担保の新規取扱いが、6件311百万円取り組みしました。                                                                                                  |
| c 経営改善・事業再生・業種転換等の支援                                                                                                                              |
| とっとり企業支援ネットワークを積極的に活用し、企業の経営改善、事業再生の支援に取り組んでいます。                                                                                                  |
| 平成29年度は、とっとり企業支援ネットワーク2先を取り組み支援しています。                                                                                                             |
| 4. 地域の活性化に関する取組状況                                                                                                                                 |
| 歴史的に価値の高い建築物を、地域経済の活性化を図る目的で、再活用する事業について、補助金、民間の出資と併せて、地元金融機関での協調支援に取り組みました。                                                                      |

地域密着型金融の取組状況（平成29年4月～30年3月）

1. ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化

《取組方針》 地域金融機関としての特性を発揮し、地域情報ネットワークの活用と、継続的取引関係を通じ、取引先中小企業の創業から成長段階（ライフサイクル）に応じたきめ細かい支援を行うことで、地域の金融円滑化の役割を担っていく。

創業、新事業への積極的な支援

|                                             |
|---------------------------------------------|
| ・創業、新分野進出に対しては、地域情報ネットワークを活かし、積極的に対応いたしました。 |
| 新規参入・新分野進出への支援                              |
| 平成 29 年度の実績…26 件、292 百万円                    |

事業及び企業の積極的な再生支援

|                                                                               |
|-------------------------------------------------------------------------------|
| 貸出条件の変更に積極的かつ柔軟な対応                                                            |
| ・中小企業金融円滑化対応として、取引先の資金繰り改善を目的として、積極的に対応いたしました。                                |
| 平成 29 年度の実績…105 件、1,133 百万円                                                   |
| ・とっとり企業支援ネットワークの積極的な活用                                                        |
| 産・官・学・金との情報ネットワークを活用した、地域の取引企業への支援                                            |
| ・鳥取大学産学・地域連携推進会議にも1名を登録し、積極的に情報交換を行っています。                                     |
| ・商工会議所が中心となって運営している産・官・学・金の会「中部元気クラブ」に当金庫役員が中心となって参加し、積極的に情報交換しています。          |
| ・日本政策金融公庫と業務特性を活かしつつ、相互にノウハウ等を補完、共有し、創業予定者に対するクオリティーの高い支援を目的として、創業分野で連携しています。 |
| ・独立行政法人鳥取県産業技術センターと産業技術分野での地元中小企業等への支援、情報交換や情報発信等を行うことを目的として、連携しています。         |

再生支援先の経営改善指導

・平成 29 年度は経営支援先 30 先を定め、うち5先を重点先とし経営改善指導の取り組みを実施し、経営者とのヒアリングや、営業店長との計画の進捗状況の検討を行いました。

| 期初<br>債務者数<br>（取引先企業<br>除く正常先） | うち<br>経営改善支援<br>取組み先数 | うち期末に債務<br>者区分がランク<br>アップした先数 | うち期末に債務<br>者区分が変化し<br>なかった先数 | うち再生計画を<br>策定した先数 | 経 営 改 善 支<br>援取組み率 | ラ ン ク ア ッ<br>プ率 | 再 生 計 画 策<br>定率 |
|--------------------------------|-----------------------|-------------------------------|------------------------------|-------------------|--------------------|-----------------|-----------------|
| 336                            | 30                    | 1                             | 26                           | 29                | 8.92%              | 3.33%           | 96.66%          |

取組事例

|                                                                 |
|-----------------------------------------------------------------|
| 《取引先企業の事業継続支援及び資金繰り改善支援》                                        |
| 取組の動機・経緯                                                        |
| 病院を営んでいますが、特色を生かした医療の周知不足から差別化が図れず、医療収入が低迷。事業再生の取り組みが必要となりました。  |
| 取組の内容                                                           |
| 経営陣の事業継続に向けた意欲が伺えることから、とっとり企業支援ネットワーク案件として商工会と連携し、事業計画を策定しました。  |
| 成果・効果                                                           |
| 金融支援により経営に専念できたこと、広報活動も商工会の協力が得られたことで売上高の増加につながりました。            |
| 評価及び課題                                                          |
| 内外環境面と業況を注視する必要があることから、取引先等の理解を得て、事業計画のアクションプラン等の進捗状況を把握して参ります。 |



2. 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底

《取組方針》 定性情報を含めた地域での情報を活かし、取引先の事業価値を見極める、いわゆる「目利き力」を発揮することで、取引先中小企業に対して積極的に資金供給を行っていく。

●不動産担保、個人保証に過度に依存しない融資の推進

|                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 売掛債権担保融資とA B Lの推進                                                                                                                                                                                                                                           |
| 平成 29 年度は、流動債権譲渡担保および集合動産担保融資として、6 件 311 百万円を取り扱いました。                                                                                                                                                                                                       |
| シンジケートローンの組成と参加                                                                                                                                                                                                                                             |
| シンジケートローンの組成に 1 件参加しました。                                                                                                                                                                                                                                    |
| 目利き能力の向上                                                                                                                                                                                                                                                    |
| ・平成 29 年 8 月 9 日に、倉吉商工会議所と合同で、中小企業基盤整備機構中国本部のコーディネーターを講師に招き、「倉吉信用金庫と倉吉商工会議所との中小企業の経営支援に向けた連携支援体制について」の研修とグループディスカッションを開催し、当金庫の 30 代職員 11 名が参加しました。<br>・平成 29 年 11 月 24 日に、融資レベルアップ研修として、中国税理士会倉吉支部の会員様方と当金庫の営業店長を中心とした 12 名が「事業承継」、「事業性評価融資」に関する意見交換を行いました。 |

●取組事例

|                                                             |
|-------------------------------------------------------------|
| 《売掛債権担保融資の推進とA B Lの検討》                                      |
| 取組の動機・経緯                                                    |
| 中小企業の金融円滑化を図ることを目的として、売掛債権担保融資、A B Lの推進に取り組みました。            |
| 取組の内容                                                       |
| 資金供給手段として、A B Lを積極的に活用し「流動債権譲渡担保」及び「集合動産担保」等を取り組みました。       |
| 成果・効果                                                       |
| 流動債権譲渡担保および集合動産担保      平成 29 年度新規取り扱い      6 件      311 百万円 |
| 評価及び課題                                                      |

昨年度は、平成 28 年 10 月 21 日に発生した鳥取県中部地震からの復興を目的とした「鳥取県災害等緊急対策資金」の活用が多かったことから、取扱いは 1 件の 22 百万円でしたが、平成 29 年度は 6 件の 311 百万円と取り扱い件数、金額とも増加しました。  
中小企業の資金ニーズに対応した地域密着型の融資取り組みであると考え、新規先の開拓や既存取引先の深耕に活用できることから、引き続き積極的に推進して参ります。

●経営者保証に関するガイドラインの活用状況

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 経営者保証に関するガイドラインへの取組                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 倉吉信用金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入や保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めていきます。<br>なお、平成 29 年度に倉吉信用金庫において、新規に無保証で融資した件数は 208 件、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合は 20.39%、保証契約を解除した件数は 75 件、同ガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数（倉吉信用金庫をメイン金融機関として実施したものに限る）はありませんでした。 |

3. 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

《取組方針》 この地域のみが信用金庫の生きる地であり、金融の仲介は当然として、親睦、研修、情報交換、ボランティア等さまざまな面で中心的な役目を果たし、顧客・地域の活力作りに貢献することにより、地域に必要とされる金融機関であるため、各種の施策を通じて地域経済活性化、地方創生への取り組みを行う。

|          |
|----------|
| 地方創生への取組 |
|----------|

●地域貢献に資するイベント、行事の開催と、地域経済活性化への取組

文化・芸術の発展と街の賑わい創出に向けて、地元新聞社が主催する著名人による写真、絵画等の展覧会の協賛を継続するほか、以下の活動を行いました。  
・平成 29 年度も 4・7・10・1 月の 4 回「くらしん囲碁大会」を開催し、地域の子供から高齢者まで毎回 100 人以上のファンに参加いただきました。特に、1 月に開催した新春大会は、プロ棋士 2 名を招聘して盛大に開催いたしました。この囲碁大会では、毎回地元出身のプロ棋士の指導等もあることから新規の参加者が増加しており、地域の囲碁の活性化に貢献しています。  
・平成 29 年 8 月に開催された倉吉打吹まつりには、みつぼし踊りに約 40 名の職員が参加して地域の人々と交流しました。  
・平成 29 年 6 月、地元 N P O 主催のウォーキングフェスタへボランティアとして職員 60 名を派遣しました。スポーツ・文化活動へ積極的に参加することで、地域との関わり、町づくり事業への関与としても貢献しております。  
・平成 29 年 12 月、当金庫の若手職員で組織する「くらしんヤングコア」が福祉施設の清掃活動および街頭歳末助け合い募金を実施し、集まった募金を地域の社会福祉協議会に寄付しました。また、同月に地元の福祉施設 2 先に対して、恒例の新米を寄贈しました。  
地域の活性化や貢献活動等一連の活動は、地元に本店を置く金融機関として地域の皆様からの期待も大きく、今後も継続して取り組みをしていきたいと考えています。

●地元での買物、発注を推奨する「地賛地商」運動の展開

地域経済の活性化を図る為、倉吉信用金庫では「地賛地商」をスローガンにした P R ポスターを平成 22 年度に作成・配布しましたが、現在も外郭団体の講演会での参加者並びにポスター希望先へ配布し、引き続きポスターの活用を継続し地元での買物、発注を啓蒙しています。



## ●ビジネスマッチングの推進

平成 29 年 9 月、取引先に対する山陽方面への販路開拓、受注拡大などのビジネスチャンスの支援を目的に、岡山しんきん合同「第 14 回ビジネス交流会」の出席を紹介し販路拡大に繋がりました。

平成 30 年 11 月には山陰地区の 6 信用金庫が合同で「第 6 回山陰しんきんビジネスフェア」の開催を松江くびきメッセにて予定しており、現在全体で約 100 先の事業先が出席申し込みをしていただき、商談会の準備をすすめております。



「第 5 回山陰しんきんビジネスフェア」の様子

## ●取組事例

### 《地元中小企業に対する販路拡大の場を提供》

#### 取組の動機・経緯

「地賛地商」を推進するとともに、地元中小企業に対する販路拡大につながる商談の機会を提供いたしました。

#### 取組の内容

山陰地区信用金庫合同での「山陰しんきんビジネスフェア」は、平成 28 年 10 月 20 日に開催をいたしました。  
また、山陽方面への取引拡大として事業展開を進めている事業先へ「岡山しんきん合同ビジネス交流会」を紹介し、参加をされております。

### 《地方創生への取組みについて》

地方創生への対応として、平成 27 年 4 月に地方創生担当部を設置、営業店長を地方創生担当者として全店に配置し本部と連携を図り地方版総合戦略に積極的に関与できるよう体制を整備しました。

地方版総合戦略の推進に向けて地元自治体、経済団体等と連携を図り、個別施策等について金庫の持つ知見等を生かした機能を発揮し協力を行っています。

平成 28 年 1 月、倉吉市と地方創生に関する包括連携協定を締結し地方創生の実現に向けて互いに連携・協力することに合意し、倉吉市に対して提言等を行っています。更に平成 29 年 7 月には「三朝町まち・ひと・しごと推進会議」委員としての委嘱を受け、三朝町総合戦略の達成に向けて積極的に関与しています。

平成 28 年 12 月、湯梨浜町総合戦略として「生涯活躍のまち構想」の実現に向けた民間主導による「湯梨浜まちづくり株式会社」の設立に伴い出資をおこないました。

平成 30 年 4 月、地域金融機関と信用保証協会が共同出資し地方創生を支援する「とっとり地方創生ファンド」に出資し地域産業の競争力強化と地域経済の活性化に取り組んでいます。

## 金融円滑化への取組状況

倉吉信用金庫は、地元の中小企業および個人のお客様の幅広い資金ニーズに、迅速かつ安定的にお応えするため、「地域金融円滑化のための基本方針」を定め、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでいます。

平成 30 年 3 月末における当金庫の金融円滑化への取り組み状況をお知らせいたします。

## 1. 金融円滑化管理に関する基本方針について

当金庫の金融円滑化への取組方針は以下の通りです。

### 取組方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客様からの資金需要や貸出条件の変更等のお申込があった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組みます。

## 2. お借入条件の変更等に係る苦情相談を適切に行うための体制について

### (1) 苦情相談窓口の設置

本部コンプライアンス統括室に苦情相談窓口を設置し、金融円滑化に関するお客様からの苦情、相談メール、専用フリーダイヤルを新たに設置し、真摯に対応する体制としております。

(平成 22 年 1 月 18 日苦情・相談メール開設、同 25 日専用フリーダイヤル開設)「0120-031511」

### (2) お客様からの苦情、相談記録の作成と保存

お客様からございました、苦情、相談については、その内容を適切に記録・保存するとともに、委員会で協議を行い、関連部署と協力し、問題解決、改善に努めてまいります。

## 3. 中小企業者のお客様の事業についての改善または再生のための支援を行うための体制について

### (1) 経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取り組み

お客様からの経営相談については営業店が真摯にお話をお伺いし、お客様の抱えている問題を十分認識したうえで、その解決に向けて取り組んでまいります。

経営改善計画を策定する意思のあるお客様から要請がある場合には、経営改善計画の策定を支援しております。

また、お借入条件の変更等に際して、経営改善計画を策定した場合には、当該改善計画の進捗状況を適切に管理するとともに、必要に応じて経営相談・経営指導を行うなど、経営改善に向けた働きかけを行っています。

経営改善・指導は本部企業再生課がサポートいたします。

### (2) 経営相談・経営指導及び経営改善に向けた能力向上施策

お客様の事業価値を見極める能力（目利き力）を向上させるための研修を実施し、当該能力の向上を目的とした人材育成に努めてまいります。



金融円滑化法期限到来後における貸付条件の変更状況

(金融円滑化法は平成25年3月末で終了しましたが、本票は平成25年4月以降の受付を加算して集計したものです。)

1. 貸付けの条件の変更等の申込を受けた貸付債権の額

(債務者が中小企業者である場合)

(単位：百万円)

|                       | 平成23年<br>3月末 | 平成24年<br>3月末 | 平成25年<br>3月末 | 平成26年<br>3月末 | 平成27年<br>3月末 | 平成28年<br>3月末 | 平成29年<br>3月末 | 平成29年<br>9月末 | 平成30年<br>3月末 |
|-----------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 貸出条件の変更等の申込を受けた貸付債権の額 | 3,955        | 5,997        | 8,930        | 11,107       | 12,591       | 13,900       | 14,925       | 15,376       | 16,058       |
| うち、実行に係る貸付債権の額        | 3,726        | 5,752        | 8,449        | 10,643       | 12,137       | 13,457       | 14,598       | 15,051       | 15,680       |
| うち、謝絶に係る貸付債権の額        | 58           | 82           | 82           | 82           | 82           | 82           | 82           | 82           | 82           |
| うち、審査中の貸付債権の額         | 139          | 9            | 245          | 138          | 127          | 117          | 1            | 0            | 52           |
| うち、取下げに係る貸付債権の額       | 31           | 153          | 153          | 243          | 243          | 243          | 243          | 243          | 243          |

2. 貸付けの条件の変更等の申込を受けた貸付債権の数

(債務者が中小企業者である場合)

(単位：件)

|                       | 平成23年<br>3月末 | 平成24年<br>3月末 | 平成25年<br>3月末 | 平成26年<br>3月末 | 平成27年<br>3月末 | 平成28年<br>3月末 | 平成29年<br>3月末 | 平成29年<br>9月末 | 平成30年<br>3月末 |
|-----------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 貸出条件の変更等の申込を受けた貸付債権の数 | 326          | 530          | 740          | 912          | 1,039        | 1,163        | 1,267        | 1,307        | 1,372        |
| うち、実行に係る貸付債権の数        | 305          | 505          | 711          | 875          | 1,007        | 1,128        | 1,237        | 1,279        | 1,340        |
| うち、謝絶に係る貸付債権の数        | 3            | 7            | 7            | 7            | 7            | 7            | 7            | 7            | 7            |
| うち、審査中の貸付債権の数         | 12           | 2            | 6            | 9            | 4            | 7            | 2            | 0            | 4            |
| うち、取下げに係る貸付債権の数       | 6            | 16           | 16           | 21           | 21           | 21           | 21           | 21           | 21           |

3. 貸付けの条件の変更等の申込を受けた貸付債権の額

(債務者が住宅資金借入者である場合)

(単位：百万円)

|                       | 平成23年<br>3月末 | 平成24年<br>3月末 | 平成25年<br>3月末 | 平成26年<br>3月末 | 平成27年<br>3月末 | 平成28年<br>3月末 | 平成29年<br>3月末 | 平成29年<br>9月末 | 平成30年<br>3月末 |
|-----------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 貸出条件の変更等の申込を受けた貸付債権の額 | 386          | 524          | 674          | 752          | 834          | 916          | 968          | 979          | 989          |
| うち、実行に係る貸付債権の額        | 296          | 435          | 598          | 682          | 728          | 846          | 898          | 908          | 919          |
| うち、謝絶に係る貸付債権の額        | 7            | 7            | 30           | 30           | 30           | 30           | 30           | 30           | 30           |
| うち、審査中の貸付債権の額         | 41           | 41           | 5            | 0            | 35           | 0            | 0            | 0            | 0            |
| うち、取下げに係る貸付債権の額       | 39           | 39           | 39           | 39           | 39           | 39           | 39           | 39           | 39           |

4. 貸付けの条件の変更等の申込を受けた貸付債権の数

(債務者が住宅資金借入者である場合)

(単位：件)

|                       | 平成23年<br>3月末 | 平成24年<br>3月末 | 平成25年<br>3月末 | 平成26年<br>3月末 | 平成27年<br>3月末 | 平成28年<br>3月末 | 平成29年<br>3月末 | 平成29年<br>9月末 | 平成30年<br>3月末 |
|-----------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 貸出条件の変更等の申込を受けた貸付債権の数 | 35           | 51           | 65           | 74           | 80           | 89           | 93           | 94           | 95           |
| うち、実行に係る貸付債権の数        | 28           | 44           | 58           | 68           | 73           | 83           | 87           | 88           | 89           |
| うち、謝絶に係る貸付債権の数        | 1            | 1            | 2            | 2            | 2            | 2            | 2            | 2            | 2            |
| うち、審査中の貸付債権の数         | 2            | 2            | 1            | 0            | 1            | 0            | 0            | 0            | 0            |
| うち、取下げに係る貸付債権の数       | 4            | 4            | 4            | 4            | 4            | 4            | 4            | 4            | 4            |

地域貢献活動

当金庫では、地域金融機関として、「地域と共に生きる」をテーマに金融サービスの提供を通じ、地元企業の発展や、地域にお住まいの皆様の生活の向上、豊かで活力ある地域社会の実現を願い、商工会議所等各種団体に入会して活動する他、地域のイベント活動や社会福祉活動に参加しています。

●6月15日「信用金庫の日」

信用金庫法が公布・施行された日にちなみ、6月15日を「信用金庫の日」として、全店一斉による周辺道路や公共施設のクリーン活動を実施すると共に、営業店ロビーでのお取引先の作品展や、日ごろの感謝を込めて多彩なイベントを催し、明るく親しみやすい窓口をお客様をお迎えしています。



全店一斉清掃活動

●地域の祭りへの積極参加

倉吉打吹まつりでは、職員の「みつぼし踊り」参加により、地域の方々と共に祭りを盛り上げています。また、各地域で行われる行事には支店単位でも積極的に参加しています。



みつぼし踊りに参加

●イベントの提供

新春に日本棋院のプロ棋士を招き、年4回開催している囲碁大会をはじめ、ゴルフコンペ、健康ウォーク、グラウンドゴルフ大会等のイベントを定期的に提供し、大勢の方々に参加いただいています。



新春くらしん囲碁好友会大会



ゴルフコンペ

社会福祉活動

地域の社会福祉への貢献活動として、福祉施設等へ新米を寄贈しているほか、歳末助け合い街頭募金を毎年行っております。

●新米寄贈

新年を気持ちよく迎えていただくために、毎年福祉施設等に新米を寄贈しています。



新米寄贈

●ボランティア活動

若手職員で組織しているヤングコアでは、毎年中部地区を中心に歳末助け合い募金を行っており、集まった募金は地元の社会福祉協議会に寄贈し地域の皆様のお役にたっています。また、福祉施設への清掃活動も毎年続けており、大変喜んでいただいております。地域貢献の一環として地元開催のイベントにも運営スタッフとしてボランティア参加しております。



福祉施設の清掃活動



募金活動



地元開催イベントへのボランティア



事業の運営に関する事項

1. リスク管理の取組み

●リスク管理の体制について

金融制度改革により金融が自由化されると同時に、近年著しく発展したコンピュータ技術の革新等によりリスクの多様化、複雑化が進展してきました。

そこで当金庫は地元の金融機関として地域に貢献するためにリスク管理を経営の健全性維持、向上のための重要項目と位置づけ、次のとおり各種リスク管理を行っています。

| 信用リスク管理                                                                                                                                                                        | 市場リスク管理                                                                                                                              | 流動性リスク管理                                                                                                                                                               |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 信用リスクとは、貸出金の回収不能や利息の徴求不能等資産の健全性が損なわれるリスクです。<br>当金庫では貸出金の健全性を維持するため厳格な審査体制をとっています。<br>また、このためのスキルアップにも努め内部研修の実施や外部研修への派遣を実施するとともに、当金庫が定めた「自己査定規程」により厳格な資産査定を行い適切な償却・引当を実施しています。 | 市場リスクとは、金利・株価・為替等市場でのリスクファクターの変動により当金庫が保有する有価証券等が価格の変動で損失を被るリスクです。<br>当金庫では、ALM委員会および作業部会を設け経済情勢・市場動向・金利動向を検討し健全な資金運用の方針を策定し実行しています。 | 流動性リスクとは、予期せぬ資金流出等により必要資金の確保が困難となる場合や通常よりも高い金利や不利な条件で資金調達を余儀なくされることにより被るリスクです。<br>当金庫では自己資本比率等当金庫の健全性を積極的に情報開示し、信用不安の未然防止に努めるとともに安全性・流動性に配慮した資金運用と適正な支払準備資産の確保に努めています。 |

オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとして当金庫は「事務リスク」「システムリスク」「法務リスク」「風評リスク」を認識し各々以下の管理を実施しています。

1. 事務リスク管理

事務リスクとは、事務上のミスや不正によって損失を被るリスクです。

当金庫では監査部による定期的な監査を実施する一方、「事務改善委員会」を設置し事故の未然防止と同時に事務水準の向上を目指す研修を実施しています。

2. システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータの誤動作またはシステムダウン等の発生により損失を被るリスクです。

当金庫は、しんきん共同センターに加盟し勘定系及び情報系のオンラインシステムでサービスを提供しています。同センターは、通信回線の二重化及び他地域のバックアップセンターの設置等、災害発生時のオンラインシステム確保に万全の態勢をとっています。

また、当金庫では「セキュリティポリシー」「情報資産管理規程」等を制定し、顧客情報の保護にも努めています。

3. 法務リスク管理

法務リスクとは、金庫経営等に関する法令・庫内規程等に違反する行為ならびにその恐れのある行為が発生することで信用の失墜を招き、当金庫が損失を被るリスクです。

当金庫は全ての部署を関連部署と位置付け、コンプライアンス態勢の確立をとおして法務リスクを管理することとしています。

4. 風評リスク管理

風評リスクとは、悪い評判や風説等が広まることにより信用が損なわれるリスクです。

当金庫では透明性の高い経営に努め、各種メディア及び媒体を利用し積極的にディスクローズすることにより当金庫の健全体質を広報すると同時に、コンティンジェンシー・プランを策定し対応しています。

2. 法令等遵守体制（コンプライアンス体制）について

金融取引においては、公正な競争の確保、顧客情報の厳正な取り扱い、インサイダー取引の禁止、マネー・ロンダリングの防止など、遵守すべき法令やルールが数多く存在するほか、信用金庫とその役職員は、社会的規範を逸脱するような営業活動を慎み、良識ある営業姿勢を維持する社会的責任を負っています。

法令等遵守（コンプライアンス）とは、こうした法令やルールを厳格に遵守するとともに社会的規範を全うすることをいいます。そのため、倉吉信用金庫では法令等遵守（コンプライアンス）を経営の最重要課題と位置づけ、誠実かつ公正な営業活動を行うことが取引先の皆様から「信頼と安心」をいただき、今以上の「絆」を深めることに繋がると考えます。

このような考えに基づいて、当金庫役職員の行動規範や組織体制、庫内ルールを定めるとともに、資質を向上させるため、研修や資格取得の奨励等様々な施策を実施しております。

また、平成18年4月1日から公益通報者保護法が施行され、これに伴って、コンプライアンス違反行為等の通報者保護を金庫規定上明文化するなど、これまで以上にコンプライアンス重視の金庫経営方針の強化を行っています。

くらしんの行動綱領

- ①信用金庫のもつ社会的使命と公共性を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。
- ②経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さま本位の業務運営を通じて、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や企業活動に脅威を与えるテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。
- ③あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。
- ④経営等の情報の積極的、効果的かつ公正に開示し、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。また、信用金庫を取り巻く幅広いステークホルダーとの建設的な対話を通して、社会からの理解と信頼を確保し、自らの価値向上を図る。
- ⑤すべての人々の人権を尊重する。
- ⑥従業員の多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現する。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保する。
- ⑦資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。
- ⑧信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献する。
- ⑨社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中で、マネー・ロンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努める。

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

- ①当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
- ②金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該商品の重要事項について説明をいたします。
- ③当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
- ④当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
- ⑤金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

3. 顧客保護等

●顧客保護等管理方針

倉吉信用金庫は、お客さまの利益を保護し利便性の向上を図るため、以下の事項について誠実に取り組み、お客さまの視点に立った業務運営が確保できるよう、たゆまぬ改善活動に努めてまいります。

- ①当金庫は、法令やルールを厳正に遵守し、社会規範に則り、誠実かつ公正な企業活動を遂行します。また、お客さまの正当な利益の保護や利便性の向上にむけて継続的な取り組みを行ってまいります。
- ②当金庫は、お客さまへの説明を要する全ての取引や商品について、そのご理解やご経験、資産の状況等に応じた適正な情報提供と商品説明を行います。
- ③当金庫は、お客さまからのご意見や苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまのご理解と信頼を得られるよう努めるとともに、お客さまの正当な利益が保護されるように努めてまいります。
- ④当金庫は、お客さまの情報を適正かつ適法な手段で取得し、法令等で定める場合を除き利用目的の範囲を超えた取扱いやお客さまの同意を得ることなく外部への提供を行いません。また、お客さまの情報を正確に保つよう努めるとともに、情報への不正なアクセスや情報の流出・紛失等の防止のため、必要かつ適切な措置を講じてまいります。
- ⑤当金庫は、業務を外部業者に委託するにあたっては、お客さまの情報の管理やお客さまへの対応が適切に行われるよう努めてまいります。

◇本方針において「お客さま」とは、「当金庫をご利用されている方およびご利用しようとしている方」を意味します。

◇お客さま保護の必要性のある業務は、与信取引、預金等の受入れ、金融商品の販売、仲介、募集等のお客さまと当金庫との間で行われるすべての取引に関する業務です。

●個人情報保護宣言

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、お客様の個人情報および個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

平成27年12月

倉吉信用金庫



1. 個人情報とは  
本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報を含みます。
2. 個人情報等の取得・利用について
- (1) 個人情報等の取得
- ・当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等の取得をします。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客様の住所・氏名・電話番号、性別、生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・ご経験、資産状況、年収などを確認させていただくことがあります。

・お客様の個人情報は、

①預金口座のご新規申込書等、お客様にご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項

②営業店窓口係や得意先係等が口頭でお客様から取得した事項

③当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」、等の入力事項

④各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供される事項

⑤その他一般に公開されている情報

等から取得しています。
- (2) 個人情報等の利用目的
- ・当金庫は、次の利用目的のために個人情報等を利用し、それ以外の目的には利用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用します。また、お客様にとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するように努めます。

・お客様本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示が求められた場合等を除いて、個人情報を第三者に開示することはありません。
- A 個人情報（個人番号を含む場合を除きます）の利用目的（利用目的）
- ①各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため

②法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため

③預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため

④融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため

⑤適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため

⑥与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため

⑦他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため

⑧お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため

⑨市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため

⑩ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため

⑪提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため

⑫各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため

⑬その他、お客様とお取引を適切かつ円滑に履行するため（法令等による利用目的の制限）

①信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

②信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- B 個人番号の利用目的
- ①出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため

②金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため

③金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため

④国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため

⑤非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため

⑥預貯金口座付番に関する事務のため
- 上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。
- (3) ダイレクト・マーケティングの中止
- ・当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客様から中止のお申出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。

- 中止を希望されるお客様は、下記のお問い合わせ先までお申ください。
3. 個人情報等の正確性の確保について
- 当金庫は、お客様の個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つように努めます。
4. 個人情報等の開示・訂正等、利用停止等について
- ・お客様本人から、当金庫が保有している情報について開示等のご請求があった場合には、請求者がご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。

・お客様本人から、当金庫が保有する個人情報等の内容が事実でないという理由によって当該個人情報等の訂正、追加、削除または利用停止、消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報等の訂正等または利用停止等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。

・お客様からの個人情報等の開示等のご請求については、所定の手数料をお支払いいただけます。

・以上のとおり、お客様に関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、下記のお問い合わせ先までお申出下さい。必要な手続についてご案内させていただきます。
5. 個人情報等の安全管理について
- ・当金庫は、お客様の個人情報等の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じます。

・リンクについて

当金庫のウェブサイトには、外部サイトへのリンクがあります。リンク先のウェブサイトは当金庫が運営するものではありませんので、お客様の個人情報等の保護についての責任はリンク先にあります。

・クッキーについて

当金庫のHPでは、クッキーを使用しておりません。（クッキーとは）

クッキーとは、お客様がウェブサイトにアクセスする際、お客様のパソコン等のウェブブラウザに一定の情報を格納し、再度お客様が当金庫のウェブサイトをご利用いただくことを容易にする技術です。クッキーを読むことができるのは設定したウェブサイトのみです。お客様が接続されたその時のみ有効であり、また、お客様の氏名・Eメールアドレスなど個人を特定する情報は含まれていません。
6. 委託について
- ・当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。また、委託に際しましては、お客様の個人情報等の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。

・キャッシュカード発行・発送に関わる事務

・定期預金の期日案内等の作成・発送に関わる事務

・ダイレクトメールの発送に関わる事務

・情報システムの運用・保守に関わる業務
7. 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて
- 当金庫は、個人情報等の取扱いに係るお客様からの苦情処理に適切に取り組みます。なお、当金庫の個人情報の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、下記までご連絡下さい。

【個人情報に関する相談窓口】

倉吉信用金庫 本店 各支店 本部コンプライアンス統括室にて受け付けます。

本店営業部 倉吉市昭和町1丁目60番地 (0858)22-6108

うつぶき支店 倉吉市大正町1075-4 (0858)22-4154

浦安支店 東伯郡琴浦町浦安213-2 (0858)52-2351

由良支店 東伯郡北栄町由良宿551-4 (0858)37-3711

東郷支店 東伯郡湯梨浜町龍島536-3 (0858)32-0631

倉吉駅前支店 倉吉市上井町2丁目3-9 (0858)26-2951

羽合支店 東伯郡湯梨浜町田後340-3 (0858)35-2641

西倉吉支店 倉吉市西倉吉町20-15 (0858)28-3111

西倉吉支店 倉吉市関金町関金宿247-1 (0858)45-3121

三朝支店 東伯郡三朝町大瀬1036-4 (0858)43-2111

真庭支店 岡山県真庭市藤山下徳山43-3 (0867)66-4368

コンプライアンス統括室 倉吉市昭和町1丁目60番地 (0858)22-1111

●金融ADR制度への対応

苦情処理措置

当金庫は、お客様からの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日(9時～17時)に営業店(電話番号は14ページ参照)またはコンプライアンス統括室(電話:0858-22-1111)にお申し出ください。

紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記コンプライアンス統括室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出があれば、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等にお取り次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地お客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法(現地調停)や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法(移管調停)があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫コンプライアンス統括室」にお尋ねください。

4. 反社会的勢力に対する基本方針

倉吉信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

- ①当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
- ②当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
- ③当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
- ④当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- ⑤当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

また、平成24年6月の総代会において、反社会的勢力を会員から排除することとし、定款の一部変更を決議しました。  
定款抜粋（当金庫の会員となることが出来ない者）

1. 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）
2. 次の各号の1に該当する者
- ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

③自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

④暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

⑤役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

5. お客さま本位の業務運営にかかる基本方針

当金庫は、「地元とともに生きる」という基本理念のもと、より一層地元の皆さまのお役に立てるよう、この度「お客さま本位の業務運営にかかる基本方針」を策定いたしました。

当金庫は、本方針にもとづき、以下の事項に誠実に取り組むことで、お客さまの視点に立った商品・サービスを提供し、お客さまの最善の利益を追求しながら、安定した業務運営を確保してまいります。

1. 最適な商品・サービスのご提供
- 当金庫は、お客さまの安定的な資産形成に資するため、お客さまの視点に立って、また、お客さまのニーズに耳を傾け、お客さまに最適な商品・サービスを選択し、提供いたします。

・当金庫は、お客さまに元本毀損リスクを負わせる可能性のある投資信託や変額保険等の金融商品は、取り扱いません。

・保険商品のラインアップについては、保険会社から商品情報を収集し、当金庫に支払われる手数料に捉われることなく、当金庫のお客さまに最適と考えられるものを選択します。

・今後、お客さまのニーズをお伺いする中で、必要に応じて商品・サービスの提供方針や商品ラインアップの見直しを行います。



## 2. わかりやすいご説明

- 当金庫は、お客さまに最適な商品・サービスをお選びいただけるよう、その商品・サービスの特性、手数料等の情報、また、お勧めする理由について、お客さまの理解度や資産の状況等に応じて、わかりやすくご説明いたします。
- お客さまのニーズに加え、商品・サービスにかかる知識・経験・資産の状況をしっかりとお聞きし、理解度を認識したうえで、お客さまが必要とされている商品・サービスをご提案します。
- お客さまがご負担される手数料その他の費用につきましては、金額だけでなく、各種手数料等がどの商品・サービスの対価であるかを含め、お客さまに十分ご理解いただけるよう、情報提供をおこないます。
- 当金庫はお客さまの投資判断の必要な商品・サービスは提供していませんが、ご高齢のお客さまには、必要に応じて、ご家族と一緒にご検討いただくことをお勧めします。

## 3. 利益相反の管理

- 当金庫は、当金庫の利益を優先することなく、また、お客さまの利益が不当に損なわれることのないよう、適切に利益相反の管理を行います。
  - お客さまの利益が不当に損なわれることがないよう、「利益相反管理方針」に従って対応いたします。
  - 研修や会議等を通じて、全役職員にお客さまの利益を不当に損なうことのないよう、利益相反管理の意識の醸成や考え方の啓蒙を行います。
4. お客さま本位の業務運営に向けた態勢整備
- 当金庫は、本方針の基本理念や行動様式を役職員に浸透させ、また、コンサルティング能力の高い人材を育成し、お客さまの最善の利益の追求に貢献します。
  - すべての役職員に対して、「地元とともに生きる」という基本理念、コンプライアンスや利益相反管理方針、そして本方針の基本理念や行動様式について、計画的な研修・会議を通じて啓蒙を行います。
  - コンサルティング能力の高い人材の育成のため、役職員に対し、計画的な研修や外部講座等を利用し、専門知識の取得、コミュニケーション能力の向上に取組み、また、資格取得を奨励します。

## 6. その他の業務運営の取組み

## ●ペイオフについて

この制度は平成 14 年3月までは預金が全額保護されましたが、平成 14 年4月以降定期性預金については 1,000 万円とその利息まで、平成 17 年4月以降は決済性預金を除いた要求性預金と定期性預金を合算して 1,000 万円とその利息まで保護される制度に変わりました。

そのため、当金庫はあらゆるリスクに耐えられる体質を築くため、不良債権の早期解消に努め、皆様に安心してお取引ください、信頼される金庫として役職員一同努力しております。

## ●貸出運営についての考え方

信用金庫の3つのビジョン「中小企業の健全な発展」「豊かな国民生活の実現」「地域社会発展への奉仕」を実現するため地域金融機関として、多くの皆様にご利用いただくため次のことをお約束いたします。

- ・地元中小企業及び住民の皆様の専門金融に徹します。
- ・地元の皆様優先に徹します。
- ・地元の皆様に合致した商品を提供します。
- ・貸出を通じあらゆる相談に応じます。
- ・誠実で公正な対応をいたします。

## 平成29年度業績の概況

当金庫は、平成27年4月1日より平成30年3月31日までの3カ年を“くらしんスクラム強化”3カ年計画に基づいて諸施策を展開しました。

3カ年計画の基本方針を(1)支援力・経営基盤の強化、(2)経営力・内部体制の強化、(3)組織力・人材力の強化、(4)つなぐ力・総合力の強化と定めました。計画理念である独自性発揮による地域の成長と価値創生をめざすことで、会員顧客良し、地域社会良し、くらしん良しの「三方良し経営」の展開を図ることができると確信しております。

3カ年事業計画の骨子として、第1にコンプライアンスの一層の強化(法令等遵守態勢、顧客保護等管理態勢、個人情報管理、反社会的勢力対応等)、第2に収益力の強化に向けた経営の健全性確保(ガバナンスの強化、リスク管理態勢の強化、資産の健全化、自己資本の充実)、経営体質の強化(リスクテイク方針の明示、コア業務純益の確保)地域貢献(金融を通しての地域貢献、金融円滑化後のフォロー態勢の強化、市民生活への貢献、地域との共生・一体感、外部機関との連携)第3に人材育成への積極的な取り組みを掲げ、持続的な発展を目指す経営の基盤強化を図るため、法令等遵守態勢及び経営管理態勢の確立と強化に全力で取り組んでまいりました。

当金庫の保有する資産の健全性を確保するために自己査定を行い、償却・引当基準を基にリスクの程度に応じた以下の分類により、適正な償却・引当を行うことを第一に取り組みしました。

1. 正常先債権、要注意先債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績率に基づき引当をしています。
2. 破綻懸念先債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能と認められる額を減算し、残額(Ⅲ分類)のうち必要額を個別評価による貸倒引当金として計上しています。
3. 実質破綻先および破綻先に対する債権については、個別債務者ごとにⅢ分類、Ⅳ分類とされた債権額全額を予想損失額として個別評価による貸倒引当金を計上するか、直接償却(部分直接償却含む)しています。

上記の方針により償却・引当をしていきますが、更なる経営の健全化を目指して、債権保全強化、不良債権の整理回収促進を進めると共に取引先企業の経営改善指導強化による債権の正常化に努めました。

平成29年度の日本経済は、米国のトランプ政権発足や北朝鮮情勢の緊迫化、都議選と総選挙を巡る政局の変動など、国際情勢や政治が大きく揺れ動く中で危なげなく推移しました。海外経済の堅調も背景に、国内では企業と家計の所得改善が消費と投資の増加を支える動きが続き、景気拡大期間が「いざなぎ景気」を上回る戦後2位に達するなど、その堅調な回復と安定が際立つ展開となりました。こうした堅調な回復の背景には、新興国経済が平成27年後半から持ち直すなど海外経済が緩やかな回復を続けていることや、IoT及びビッグデータの活用拡大及び自動車や家電の情報化の動きを受けて情報関連材の需要が世界的に増加していることがあります。こうした追い風を受けて、日本の輸出や生産は堅調に推移し、企業収益は過去最高水準となっています。雇用者数は高い伸びを続けており、一人当たり賃金が緩やかながら増加する中で、個人消費も緩やかに持ち直しています。

このような経済情勢の中で、鳥取県中部地区の経済情勢は、個人消費は勢いを欠く面も見られますが、雇用・所得環境の改善を背景に、一部に弱さが見られるものの持ち直しの動きが続きました。また、鳥取県中部地震の復旧・復興に向けた災害復旧工事は、建設土木業・建築業・石材業等により地元経済を牽引しました。しかしながら一方では、地元卸小売業の多くは県外資本量販店の進出の影響を受け、競争激化による収益減少にさらされるなど業種間格差や企業規模に応じた格差は拡大しております。また、少子高齢化による人口減少という地方が持つ構造的な課題を抱えており、地域経済規模の縮小が懸念されています。このような背景からも実感される実態経済は非常に厳しいものとなっており、当地の大きな課題となっている状況があります。そんななか、県立美術館の建設決定やフィギュアミュージアムの実現など、新たな動きもでてきています。

当金庫は、鳥取県中部地区を主たる経営基盤とする唯一の金融機関であります。「地元と共に生きる」を経営理念とし、創業支援、企業再生支援、経営相談・コンサルティング機能の発揮、円滑な資金対応等に取組み、地域に貢献する役割に務めた平成29年度でありました。

このような先行き不透明な経営環境の下、地域から選ばれる「くらしん」を目指し、確固たる経営基盤の確立に取り組みしましたが、次のような業績となりました。

預金積金は、経営基盤である中部地区での重点推進を図り、年間を通して堅調に推移致しました。個人預金は、地域の皆様との絆をより一層深めることを基本として、年金、給振、定期預金等の家計メイン化推進への取り組み、法人預金においては決済資金などの取り込みにも努めました。その結果、低コスト資金である流動性預金残高は806百万円増となり、平成29年度期末預金積金残高は前年比884百万円増(1.18%増)の75,785百万円となりました。(期中平残74,596百万円 増加額1,789百万円 2.45%増)

貸出金は、当地区の中小零細企業の経営環境や雇用・所得改善などの家計を取り巻く環境は依然として不透明感があります。資金需要に対する金融機関競

争が激化する中で、法人向け貸出金は運転資金を中心に、個人向け貸出金は個人ローン、カードローンを積極的に推進しました。また、震災復興のための災害等対策緊急資金、地方公共団体融資にも取り組んだ結果、平成29年度期末貸出金残高は前年比57百万円減(0.14%減)の40,267百万円となりました。(期中平残39,081百万円 減少額391百万円 0.99%減)

余資運用は、リスク管理に努め安全性、収益性の確保を基本方針として、預け金においては、系統預金である信金中央金庫のほか日本銀行預け金を中心に運用しました。有価証券は、価格変動・為替リスク・金利リスク等に配慮した運用を行いました。引き続き日本銀行の金融緩和政策による金利低下の影響を大きく受けることになりました。

その結果、預け金の期末残高は、1,548百万円増(5.70%増)の28,687百万円、有価証券の期末残高は、262百万円減(2.57%減)の9,940百万円となりました。

損益収支は、地区内の資金需要に対する競争が激化する中、小口事業者・営農当貸融資、個人ローン、災害等対策緊急資金、地方公共団体融資に取り組みましたが、貸出金は平残で391百万円減、貸出金利回り0.13%の低下もあり貸出金利息は減少、有価証券利息配当金も前年度の投資信託の解約益の剥落もあり減少、預け金利息は預け金残高の増加により微増となりましたが、経常収益は前年比69百万円減(5.11%減)の1,292百万円となりました。一方で、信用コストは適正な引当てを行ないましたが、前年度の震災による建物等への修繕費用の減少や預金保険料の減額により、経常費用は前年比106百万円減(8.96%減)の1,083百万円となりました。その結果、経常利益は前年比37百万円増(21.59%増)の208百万円となり、金融機関の基本的な業務の成果を示す業務純益は前年比37百万円減(13.73%減)の235百万円を計上し、当期純利益は前年比59百万円増(36.05%増)の224百万円となりました。

なお、金融再生法における開示債権は前年比55百万円増加し3,535百万円となり、総与信額に占める割合は8.46%と0.11ポイント増加しました。企業体力を示す自己資本比率は、13.84%(前年比0.19ポイント増)となり、期末の会員数は18,069人(前年比176人減)となりました。

平成30年度の我が国経済は、海外経済の回復が続く中、各種経済・財政政策の政策効果もあいまって、雇用、所得環境の改善が続き、経済の好循環が進展する中で、民需を中心とした緩やかな景気回復が見込まれます。しかしながら、当地区のみならず地方経済は相対的に、大多数の中小零細業者並びに住民にとって地域が内包する少子高齢化や人口減少による経済規模の縮小や非正規職員の増加等の構造的な課題も存在したままです。依然として先行きに不透明感がある状況から、企業収益の増加、雇用・所得環境の改善等景気回復を未だ実感できない現状にあります。

少子高齢化、人口減少等の構造的課題が進行する中において、当地区には他の地域からみれば魅力的に映る独自性のある特性もあることから、そのPRを積極的に強化し、地域資源を有効に活用することで当地区経済を発展させる可能性はあります。また、政府の重要政策の一つである地方創生において、地域金融機関に期待される役割は大きいものがあります。当金庫としても地公体及び外部機関との連携を図りながら、地方の経済成長という観点からも地域密着型金融を通じて地方再生・創生の中心的役割を果たすことが重要であると認識しています。

当金庫は、くらしんの創業の原点として企業理念に明示してある「相互扶助」「地域と共存共栄」という「使命感」を再認識し、地域に貢献するために「役割を果たす」という責任の重さを自覚することで、真正面から地域社会の問題・課題に取り組む所存であります。企業理念に明示する精神は、当金庫が創業以来不変のものであり、実践していることであり、我々はその精神をより深化させ一層の役割を果たしていく責務があります。そのため、この地にあって小さくともキラリと輝く信用金庫であり、健全で収益を持つ独立歩歩の体質を確立し、地域から信頼を受けると同時に期待に応える金融機関として、平成30年4月から“くらしん「共創力」発揮”3カ年計画を策定し取り組んでおります。

本計画は、「倉吉信用金庫の独自性・特性を活かし、お取引先や地域社会の再生・成長・発展に貢献することで当金庫の存在意義をより一層高め、この地域において絶対必要と思っていただけの信用金庫を目指す。」を計画理念とし、基本方針を、「支援力・営業力の深化×進化」「経営力・内部態勢の深化×進化」「人材力・組織力の深化×進化」「業界総合力の深化×進化」としております。このことから、「健全性確保」「経営体質強化(収益力向上)」「地域貢献」を経営目標と位置付け、諸施策を実行してまいります。政策面においても「地方創生」を発足しましたが、我々くらしんも、従来の支援から一歩さらに踏み出し、当地経済の中心になって地域を引っ張っていくその姿が求められています。時代の潮流がいかに変わろうと、くらしんは「不易流行」の通り、法令等遵守、顧客保護、個人情報保護、反社会的勢力対応、FATCA対応、内部事務厳正化は車の両輪のひとつとする一方、安定的に収益確保できる体質の構築を、投資市場での浮利ではなく本業の貸出金収入(事業先貸出・個人貸出)で図り、地域貢献の役割を果たしてまいります。



直近5年間の主要な経営指標の推移

| 科 目                   | 平成25年度    |     | 平成26年度    | 平成27年度    | 平成28年度    | 平成29年度    |
|-----------------------|-----------|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 経常収益                  | 1,479,298 | 千円  | 1,571,160 | 1,377,973 | 1,361,853 | 1,292,240 |
| 経常利益<br>(又は経常損失(△))   | 181,531   | 千円  | 174,312   | 190,283   | 171,641   | 208,712   |
| 当期純利益<br>(又は当期損失(△))  | 157,909   | 千円  | 164,888   | 182,995   | 165,313   | 224,918   |
| 出資総額                  | 647       | 百万円 | 651       | 654       | 657       | 657       |
| 出資総口数                 | 12,954    | 千口  | 13,033    | 13,082    | 13,142    | 13,152    |
| 純資産額                  | 3,483     | 百万円 | 3,599     | 3,740     | 3,836     | 4,014     |
| 総資産額                  | 77,316    | 百万円 | 78,683    | 79,612    | 81,047    | 82,135    |
| 預金積金残高                | 71,634    | 百万円 | 73,076    | 73,677    | 74,900    | 75,785    |
| 貸出金残高                 | 40,310    | 百万円 | 40,424    | 40,077    | 40,325    | 40,267    |
| 有価証券残高                | 11,978    | 百万円 | 12,097    | 11,276    | 10,203    | 9,940     |
| 単体自己資本比率              | 11.96     | %   | 12.69     | 13.03     | 13.65     | 13.84     |
| 出資に対する配当金<br>(出資1口当り) | 2.00      | 円   | 2.00      | 2.00      | 2.00      | 2.00      |
| 役員数                   | 12        | 人   | 12        | 12        | 11        | 13        |
| うち常勤役員数               | 5         | 人   | 5         | 6         | 5         | 6         |
| 職員数                   | 75        | 人   | 71        | 66        | 71        | 70        |
| 会員数                   | 18,736    | 人   | 18,614    | 18,405    | 18,245    | 18,069    |

(注)「単体自己資本比率」は、信用金庫法第89条第1項において準ずる銀行法第14条の2の規程に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1)報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法    b. 支払手段    c. 決定時期と支払時期

(2)平成29年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

| 区分          | 支払総額   |
|-------------|--------|
| 対象役員に対する報酬等 | 62 百万円 |

(注) 1. 対象役員に該当する理事は7名、監事は1名です。(期中に退任した者を含む)

2. 上記の支払総額は、「基本報酬」52百万円、「退職慰労金」9百万円となっております。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の額です。

(3)その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成29年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、平成29年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 平成29年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

リスク管理債権の状況

▶ 貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

| 区 分     | 平成27年度<br>(平成28年3月) | 平成28年度<br>(平成29年3月) | 前年比  | 平成29年度<br>(平成30年3月) | 前年比 |
|---------|---------------------|---------------------|------|---------------------|-----|
| 一般貸倒引当金 | 188                 | 210                 | 22   | 228                 | 17  |
| 個別貸倒引当金 | 914                 | 736                 | △178 | 714                 | △21 |
| 合 計     | 1,103               | 947                 | △156 | 942                 | △4  |

▶ 貸出金償却額

(単位：千円)

| 区 分    | 平成27年度<br>(平成28年3月) | 平成28年度<br>(平成29年3月) | 前年比     | 平成29年度<br>(平成30年3月) | 前年比     |
|--------|---------------------|---------------------|---------|---------------------|---------|
| 貸出金償却額 | 44,768              | 24,375              | △20,393 | 9,216               | △15,158 |

※この償却額は直接償却した金額です。

▶ リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

| 区 分           | 平成27年度<br>(平成28年3月) | 平成28年度<br>(平成29年3月) | 前年比  | 平成29年度<br>(平成30年3月) | 前年比 |
|---------------|---------------------|---------------------|------|---------------------|-----|
| 破綻先債権 (A)     | 126                 | 144                 | 18   | 118                 | △26 |
| 延滞債権 (B)      | 3,366               | 3,218               | △147 | 3,239               | 21  |
| 3ヵ月以上延滞債権 (H) | —                   | —                   | —    | —                   | —   |
| 貸出条件緩和債権 (I)  | 100                 | 110                 | 10   | 173                 | 63  |
| 合 計           | 3,593               | 3,473               | △119 | 3,531               | 57  |

▶ 破綻先債権・延滞債権に対する担保・保証及び引当状況

(単位：百万円)

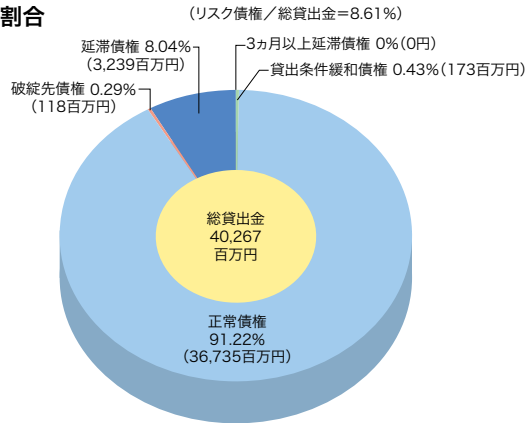
| 区 分                     | 平成27年度<br>(平成28年3月) | 平成28年度<br>(平成29年3月) | 前年比   | 平成29年度<br>(平成30年3月) | 前年比    |
|-------------------------|---------------------|---------------------|-------|---------------------|--------|
| 破綻先債権額 (A)              | 126                 | 144                 | 18    | 118                 | △26    |
| 延滞債権額 (B)               | 3,366               | 3,218               | △147  | 3,239               | 21     |
| 合計(A)+(B) (C)           | 3,493               | 3,363               | △129  | 3,358               | △5     |
| 担保・保証額 (D)              | 2,400               | 2,487               | 87    | 2,477               | △9     |
| 回収に懸念がある債権額 (C)-(D) (E) | 1,093               | 876                 | △216  | 880                 | 4      |
| 個別貸倒引当金 (F)             | 914                 | 736                 | △178  | 714                 | △21    |
| 同引当率(F)/(E)×100 (G)     | 83.70%              | 84.02%              | 0.32% | 81.11%              | △2.91% |

▶ 3ヵ月以上延滞・貸出条件緩和債権に対する担保・保証及び引当金の引当状況

(単位：百万円)

| 区 分                     | 平成27年度<br>(平成28年3月) | 平成28年度<br>(平成29年3月) | 前年比    | 平成29年度<br>(平成30年3月) | 前年比     |
|-------------------------|---------------------|---------------------|--------|---------------------|---------|
| 3ヵ月以上延滞債権額 (H)          | —                   | —                   | —      | —                   | —       |
| 貸出条件緩和債権額 (I)           | 100                 | 110                 | 10     | 173                 | 63      |
| 合計(H)+(I) (J)           | 100                 | 110                 | 10     | 173                 | 63      |
| 担保・保証額 (K)              | 0                   | 4                   | 4      | 27                  | 22      |
| 回収に懸念がある債権額 (J)-(K) (L) | 100                 | 105                 | 5      | 146                 | 40      |
| 貸倒引当金 (M)               | 100                 | 102                 | 2      | 118                 | 16      |
| 同引当率(M)/(L)×100 (N)     | 100%                | 96.79%              | △3.21% | 81.00%              | △15.78% |

■総貸出金に占める割合



▶ リスク管理債権について

(注)

- 「破綻先債権」(A)とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
  - 会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者
  - 民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者
  - 破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者
  - 会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者
  - 手形交換所による取引停止処分を受けた債務者
- 「延滞債権」(B)とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
  - 上記「破綻先債権」に該当する貸出金
  - 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
- 「3ヵ月以上延滞債権」(H)とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
- 「貸出条件緩和債権」(I)とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
- なお、これらの開示額(A、B、H、I)は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
- 「担保・保証額」(D、K)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計です。
- 「個別貸倒引当金」(F)は、貸借対照表に記載した金額ではなく、破綻先債権額(A)・延滞債権額(B)に対して個別に引当計上した額の合計です。
- 「貸倒引当金」(M)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、3ヵ月以上延滞債権額(H)・貸出条件緩和債権額(I)に対して引当てた額を記載しております。



金融再生法開示債権

金融再生法開示債権額

|                   |        |        |      |
|-------------------|--------|--------|------|
|                   | 平成28年度 | 平成29年度 | 前年比  |
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 1,267  | 1,160  | △107 |
| 危険債権              | 2,101  | 2,201  | 99   |
| 要管理債権             | 110    | 173    | 63   |
| 正常債権              | 38,147 | 38,207 | 59   |
| 合 計               | 41,627 | 41,724 | 115  |

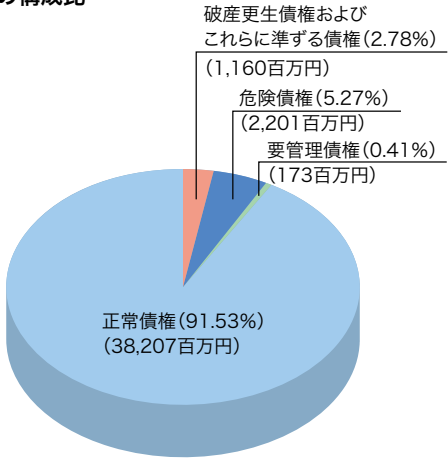
(注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。  
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。  
3. 「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。  
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。

金融再生法開示債権保全状況

|                                          |        |        |        |
|------------------------------------------|--------|--------|--------|
|                                          | 平成28年度 | 平成29年度 | 前年比    |
| 金融再生法上の不良債権 (A)                          | 3,479  | 3,535  | 55     |
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権                        | 1,267  | 1,160  | △107   |
| 危険債権                                     | 2,101  | 2,201  | 99     |
| 要管理債権                                    | 110    | 173    | 63     |
| 保全額 (B)                                  | 3,336  | 3,341  | 4      |
| 担保・保証等 (C)                               | 2,498  | 2,508  | 10     |
| 貸倒引当金 (D)                                | 838    | 832    | △5     |
| 保全率 (B) / (A) x100 (%)                   | 95.88% | 94.51% | △1.37% |
| 担保・保証等控除後債権に対する引当率 (D) / ((A) - (C)) (%) | 85.39% | 81.09% | △4.30% |

(注) 貸倒引当金は個別貸倒引当金及び要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金の合計額です。

開示債権の構成比



預金業務

| 種 類              | 内 容 ・ 特 色                                                          | 預入期間                                                                         | 預入金額                                  |
|------------------|--------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|
| 当座預金             | 手形や小切手をご利用になれる預金です。会社・商店のお取引に便利です。                                 | 出し入れ自由                                                                       | 1 円以上                                 |
| 決済用預金 (無利息型普通預金) | 利息は付きませんが預金保険制度により、大切な預金が全額保護されます。                                 | 出し入れ自由                                                                       | 1 円以上                                 |
| 普通預金             | 給与・年金等のお受取りや、公共料金等の自動支払が可能で、キャッシュカードをセットするとさらに便利です。お財布代わりにご利用ください。 | 出し入れ自由                                                                       | 1 円以上                                 |
| 総合口座             | 普通預金と定期預金を一冊の通帳にセット。「貯める、使う、借りる、支払う」が一冊の通帳でできます。(個人の方に限定)          | 出し入れ自由                                                                       | 1 円以上                                 |
| 後見支援預金           | 後見制度をご利用の後見人の方が、家庭裁判所の「指示書」に基づき、被後見人の財産を安全・適切に保護・管理できる普通預金です。      | 定めはありません                                                                     | 1 円以上<br>※家庭裁判所から交付される「指示書」に基づき取り扱います |
| 貯蓄預金             | 出し入れ自由で、預金残高に応じた段階金利が適用される預金です。                                    | 出し入れ自由                                                                       | 1 円以上                                 |
| 納税準備預金           | 納税資金を計画的に準備していただくための預金で、お利息に税金はかかりません。                             | 引き出しは納税時のみ                                                                   | 1 円以上                                 |
| 通知預金             | まとまったお金の短期間運用に適しています。                                              | 7 日以上                                                                        | 5,000 円以上                             |
| 定期預金             | スーパー定期                                                             | 1,000 万円未満の資金の運用に適した定期預金です。個人向けの期間 3 年以上は、有利な半年複利をご利用いただけます。                 | 1 ヶ月以上 5 年以内<br>1,000 円以上 1,000 万円未満  |
|                  | 変動金利定期預金                                                           | 預入日から 6 ヶ月ごとにその時点の金利情勢で金利が変動する定期預金です。個人向けの期間 3 年は、有利な半年複利をご利用いただけます。         | 1 年、2 年、3 年<br>1,000 円以上              |
|                  | 期日指定定期預金                                                           | 1 年複利の有利な定期預金です。1 年経過すれば満期日を指定でき、一部引き出しも可能です。                                | 最長 3 年<br>1,000 円以上 300 万円未満          |
|                  | 大口定期預金                                                             | 1,000 万円以上の大口資金の運用に適した定期預金です。                                                | 1 ヶ月以上 5 年以内<br>1,000 万円以上            |
| 財形貯蓄             | 一般財形貯蓄                                                             | 勤労者の生活設計のために給与・賞与から天引きし、定期的にお預けいただく預金です。お利息は課税扱いですが、使いみちは自由で、いつでもお引き出しができます。 | 3 年以上<br>1,000 円以上                    |
|                  | 財形年金貯蓄                                                             | 勤労者が老後の資産形成のために積み立てていただく預金で、財形住宅貯蓄と合わせて元金 550 万円までお利息に税金がかかりません。             | 5 年以上<br>1,000 円以上                    |
|                  | 財形住宅貯蓄                                                             | 勤労者が住宅の取得・増改築のために積み立てていただく預金で、財形年金貯蓄と合わせて元金 550 万円までお利息に税金がかかりません。           | 5 年以上<br>1,000 円以上                    |
| 定期積金             | 将来の目的に合わせて、期間や金額を定めて原則毎月計画的に積み立てていく預金です。                           | 6 ヶ月、1 年、2 年、3 年、4 年、5 年                                                     | 100 円以上                               |

金融商品に係る勧誘方針

- 1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。

■ 2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該商品の重要事項について説明をいたします。
- 3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて従業員の知識の向上に努めます。

■ 4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。

■ 5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

| 融資業務    |       |                |                                                                                       |                      |                            |
|---------|-------|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|----------------------------|
| 種 類     |       | 内 容 ・ 特 色      | 融資金額                                                                                  | 返済期間                 |                            |
| 個人向けローン | 自動車関連 | マイカーローン        | 新車・中古車の購入資金をはじめ、自動車免許取得費用や車検費用にもご利用いただけます。                                            | 1,000万円以内            | 10年以内                      |
|         | 教育関連  | 教育プラン          | 入学金、授業料等の学校納付金のほか、受験費用、受験旅費、教科書代、下宿代等の費用等にもご利用いただけます。<br>※学資応援団およびエールは、当座貸越型の教育ローンです。 | 1,000万円以内            | 16年以内<br>(据置期間<br>卒業予定月まで) |
|         |       | 学資応援団          |                                                                                       | 当貸<br>100～500万円      | 8年4ヵ月以内<br>(当貸最長<br>4年6ヵ月) |
|         |       | エール            |                                                                                       | 当貸(カード型)<br>50～500万円 | 15年以内<br>(当貸最長5年以内)        |
|         | 住宅関連  | 住宅ローン          | 住宅の新築・購入、住宅用土地購入、住宅のリフォーム、マンションの購入資金等にご利用いただけます。                                      | 8,000万円以内            | 35年以内                      |
|         |       | 新型住宅ローン        | ※利率変動周期は3年型、5年型、10年型のうちから選択いただけます。(一部商品は選択いただけません)                                    | 10,000万円以内           | 35年以内                      |
|         |       | リフォームローン       | エコ関連設備も対象となります。                                                                       | 1,000万円以内            | 15年以内                      |
|         |       | 無担保借換専用住宅ローン   | 住宅ローンの借換えのための資金を無担保でご利用いただけます。                                                        | 1,000万円以内            | 20年以内<br>(残存期間内)           |
|         |       | コンパクトリフォーム・プラン | お住まいのリフォームにご利用いただけます。保証料不要、担保不要、家族保証で最高500万円、ご返済期間は最長10年です。                           | 500万円以内              | 10年以内                      |
|         | 使途自由  | 個人ローン          | 旅行、レジャー、パソコンなどの耐久消費財購入資金として、豊かな暮らし作りのためにご利用ください。                                      | 500万円以内              | 10年以内                      |
|         |       | 多目的ローン         |                                                                                       | 300万円以内              | 5年以内                       |
|         |       | フリーローンモア       | お使いみちは自由です。借換資金としてもご利用いただけます。                                                         | 500万円以内              | 10年以内                      |
|         |       | フリーローンリリーフ     |                                                                                       | 200万円以内              | 100万円以下 7年<br>200万円以下 10年  |
|         |       | 多目的ローン・プラス     | お使いみちは自由です。借換資金としてご利用いただけます。また、事業者の方もご利用いただけます。                                       | 1,000万円以内            | 15年以内                      |
|         |       | アシスト           |                                                                                       | 500万円以内              | 10年以内                      |
|         |       | 楽々サポートローン      |                                                                                       | 500万円以内              | 15年以内                      |
|         |       | シニアライフローン      | お使いみちは自由です。充実したシニアライフにお役立てください。                                                       | 100万円以内              | 10年以内                      |
|         |       | 職域サポートローン      | 契約事業所の従業員の方に限定し金利等での優遇対応をした商品です。                                                      | 500万円以内              | 10年以内                      |
|         |       | カードローン         | 健康で文化的な生活を営むための資金をカード1枚でいつでもご利用いただけます。                                                | 10～500万円             | 3年<br>(原則、自動更新)            |
|         |       | 願助くん           |                                                                                       | 10～300万円             |                            |

融資業務

| 種 類    |       | 内 容 ・ 特 色         |                                                                                                                                                         | 融資金額                          | 返済期間 |
|--------|-------|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|------|
| 決済機能充実 | 個人向け  | 楽々まもるくん           | 普通預金口座へ貸越極度枠をセットし反復利用できる商品です。キャッシュカードによりＡＴＭからの借入が可能で、また公共料金の口座振替等に普通預金が残高不足の場合にも自動的に極度額まで貸越する事ができます。生活資金決済用に変便利です。                                      | 100万円まで                       | 3年更新 |
|        |       | 家計まもるくん           |                                                                                                                                                         | 20万円・50万円<br>契約１年後に50万円への申込可。 | 2年更新 |
|        | 事業者向け | 経営まもるくん           | 普通預金セット型の当座貸越（プラス残の時は普通預金口座、マイナス残の時は当座貸越口座）です。<br>既存の普通預金口座に当座貸越機能をセットし、払戻請求書による極度内の貸越を可能にする他、口座振替時に残高が不足する場合にも自動的に貸越となります。法人または個人事業主（農業経営者を含む）の方が対象です。 | 1,000万円                       | 1年更新 |
|        |       | 営農支援ドラフト<br>豊作    | 農業経営者（兼業農家含む）専用の当座貸越口座。普通預金に当座貸越がセットされており、利用極度の範囲内で融資が受けられます。営農に必要な運転資金および農業用機械、車輛等の設備資金としてご利用になれます。                                                    | 500万円                         | 1年更新 |
|        |       | 農業支援資金<br>営農まもるくん | 普通預金セット型の当座貸越形式の農業支援資金でＡＴＭでの利用も可能です。既存の普通預金口座にセットし、飼料、材料代、機械設備等農業を営むための資金として利用できます。また、兼業農家の方でも、現在お取引の無い方でも申込みいただけます。                                    | 100万円以内                       | 5年更新 |

| 種 類   |                 | 内 容 ・ 特 色                                                                                 |  |
|-------|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 事業用資金 | 割引手形            | 商業手形・電子記録債権を割引いたします。                                                                      |  |
|       | 手形貸付            | 仕入資金・買掛金支払資金など、短期の資金需要にお応えいたします。                                                          |  |
|       | 証書貸付            | 長期運転資金・設備投資など、長期の資金需要にお応えいたします。                                                           |  |
|       | 当座貸越            | 貸越極度額まで、短期・長期の資金需要にお応えいたします。                                                              |  |
|       | 制度資金<br>（県・市町村） | 創業支援資金・企業自立化支援資金・中小企業小口融資・企業立地促進資金・新規参入資金・地域経済変動対策資金・事業承継支援資金・小規模事業者融資等の各種制度融資を取り扱っております。 |  |
|       | 代理貸付            | 信金中央金庫・㈱日本政策金融公庫・住宅金融支援機構・中小企業基盤整備機構・福祉医療機構・㈱商工組合中央金庫などの各代理業務を取り扱っております。                  |  |

相談業務

▶ 相談業務

毎月1回、各分野における当金庫顧問の先生にお客様が直接ご相談いただくことができます。相談料は無料となっておりますので、お取引の営業店を通じてお気軽にご利用下さい。

|      |                                                                             |
|------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 法律相談 | 複雑化する社会にあって法律上の困り事相談を承ります。                                                  |
| 税務相談 | 贈与、相続、譲渡など税金について何でもご相談下さい。                                                  |
| 年金相談 | 新しく年金を受け取る方は手続きをどうしたらよいかお悩みではありませんか？また年金のもらい忘れをしている場合もあります。年金について何でもご相談下さい。 |

商品利用にあたっての留意事項

■ 1. 預金・ローン等の商品には変動金利商品のようにお客様の予想に反して金利が上下するものがございますので、ご利用されるに当たってはそれぞれの商品やサービスの内容を職員にお尋ねいただくなど、よくご確認の上ご利用をお願いします。

■ 2. ローンのお申し込みについては、当金庫所定の審査がございます。審査の結果、ご期待にそえない場合がございます。

■ 3. ローン等につきましては、ご本人の収入等から無理なくご返済ができるよう計画的なご利用をお勧めいたします。



その他の業務

国内為替業務 送金為替、当座振込および代金取立等を取り扱っております。

機能サービス

|                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |  |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| キャッシュカードサービス        | ご利用時間、平日午前8時から午後9時まで（一部店舗を除く）、休日午前9時から午後7時まで（一部店舗を除く）ご利用できます。全国の都市銀行、地方銀行、労働金庫など（MICS）マークのある金融機関はもちろん、郵便局でもご利用いただけます。また、全国の信用金庫では、「しんきんゼロネットサービス」により、平日の時間内（8時45分～18時）および土曜日の時間内（9時～14時）は手数料無料にてご利用いただけます。さらに「さんいんネットサービス」の連携により、山陰合同銀行および鳥取・島根両県の信用金庫のATMが平日時間内（8時45分～18時）は手数料無料でご利用いただけます。（ただし、一部ATMにおきましては手数料のかかる場合がございます。） <div></div> |  |
| 給与・年金自動受取           | 一度の手続きで毎月の給与や賞与、厚生年金、国民年金などがご指定の預金口座に自動的に振り込まれます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |  |
| 自動支払                | 電気、電話などの公共料金から税金、各種学校の授業料などをご指定口座から自動的にお支払いいたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |  |
| 公金の収納取扱             | 日本銀行蔵入代理店をはじめ地方公共団体の公金取扱業務などを行っており、所得税、法人税、住民税、社会保険料、交通反則金、その他の公金が窓口で払い込みできます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |  |
| ATMによる振込            | ATM（自動機）で全国の金融機関へお振り込みができます。ATMをご利用になりますと、窓口振込より手数料が安くお振り込みができます。平日15時以降は予約振込もできます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |  |
| デビットカードサービス         | 全国のデビットカード取扱加盟店で商品等を購入される際に、当金庫のキャッシュカードをご利用いただくことで、ご購入代金がお客様の預金口座から即時に引き落とされ、お支払いが完了するサービスです。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |  |
| EB（電子取引）サービス        | 全銀一括伝送方式のファームバンキング、インターネットバンキング、ANSER方式のホームバンキングにより、電子取引をご利用いただけます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |  |
| しんきん電子記録債権サービス      | しんきん電子記録債権サービスは、電子記録債権法に基づきでんさいネットを利用して提供する新しい決済サービスです。2008年12月に施行された「電子記録債権法」により創設された、ITを活用した新しい支払い手段で、手形の代替や売掛債権の流動化を図ることで、中小事業者の資金調達の円滑化等が期待されています。電子記録債権は、インターネット（PC）等を通じて、電子記録債権を記録・管理する電子債権記録機関の記録原簿へ電子記録することで、安全・簡易・迅速に、支払いや譲渡等を行うことができます。電子記録債権は、割引や譲渡担保による融資にもご活用いただけます。                                                                                                                                                                                                                                |  |
| テレホンバンキング           | ご家庭や外出先で、プッシュ機能付き一般電話、公衆電話からフリーダイヤルで「しんきん共同コールセンター」にお電話いただければ、自動音声ガイドでお取引口座の「残高照会、入金金明細照会」や「振込、振替」ができるサービスです。（振込、振替は申込が必要です。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |  |
| しんきん携帯電子マネーチャージサービス | 携帯電話からの操作で、キャッシュカード発行済みの当金庫普通預金（総合口座・無利息型を含む）から出金し、プリペイド型電子マネー「E d y（エディ）」を携帯電話へチャージ（入金）するサービスです。チャージした「E d y」は全国のE d y加盟店でご利用いただけます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |
| クレジットカード            | しんきんVISA、しんきんJCBなどのクレジットカードのお取り扱いを行っています。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |  |
| スポーツ振興くじの払戻業務       | スポーツ振興くじ（toto）の当せん金を本店営業部の窓口でお受け取りになれます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |
| 夜間金庫                | 営業時間を過ぎても毎日の売上金をその日のうちにお預かり致します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |  |
| 外国通貨両替              | 米ドルの両替を取り扱っています。外国旅行、貿易などにご利用下さい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |  |
| 外貨宅配サービス            | 三井住友銀行提供による外貨宅配サービスをお取り扱いしています。インターネットから受付が可能で、外国紙幣の種類は34通貨をお取り扱いしています。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |  |
| 鳥取県収入証紙取扱           | 鳥取県の収入証紙が当金庫の窓口でお求めになれます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |  |
| クレジットカードキャッシングサービス  | 金融機関系・流通信販系クレジットカードによるキャッシングサービスを行っております。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |  |

保険窓販業務

|          |                                             |                                                               |
|----------|---------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 生命保険窓口販売 | しんきんらいふ年金F S（積立型）<br>災害死亡給付金付個人年金保険         | 円建て定額の個人年金保険で、月 10,000 円からご加入でき、一定の条件を満たす事で個人年金保険料控除の対象となります。 |
|          | 新 生きるためのがん保険Days 1                          | 診断時の一時金に加え、入院・通院・手術・放射線などの治療に則した補償を備えたがん保険です。                 |
|          | & L I F E 新医療保険Aプレミア<br>ちゃんと応える医療保険 E V E R | 病気やケガをされた場合の充実した補償がついた医療保険です。                                 |
|          | & L I F E 積立利率変動型終身保険                       | 将来万が一のための死亡保障や老後の生活資金、介護費用等に備える保険です。                          |
| 事業性保険    | ビジネスプロテクター<br>企業総合賠償責任保険<br>建設業総合賠償責任保険     | 事業先のさまざまな賠償リスクを一つの保険契約でしっかり補償できます。                            |
|          | ハイパー任意労災<br>業務災害総合保険                        | 労災の上乗せ補償で、役員・従業員の業務中のケガの保証と労災事故発生時の企業の賠償責任を補償する保険です。          |
| 損害保険窓口販売 | 火災保険・債務返済支援保険・積立傷害保険・傷害保険の取り扱いを行っております。     |                                                               |

各種手数料

為替手数料 (平成30年6月30日現在)

|                     |                  |                |         |         |       |
|---------------------|------------------|----------------|---------|---------|-------|
| 代金取立                | 同一手形交換地域内（手形のみ）  |                |         | 216 円   |       |
|                     | 当金庫本支店           |                |         | 432 円   |       |
|                     | 他 行 庫 宛          | 集手扱（普通扱）       |         | 648 円   |       |
|                     |                  | 個別扱（至急扱）       |         | 864 円   |       |
| 窓口振込手数料             | 当 金 庫<br>同 一 店 内 | 会 員            | 現 金     | 540 円   |       |
|                     |                  |                | 振 替     | 3 万円以上  | 324 円 |
|                     |                  |                |         | 3 万円未満  | 108 円 |
|                     |                  | 非会員            | 現 金     | 540 円   |       |
|                     |                  |                | 振 替     | 3 万円以上  | 432 円 |
|                     |                  |                |         | 3 万円未満  | 216 円 |
|                     | 当 金 庫<br>本 支 店   | 会 員            | 現 金     | 540 円   |       |
|                     |                  |                | 振 替     | 3 万円以上  | 324 円 |
|                     |                  |                |         | 3 万円未満  | 108 円 |
|                     |                  | 非会員            | 現 金     | 540 円   |       |
|                     |                  |                | 振 替     | 3 万円以上  | 432 円 |
|                     |                  |                |         | 3 万円未満  | 216 円 |
|                     | 他 行 庫 宛          | 会 員            | 現 金     | 1,080 円 |       |
|                     |                  |                | 振 替     | 3 万円以上  | 756 円 |
|                     |                  |                |         | 3 万円未満  | 540 円 |
|                     |                  | 非会員            | 現 金     | 1,080 円 |       |
|                     |                  |                | 振 替     | 3 万円以上  | 864 円 |
|                     |                  |                |         | 3 万円未満  | 648 円 |
| A T M振込手数料          | 当 金 庫<br>同 一 店 内 |                | 現 金     | 3 万円以上  | 324 円 |
|                     |                  |                | 振 替     | 3 万円未満  | 216 円 |
|                     | 当 金 庫<br>本 支 店   |                | 現 金     | 3 万円以上  | 324 円 |
|                     |                  |                | 振 替     | 3 万円未満  | 216 円 |
|                     | 他 行 庫 宛          | 会 員            | 現 金     | 3 万円以上  | 756 円 |
|                     |                  |                | 振 替     | 3 万円以上  | 540 円 |
|                     |                  |                |         | 3 万円未満  | 324 円 |
|                     |                  | 非会員            | 現 金     | 3 万円以上  | 756 円 |
|                     |                  |                | 振 替     | 3 万円以上  | 648 円 |
|                     |                  |                |         | 3 万円未満  | 432 円 |
|                     | 為替自動振込           |                | 当金庫同一店内 |         | 54 円  |
|                     |                  |                | 当金庫本支店宛 |         | 108 円 |
| 他行庫宛                |                  |                | 432 円   |         |       |
| 個人インターネットバンキング      |                  | 当金庫同一店内        |         | 無 料     |       |
|                     |                  | 当金庫本支店宛        |         | 無 料     |       |
|                     |                  | 他行庫宛           |         | 216 円   |       |
| 法人 I B<br>F B ・ H B |                  | 当金庫同一店内        |         | 無 料     |       |
|                     |                  | 当 金 庫<br>本 支 店 | 3 万円以上  | 108 円   |       |
|                     |                  |                | 3 万円未満  | 54 円    |       |
| FD ・ MT 持込<br>処理手数料 |                  | 他 行 庫 宛        |         | 3 万円以上  | 648 円 |
|                     |                  |                |         | 3 万円未満  | 432 円 |

●上記手数料には消費税を含んでいます

両替手数料および金種指定支払手数料

|        |                    |         |
|--------|--------------------|---------|
| お取扱い枚数 | 1 ～ 50 枚           | 無 料     |
|        | 51 ～ 100 枚         | 216 円   |
|        | 101 ～ 500 枚        | 324 円   |
|        | 501 ～ 1,000 枚      | 756 円   |
|        | 1,001 ～ 1,500 枚    | 1,080 円 |
|        | 1,501 ～ 以降 500 枚毎に | 324 円加算 |

●上記手数料には消費税を含んでいます

住宅ローン取扱手数料

|           |                                 |
|-----------|---------------------------------|
| 融資事務手数料   | 32,400 円                        |
| 任意繰上完済手数料 | 3 年以内 10,800 円<br>3 年超 32,400 円 |
| 条件変更手数料   | 5,400 円                         |

●上記手数料には消費税を含んでいます

個人情報開示手数料

|                          |         |         |
|--------------------------|---------|---------|
| 「個人情報開示依頼書」による法律に基づく情報開示 | 1 請求につき | 1,080 円 |
|--------------------------|---------|---------|

●上記手数料には消費税を含んでいます

取引履歴照会手数料

|                                         |             |      |
|-----------------------------------------|-------------|------|
| 「取引履歴照会依頼書」によるご本人さまの過去 10 年間までのお取引内容の開示 | 出力帳票 1 枚につき | 54 円 |
|-----------------------------------------|-------------|------|

●上記手数料には消費税を含んでいます

電子記録債権サービス手数料

|               |           |         |
|---------------|-----------|---------|
| 基本料（月）        | 債務者利用（※注） | 1,080 円 |
|               | 受取・譲渡のみ利用 | 無 料     |
| 発生記録（債務者請求方式） | 当金庫宛      | 216 円   |
|               | 他行庫宛      | 216 円   |
| 発生記録（債権者請求方式） | 当金庫宛      | 216 円   |
|               | 他行庫宛      | 216 円   |
| 譲渡記録          | 当金庫宛      | 216 円   |
|               | 他行庫宛      | 216 円   |
| 分割記録          | 当金庫宛      | 216 円   |
|               | 他行庫宛      | 216 円   |
| 保証記録          |           | 216 円   |
| 変更記録          | オンライン     | 216 円   |
|               | 書面        | 2,160 円 |
| 支払等記録         | 口座間送金決済以外 | 216 円   |
| 割引実行          |           | 540 円   |
| 口座間送金決済       |           | 無 料     |
| 入金            | でんさい受取    | 無 料     |
| 窓口事務代行        |           | 1,080 円 |
| 開示請求          |           | 3,240 円 |
| 支払不能情報照会      |           | 3,240 円 |
| 残高証明書発行       | 都度発行方式    | 4,320 円 |

※注：法人 I B フルサービス利用者は無料です

●上記手数料には消費税を含んでいます

貸借対照表

| (資産の部)      |         |         |
|-------------|---------|---------|
| (単位：百万円)    |         |         |
| 科 目         | 平成28年度  | 平成29年度  |
| 現金          | 1,813   | 1,437   |
| 預け金         | 27,139  | 28,687  |
| 買入金銭債権      | －       | 100     |
| 有価証券        | 10,203  | 9,940   |
| 国債          | 2,152   | 1,340   |
| 地方債         | 2,717   | 2,496   |
| 社債          | 4,798   | 5,176   |
| 株式          | 293     | 311     |
| その他の証券      | 241     | 615     |
| 貸出金         | 40,325  | 40,267  |
| 割引手形        | 293     | 267     |
| 手形貸付        | 1,603   | 1,572   |
| 証書貸付        | 33,705  | 33,823  |
| 当座貸越        | 4,721   | 4,603   |
| その他資産       | 472     | 502     |
| 未決済為替貸      | 16      | 22      |
| 信金中金出資金     | 360     | 360     |
| 前払費用        | 2       | 2       |
| 未収収益        | 88      | 113     |
| その他の資産      | 4       | 3       |
| 有形固定資産      | 733     | 723     |
| 建物          | 160     | 156     |
| 土地          | 507     | 507     |
| リース資産       | 12      | 7       |
| その他の有形固定資産  | 53      | 51      |
| 無形固定資産      | 14      | 16      |
| ソフトウェア      | 12      | 14      |
| その他の無形固定資産  | 2       | 1       |
| 前払年金費用      | 18      | 47      |
| 繰延税金資産      | 15      | 47      |
| 債務保証見返      | 1,258   | 1,307   |
| 貸倒引当金       | △ 947   | △ 942   |
| (うち個別貸倒引当金) | (△ 736) | (△ 714) |
| 資産の部合計      | 81,047  | 82,135  |

| (負債及び純資産の部)  |        |        |
|--------------|--------|--------|
| (単位：百万円)     |        |        |
| 科 目          | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 預金積金         | 74,900 | 75,785 |
| 当座預金         | 1,933  | 1,798  |
| 普通預金         | 24,664 | 25,842 |
| 貯蓄預金         | 124    | 127    |
| 通知預金         | 35     | 65     |
| 定期預金         | 44,553 | 44,483 |
| 定期積金         | 3,129  | 3,276  |
| その他の預金       | 460    | 190    |
| 借入金          | 662    | 618    |
| その他負債        | 183    | 205    |
| 未決済為替借       | 20     | 22     |
| 未払費用         | 80     | 99     |
| 給付補填備金       | 2      | 2      |
| 未払法人税等       | 1      | 1      |
| 前受収益         | 11     | 12     |
| 職員預り金        | 27     | 32     |
| リース債務        | 12     | 7      |
| その他の負債       | 27     | 27     |
| 賞与引当金        | 25     | 23     |
| 役員退職慰労引当金    | 52     | 55     |
| 偶発損失引当金      | 48     | 47     |
| 睡眠預金払戻損失引当金  | 8      | 7      |
| 再評価に係る繰延税金負債 | 71     | 71     |
| 債務保証         | 1,258  | 1,307  |
| 負債の部合計       | 77,211 | 78,121 |
| 出資金          | 657    | 657    |
| 普通出資金        | 657    | 657    |
| 利益剰余金        | 2,838  | 3,037  |
| 利益準備金        | 654    | 657    |
| その他利益剰余金     | 2,184  | 2,379  |
| 特別積立金        | 1,962  | 2,112  |
| 当期末処分剰余金     | 222    | 267    |
| 処分未済持分       | －      | △ 0    |
| 会員勘定合計       | 3,495  | 3,694  |
| その他有価証券評価差額金 | 160    | 139    |
| 土地再評価差額金     | 180    | 180    |
| 評価・換算差額等合計   | 340    | 319    |
| 純資産の部合計      | 3,836  | 4,014  |
| 負債及び純資産の部合計  | 81,047 | 82,135 |

●記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書

| (単位：千円)   |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 科 目       | 平成28年度    | 平成29年度    |
| 経常収益      | 1,361,853 | 1,292,240 |
| 資金運用収益    | 1,199,978 | 1,130,103 |
| 貸出金利息     | 1,033,747 | 969,305   |
| 預け金利息     | 33,421    | 34,664    |
| 有価証券利息配当金 | 99,424    | 74,982    |
| その他の受入利息  | 33,385    | 51,151    |
| 役務取引等収益   | 97,043    | 97,726    |
| 受入為替手数料   | 46,945    | 47,863    |
| その他の役務収益  | 50,098    | 49,862    |
| その他業務収益   | 8,600     | 11,366    |
| 外国為替売買益   | 22        | －         |
| その他の業務収益  | 8,577     | 11,366    |
| その他経常収益   | 56,231    | 53,043    |
| 償却債権取立益   | 16,939    | 12,731    |
| 株式等売却益    | 9,045     | 33,037    |
| その他の経常収益  | 30,245    | 7,274     |
| 経常費用      | 1,190,211 | 1,083,528 |
| 資金調達費用    | 46,905    | 41,589    |
| 預金利息      | 35,465    | 31,022    |
| 給付補填備金繰入額 | 372       | 610       |
| 借入金利息     | 10,907    | 9,791     |
| その他の支払利息  | 160       | 164       |
| 役務取引等費用   | 142,579   | 142,824   |
| 支払為替手数料   | 14,550    | 14,525    |
| その他の役務費用  | 128,029   | 128,299   |
| その他業務費用   | 14,590    | 16,713    |
| 外国為替売買損   | －         | 57        |
| 国債等債券償還損  | 14,480    | 16,626    |
| その他の業務費用  | 110       | 28        |
| 経費        | 816,645   | 795,668   |
| 人件費       | 462,667   | 456,451   |
| 物件費       | 340,199   | 325,777   |
| 税金        | 13,778    | 13,439    |
| その他経常費用   | 169,489   | 86,731    |
| 貸倒引当金繰入額  | 110,427   | 41,947    |
| 貸出金償却     | 24,375    | 9,216     |
| 株式等売却損    | 1,411     | 340       |
| その他の経常費用  | 33,275    | 35,226    |
| 経常利益      | 171,641   | 208,712   |
| 特別利益      | －         | －         |
| 特別損失      | 0         | 0         |
| 固定資産処分損   | 0         | 0         |

| (単位：千円)      |         |          |
|--------------|---------|----------|
| 科 目          | 平成28年度  | 平成29年度   |
| 税引前当期純利益     | 171,641 | 208,712  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,597   | 1,553    |
| 法人税等調整額      | 4,729   | △ 17,759 |
| 法人税等合計       | 6,327   | △ 16,206 |
| 当期純利益        | 165,313 | 224,918  |
| 繰越金(当期首残高)   | 57,017  | 43,050   |
| 当期末処分剰余金     | 222,331 | 267,968  |

(注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。  
2. 出資1口当たりの当期純利益は、17円10銭であります。

剰余金処分計算書

| (単位：千円)     |         |         |
|-------------|---------|---------|
| 科 目         | 平成28年度  | 平成29年度  |
| 当期末処分剰余金    | 222,331 | 267,968 |
| 剰余金処分額      | 179,281 | 226,776 |
| 利益準備金       | 3,045   | 491     |
| 普通出資に対する配当金 | 26,236  | 26,285  |
| (配当率)       | (年4%)   | (年4%)   |
| 特別積立金       | 150,000 | 200,000 |
| 繰越金(当期末残高)  | 43,050  | 41,192  |

●記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

外部監査制度

平成30年6月26日開催の第74期通常総代会で承認を得た貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

平成29年度における貸借対照表、損益計算表及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

平成30年6月27日  
倉古信用金庫  
理 事 長 笠 見 和 則 ㊞



貸借対照表の注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。
- また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- |     |             |
|-----|-------------|
| 建 物 | 耐用年数 3年～39年 |
| その他 | 耐用年数 2年～45年 |
4. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(2年～5年)に基づいて償却しております。
5. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
6. 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
- 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,474百万円であります。
8. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
9. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付会計に関する会計基準の適用指針」(平成27年3月26日)に定める簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。
- 当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- ①制度全体の積立状況に関する事項(平成29年3月31日現在)
- |                 |              |
|-----------------|--------------|
| 年金資産の額          | 1,634,392百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額  |              |
| と最低責任準備金の額との合計額 | 1,793,308百万円 |
| 差引額             | △158,915百万円  |
- ②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合  
(自平成29年3月1日至平成29年3月31日)
- 0.0625%
- ③補足説明
- 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高214,616百万円及び別途積立金55,700百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金12百万円を費用処理しています。

- なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
11. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
12. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
13. 消費税及び地方消費税の会計処理は税込方法を採用しています。
14. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額160百万円
15. 有形固定資産の減価償却累計額1,425百万円
16. 貸出金のうち、破綻先債権額は118百万円、延滞債権額は3,239百万円であります。
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
17. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は該当ございません。
- なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
18. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は173百万円であります。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
19. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は3,531百万円であります。
- なお、16. から19. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
20. 手形割引は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年2月13日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は267百万円であります。
21. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- 担保に供している資産
- |       |          |
|-------|----------|
| 定期預け金 | 1,090百万円 |
|-------|----------|
- 担保資産に対応する債務
- |     |        |
|-----|--------|
| 借入金 | 612百万円 |
|-----|--------|
- 上記のほか、為替決済、公金取引等の取引の担保として有価証券105百万円及び定期預け金1,506百万円を差し入れております。
22. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- 再評価を行った年月日 平成11年3月31日
- 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
- 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める方法(不動産鑑定士による鑑定評価)に基づいて、算出しております。
- 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 303百万円
23. 出資1口当たりの純資産額305円41銭
24. 金融商品の状況に関する事項
- (1)金融商品に対する取組方針
- 当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
- このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしています。
- (2)金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスク及び金利の変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、ローン事業管理諸規程及び信用リスクに関する管理諸規定に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか信用リスク担当部署(審査部及び資産管理部)により行われ、また、定期的に経営陣による統合的リスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、月次ペースで理事会に報告しております。

(ii)為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、統合的リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、有価証券運用規程に従い行われております。

このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総務部で保有している株式の多くは、純投資目的で保有しているものであり、市場環境や保有先の財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は総合企画部を通じ、理事会及び統合的リスク管理委員会において定期的に報告されております。

(iv)市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、「有価証券」のうち債券、株式、投資信託の市場リスク量をV a Rにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のV a Rは分散共分散法(保有期間120日、信頼区間99%、観測期間5年)により算出しており、平成30年3月31日(当事業年度の決算日)現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で153百万円です。

なお、当金庫では、保有期間1日V a Rと実際の評価損益の変化額を比較するバックテストングを実施し、V a Rの計測手法の有効性を確認しております。ただし、V a Rは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

また、当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、保有期間1年、過去5年の観測期間で計測される99パーセンタイル値を用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を(固定金利群と変動金利群に分けて、)それぞれ

- 金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。
- なお、当事業年度末現在、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合の99パーセンタイル値を用いた時価は、290百万円減少するものと把握しております。
- 当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。
- また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
- ③資金調達に係る流動性リスクの管理
- 当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
- (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
- 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
- なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。
25. 金融商品の時価等に関する事項
- 平成30年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の算定方法については(注1)参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。
- また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

|               | 貸借対照表計上額 | 時 価    | 差 額 |
|---------------|----------|--------|-----|
| (1) 預け金 (＊1)  | 28,687   | 28,766 | 78  |
| (2) 有価証券      | 9,888    | 9,889  | 0   |
| 満期保有目的の債券     | 686      | 687    | 0   |
| その他有価証券       | 9,201    | 9,201  | －   |
| (3) 貸出金 (＊1)  | 40,267   |        |     |
| 貸倒引当金 (＊2)    | △ 941    |        |     |
|               | 39,325   | 39,964 | 638 |
| 金融資産計         | 77,901   | 78,620 | 718 |
| (1) 預金積金 (＊1) | 75,785   | 75,824 | 39  |
| (2) 借入金 (＊1)  | 618      | 636    | 18  |
| 金融負債計         | 76,403   | 76,461 | 57  |

(＊1) 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(＊2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利(スワップ金利)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格等によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については26. から28. に記載しております。

(3)貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(スワップ金利)で割り引いた価額

なお、約定期間が短期間の場合は、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて



- 現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は市場金利(スワップ金利)を用いております。
- (2)借入金  
借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利(スワップ金利)で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。
- (注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

| 区 分       | 貸借対照表計上額 |
|-----------|----------|
| 非上場株式(※1) | 25       |
| 組合出資金(※2) | 27       |
| 合 計       | 52       |

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしてありません。

(※2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしてありません。

- (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
- | (単位：百万円)                                                              |        |             |              |       |  |
|-----------------------------------------------------------------------|--------|-------------|--------------|-------|--|
|                                                                       | 1年以内   | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超  |  |
| 預け金                                                                   | 14,696 | 6,000       | 600          | 300   |  |
| 有価証券                                                                  | 1,620  | 4,228       | 2,650        | 748   |  |
| 満期保有目的の債券                                                             | 237    | 225         | 25           | 200   |  |
| その他の有価証券のうち満期があるもの                                                    | 1,383  | 4,003       | 2,625        | 548   |  |
| 貸出金(※)                                                                | 5,972  | 12,707      | 8,617        | 7,620 |  |
| 合 計                                                                   | 22,288 | 22,935      | 11,867       | 8,668 |  |
| (*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。 |        |             |              |       |  |

- (注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額
- | (単位：百万円) |        |             |              |      |  |
|----------|--------|-------------|--------------|------|--|
|          | 1年以内   | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |  |
| 預金積金     | 32,552 | 13,502      | 7            | 292  |  |
| 借入金      | 284    | 263         | 61           | 8    |  |
| 合 計      | 32,836 | 13,765      | 68           | 300  |  |

26. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。
- 以下、28. まで同様であります。
- 満期保有目的の債券 (単位：百万円)
- |                    | 種 類  | 貸借対照表計上額 | 時 価 | 差 額 |
|--------------------|------|----------|-----|-----|
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの  | 国債   | 100      | 102 | 2   |
|                    | 地方債  | 50       | 50  | 0   |
|                    | 短期社債 | —        | —   | —   |
|                    | 社債   | 336      | 340 | 3   |
|                    | その他  | —        | —   | —   |
|                    | 小 計  | 486      | 493 | 6   |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの | 国債   | —        | —   | —   |
|                    | 地方債  | —        | —   | —   |
|                    | 短期社債 | —        | —   | —   |
|                    | 社債   | —        | —   | —   |
|                    | その他  | 200      | 194 | △ 5 |
|                    | 小 計  | 200      | 194 | △ 5 |
| 合 計                |      | 686      | 687 | 0   |

| (単位：百万円)             |      |          |       |      |
|----------------------|------|----------|-------|------|
| その他の有価証券             |      |          |       |      |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの  | 種 類  | 貸借対照表計上額 | 取得原価  | 差 額  |
|                      | 株式   | 217      | 176   | 41   |
|                      | 債券   | 8,014    | 7,849 | 164  |
|                      | 国債   | 1,240    | 1,200 | 40   |
|                      | 地方債  | 2,346    | 2,300 | 45   |
|                      | 短期社債 | —        | —     | —    |
|                      | 社債   | 4,427    | 4,348 | 78   |
|                      | その他  | 209      | 206   | 2    |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 小 計  | 8,441    | 8,233 | 208  |
|                      | 株式   | 68       | 73    | △ 4  |
|                      | 債券   | 511      | 512   | △ 0  |
|                      | 国債   | —        | —     | —    |
|                      | 地方債  | 99       | 100   | △ 0  |
|                      | 短期社債 | —        | —     | —    |
|                      | 社債   | 411      | 412   | △ 0  |
|                      | その他  | 178      | 189   | △ 10 |
| 合 計                  | 小 計  | 759      | 776   | △ 16 |
|                      |      | 9,201    | 9,009 | 191  |

27. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (単位：百万円)
- |      | 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|------|-----|---------|---------|
| 株式   | 62  | 32      | —       |
| 債券   | —   | —       | —       |
| 国債   | —   | —       | —       |
| 地方債  | —   | —       | —       |
| 短期社債 | —   | —       | —       |
| 社債   | —   | —       | —       |
| その他  | —   | —       | —       |
| 合 計  | 62  | 32      | —       |

28. 減損処理を行った有価証券  
売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。
- 当事業年度における減損処理額はありません。
- また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合、また下落率が30%以上50%未満であっても、過去の時価動向及び発行会社の業績財務状況の推移等を検討し回復の見込みが認められないと判断した場合であります。
29. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。
- これらの契約に係る融資未実行残高は19,184百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが8,086百万円あります。
- なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。
- これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
30. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

|               |          |
|---------------|----------|
| 繰延税金資産        |          |
| 繰越欠損金         | 28百万円    |
| 一般貸倒引当金       | 25百万円    |
| 個別貸倒引当金、貸出金償却 | 815百万円   |
| 賞与引当金         | 6百万円     |
| 役員退職慰労引当金     | 15百万円    |
| その他           | 70百万円    |
| 繰延税金資産小計      | 961百万円   |
| 評価性引当額        | △ 848百万円 |
| 繰延税金資産合計      | 113百万円   |
| 繰延税金負債        |          |
| その他の有価証券評価差額金 | 52百万円    |
| 前払年金費用        | 13百万円    |
| 繰延税金負債合計      | 65百万円    |
| 繰延税金資産の純額     | 47百万円    |

## 預金に関する指標

### ▶ 預金・譲渡性預金平均残高

| (単位：百万円)   |        |        |        |        |        |        |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|            | 平成27年度 |        | 平成28年度 |        | 平成29年度 |        |
|            | 平均残高   | 構成比    | 平均残高   | 構成比    | 平均残高   | 構成比    |
| 流動性預金      | 23,435 | 32.3%  | 24,576 | 33.7%  | 26,537 | 35.5%  |
| うち有利利息預金   | 21,268 | 29.3%  | 22,161 | 30.4%  | 23,754 | 31.8%  |
| 定期性預金      | 48,687 | 67.2%  | 48,033 | 65.9%  | 47,857 | 64.1%  |
| うち固定金利定期預金 | 45,632 | 63.0%  | 44,974 | 61.7%  | 44,656 | 59.8%  |
| うち変動金利定期預金 | 25     | 0.0%   | 22     | 0.0%   | 22     | 0.0%   |
| その他        | 236    | 0.3%   | 196    | 0.2%   | 201    | 0.2%   |
| 計          | 72,358 | 100.0% | 72,806 | 100.0% | 74,596 | 100.0% |
| 譲渡性預金      | —      | —      | —      | —      | —      | —      |
| 合 計        | 72,358 | 100.0% | 72,806 | 100.0% | 74,596 | 100.0% |

- (注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金  
2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金  
固定自由金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期預金  
変動自由金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期預金

### ▶ 定期預金残高

| (単位：百万円) |        |        |        |        |        |        |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|          | 平成27年度 |        | 平成28年度 |        | 平成29年度 |        |
|          | 残 高    | 構成比    | 残 高    | 構成比    | 残 高    | 構成比    |
| 定期預金     | 45,219 | 100.0% | 44,553 | 100.0% | 44,483 | 100.0% |
| 固定金利定期預金 | 45,184 | 99.9%  | 44,522 | 99.9%  | 44,453 | 99.9%  |
| 変動金利定期預金 | 25     | 0.0%   | 22     | 0.0%   | 22     | 0.0%   |
| その他      | 9      | 0.0%   | 8      | 0.0%   | 8      | 0.0%   |

### ▶ 職員一人当たり及び一店舗当たり預金残高

| 区 分         | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-------------|--------|--------|--------|
| 職員一人当たり預金残高 | 1,116  | 1,054  | 1,082  |
| 一店舗当たり預金残高  | 6,697  | 6,809  | 6,889  |

## 貸出金等に関する指標

### ▶ 貸出金科目別の平均残高

| (単位：百万円) |        |        |        |        |        |        |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|          | 平成27年度 |        | 平成28年度 |        | 平成29年度 |        |
|          | 平均残高   | 構成比    | 平均残高   | 構成比    | 平均残高   | 構成比    |
| 割引手形     | 327    | 0.8%   | 287    | 0.7%   | 237    | 0.6%   |
| 手形貸付     | 1,884  | 4.7%   | 1,489  | 3.7%   | 1,290  | 3.3%   |
| 証書貸付     | 33,661 | 84.7%  | 33,752 | 85.5%  | 33,723 | 86.2%  |
| 当座貸越     | 3,839  | 9.6%   | 3,942  | 9.9%   | 3,829  | 9.7%   |
| 合 計      | 39,712 | 100.0% | 39,472 | 100.0% | 39,081 | 100.0% |

国内業務部門 国際業務部門はありません。

### ▶ 担保の種類別の貸出金残高

| (単位：百万円)    |        |        |        |        |        |        |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|             | 平成27年度 |        | 平成28年度 |        | 平成29年度 |        |
|             | 残 高    | 構成比    | 残 高    | 構成比    | 残 高    | 構成比    |
| 当金庫預金積金     | 1,186  | 2.9%   | 1,017  | 2.5%   | 952    | 2.3%   |
| 有価証券        | 44     | 0.1%   | 47     | 0.1%   | 50     | 0.1%   |
| 動産          | 394    | 0.9%   | 223    | 0.5%   | 394    | 0.9%   |
| 不動産業        | 9,559  | 23.8%  | 8,972  | 22.2%  | 8,475  | 21.0%  |
| その他         | —      | —      | —      | —      | —      | —      |
| 計           | 11,184 | 27.9%  | 10,260 | 25.4%  | 9,871  | 24.5%  |
| 信用保証協会・信用保険 | 10,329 | 25.7%  | 11,164 | 27.6%  | 11,025 | 27.3%  |
| 保証          | 5,111  | 12.7%  | 4,628  | 11.4%  | 4,419  | 10.9%  |
| 信用          | 13,450 | 33.5%  | 14,271 | 35.3%  | 14,950 | 37.1%  |
| 合 計         | 40,077 | 100.0% | 40,325 | 100.0% | 40,267 | 100.0% |



担保の種類別の債務保証見返額

(単位：百万円)

|             | 平成27年度 |        | 平成28年度 |        | 平成29年度 |        |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|             | 残 高    | 構成比    | 残 高    | 構成比    | 残 高    | 構成比    |
| 当金庫預金積金     | 0      | 0.0%   | 0      | 0.0%   | 0      | 0.0%   |
| 有価証券        | －      | －      | －      | －      | －      | －      |
| 動産          | －      | －      | －      | －      | －      | －      |
| 不動産業        | 797    | 77.5%  | 936    | 74.4%  | 851    | 65.1%  |
| その他         | －      | －      | －      | －      | －      | －      |
| 計           | 797    | 77.5%  | 936    | 74.4%  | 851    | 65.1%  |
| 信用保証協会・信用保険 | 15     | 1.4%   | 5      | 0.4%   | 1      | 0.1%   |
| 保証          | －      | －      | －      | －      | －      | －      |
| 信用          | 215    | 20.9%  | 315    | 25.0%  | 454    | 34.7%  |
| 合 計         | 1,027  | 100.0% | 1,258  | 100.0% | 1,307  | 100.0% |

使途別の貸出金残高

(単位：百万円)

|      | 平成27年度 |        | 平成28年度 |        | 平成29年度 |        |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|      | 貸出金残高  | 構成比    | 貸出金残高  | 構成比    | 貸出金残高  | 構成比    |
| 設備資金 | 14,199 | 35.4%  | 13,448 | 33.3%  | 13,043 | 32.3%  |
| 運転資金 | 25,877 | 64.5%  | 26,876 | 66.6%  | 27,223 | 67.6%  |
| 合 計  | 40,077 | 100.0% | 40,325 | 100.0% | 40,267 | 100.0% |

個人貸出金残高の内訳

(単位：百万円)

|        | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|--------|--------|--------|--------|
| 住宅ローン  | 6,653  | 5,951  | 5,516  |
| 消費者ローン | 2,362  | 2,613  | 2,631  |

業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合

(単位：百万円)

| 業種区分            | 平成28年度 |        |        | 平成29年度 |        |        |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|                 | 貸出先数   | 貸出金残高  | 構成比    | 貸出先数   | 貸出金残高  | 構成比    |
| 製造業             | 84     | 2,069  | 5.1%   | 80     | 1,915  | 4.7%   |
| 農業・林業           | 351    | 656    | 1.6%   | 305    | 578    | 1.4%   |
| 漁業              | 2      | 6      | 0.0%   | 3      | 59     | 0.1%   |
| 鉱業・採石業・砂利採取業    | 3      | 70     | 0.1%   | 2      | 90     | 0.2%   |
| 建設業             | 199    | 3,927  | 9.7%   | 202    | 4,268  | 10.5%  |
| 電気・ガス・熱供給・水道業   | 4      | 276    | 0.6%   | 8      | 329    | 0.8%   |
| 情報通信業           |        |        |        |        |        |        |
| 運輸業・郵便業         | 25     | 906    | 2.2%   | 24     | 843    | 2.0%   |
| 卸売業・小売業         | 201    | 3,864  | 9.5%   | 192    | 3,679  | 9.1%   |
| 金融業・保険業         | 7      | 1,518  | 3.7%   | 9      | 2,077  | 5.1%   |
| 不動産業            | 52     | 2,561  | 6.3%   | 51     | 2,426  | 6.0%   |
| 物品賃貸業           | 7      | 200    | 0.4%   | 8      | 204    | 0.5%   |
| 学術研究・専門・技術サービス業 | 7      | 234    | 0.5%   | 10     | 120    | 0.2%   |
| 宿泊業             | 19     | 325    | 0.8%   | 18     | 314    | 0.7%   |
| 飲食業             | 78     | 551    | 1.3%   | 85     | 536    | 1.3%   |
| 生活関連サービス業・娯楽業   | 41     | 412    | 1.0%   | 41     | 441    | 1.0%   |
| 教育・学習支援業        | 10     | 278    | 0.6%   | 9      | 271    | 0.6%   |
| 医療・福祉           | 21     | 1,328  | 3.2%   | 22     | 1,187  | 2.9%   |
| その他サービス         | 113    | 2,566  | 6.3%   | 122    | 2,627  | 6.5%   |
| 小 計             | 1,224  | 21,757 | 53.9%  | 1,191  | 21,972 | 54.5%  |
| 地方公共団体          | 7      | 6,859  | 17.0%  | 7      | 7,224  | 17.9%  |
| 個人(住宅・消費・納税資金等) | 4,955  | 11,707 | 29.0%  | 4,850  | 11,070 | 27.4%  |
| 合 計             | 6,186  | 40,325 | 100.0% | 6,048  | 40,267 | 100.0% |

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

職員一人当たり及び一店舗当たり貸出金残高

(単位：百万円)

|              | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|--------------|--------|--------|--------|
| 職員一人当たり貸出金残高 | 607    | 567    | 575    |
| 一店舗当たり貸出金残高  | 3,643  | 3,665  | 3,660  |

預貸率

(単位：百万円)

|              | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|--------------|--------|--------|--------|
| 貸出金(期末残高)(A) | 40,077 | 40,325 | 40,267 |
| 預 金(期末残高)(B) | 73,677 | 74,900 | 75,785 |
| 預貸率          | (A／B)  | 54.39% | 53.83% |
|              | 期中平均   | 54.88% | 54.21% |

(注) 預貸率＝ $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金}+\text{譲渡性預金}} \times 100$

有価証券に関する指標

商品有価証券の種類別の平均残高

該当ありません。

有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

|        | 平成28年度 |             |             |             |              |      |                |       |
|--------|--------|-------------|-------------|-------------|--------------|------|----------------|-------|
|        | 1年以下   | 1年超<br>3年以下 | 3年超<br>5年以下 | 5年超<br>7年以下 | 7年超<br>10年以下 | 10年超 | 期間の定め<br>のないもの | 合 計   |
| 国債     | 801    | 511         | －           | 735         | 104          | －    | －              | 2,152 |
| 地方債    | 806    | 832         | 422         | 532         | 118          | 5    | －              | 2,717 |
| 短期社債   | －      | －           | －           | －           | －            | －    | －              | －     |
| 社債     | 419    | 1,882       | 1,497       | 825         | 173          | －    | －              | 4,798 |
| 株式     | －      | －           | －           | －           | －            | －    | 293            | 293   |
| 外国証券   | －      | －           | －           | －           | －            | －    | －              | －     |
| その他の証券 | 45     | －           | －           | 100         | －            | －    | 95             | 241   |
|        | 平成29年度 |             |             |             |              |      |                |       |
|        | 1年以下   | 1年超<br>3年以下 | 3年超<br>5年以下 | 5年超<br>7年以下 | 7年超<br>10年以下 | 10年超 | 期間の定め<br>のないもの | 合 計   |
| 国債     | 200    | 306         | 207         | 627         | －            | －    | －              | 1,340 |
| 地方債    | 200    | 1,022       | 153         | 519         | 99           | 501  | －              | 2,496 |
| 短期社債   | －      | －           | －           | －           | －            | －    | －              | －     |
| 社債     | 1,206  | 1,510       | 998         | 804         | 556          | 99   | －              | 5,176 |
| 株式     | －      | －           | －           | －           | －            | －    | 311            | 311   |
| 外国証券   | －      | －           | －           | －           | －            | 200  | －              | 200   |
| その他の証券 | －      | －           | 96          | －           | 100          | －    | 218            | 415   |

有価証券の種類別の平均残高

(単位：百万円)

|        | 平成28年度 | 平成29年度 |
|--------|--------|--------|
| 国債     | 2,198  | 1,777  |
| 地方債    | 2,657  | 2,387  |
| 短期社債   | －      | －      |
| 社債     | 5,132  | 4,690  |
| 株式     | 204    | 253    |
| 外国証券   | －      | 31     |
| その他の証券 | 381    | 264    |
| 合計     | 10,574 | 9,404  |

預証率の期末値及び期中平均値

|               | 平成28年度 | 平成29年度 |
|---------------|--------|--------|
| 期 末 預 証 率     | 13.62% | 13.11% |
| 期 中 平 均 預 証 率 | 14.52% | 12.60% |

(注) 預証率＝ $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金}+\text{譲渡性預金}} \times 100$

次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

1. 有価証券

- 売買目的有価証券 …………… 該当ありません。
- 満期保有目的の債券

|                    |      | 平成28年度   |     |     | 平成29年度   |     |     |
|--------------------|------|----------|-----|-----|----------|-----|-----|
|                    |      | 貸借対照表計上額 | 時 価 | 差 額 | 貸借対照表計上額 | 時 価 | 差 額 |
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの  | 国債   | 100      | 104 | 3   | 100      | 102 | 2   |
|                    | 地方債  | 55       | 56  | 1   | 50       | 50  | 0   |
|                    | 短期社債 | —        | —   | —   | —        | —   | —   |
|                    | 社債   | 415      | 425 | 9   | 336      | 340 | 3   |
|                    | その他  | —        | —   | —   | —        | —   | —   |
|                    | 小 計  | 570      | 586 | 15  | 486      | 493 | 6   |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの | 国債   | —        | —   | —   | —        | —   | —   |
|                    | 地方債  | —        | —   | —   | —        | —   | —   |
|                    | 短期社債 | —        | —   | —   | —        | —   | —   |
|                    | 社債   | —        | —   | —   | —        | —   | —   |
|                    | その他  | —        | —   | —   | 200      | 194 | △ 5 |
|                    | 小 計  | —        | —   | —   | 200      | 194 | △ 5 |
| 合 計                |      | 570      | 586 | 15  | 686      | 687 | 0   |

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。  
2. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

- 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 …………… 該当ありません。
- その他有価証券

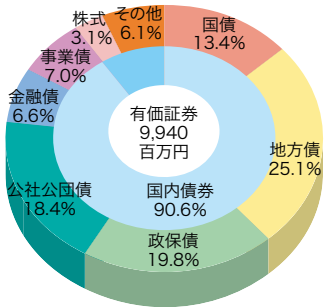
|                      |      | 平成28年度   |       |      | 平成29年度   |       |      |
|----------------------|------|----------|-------|------|----------|-------|------|
|                      |      | 貸借対照表計上額 | 取得原価  | 差 額  | 貸借対照表計上額 | 取得原価  | 差 額  |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの  | 株式   | 188      | 146   | 41   | 217      | 176   | 41   |
|                      | 債券   | 9,086    | 8,869 | 216  | 8,014    | 7,849 | 164  |
|                      | 国債   | 2,052    | 2,000 | 51   | 1,240    | 1,200 | 40   |
|                      | 地方債  | 2,662    | 2,600 | 62   | 2,346    | 2,300 | 45   |
|                      | 短期社債 | —        | —     | —    | —        | —     | —    |
|                      | 社債   | 4,371    | 4,268 | 102  | 4,427    | 4,348 | 78   |
|                      | その他  | 100      | 100   | 0    | 209      | 206   | 2    |
|                      | 小 計  | 9,374    | 9,116 | 258  | 8,441    | 8,233 | 208  |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 株式   | 79       | 86    | △ 6  | 68       | 73    | △ 4  |
|                      | 債券   | 11       | 11    | △ 0  | 511      | 512   | △ 0  |
|                      | 国債   | —        | —     | —    | —        | —     | —    |
|                      | 地方債  | —        | —     | —    | 99       | 100   | △ 0  |
|                      | 短期社債 | —        | —     | —    | —        | —     | —    |
|                      | 社債   | 11       | 11    | △ 0  | 411      | 412   | △ 0  |
|                      | その他  | 127      | 152   | △ 24 | 178      | 189   | △ 10 |
|                      | 小 計  | 219      | 251   | △ 31 | 759      | 776   | △ 16 |
| 合 計                  |      | 9,594    | 9,367 | 226  | 9,201    | 9,009 | 191  |

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。  
2. 上記の「その他」は、投資信託です。  
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

●時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

|       | (単位：百万円) |          |
|-------|----------|----------|
|       | 平成28年度   | 平成29年度   |
|       | 貸借対照表計上額 | 貸借対照表計上額 |
| 非上場株式 | 25       | 25       |
| 組合出資金 | 13       | 27       |

■有価証券の保有割合



主要な業務の状況を示す指標

業務粗利益及び業務粗利益率

|          |         | (単位：千円)   |           |           |
|----------|---------|-----------|-----------|-----------|
|          |         | 平成27年度    | 平成28年度    | 平成29年度    |
| 業務運用収支   |         | 1,177,204 | 1,153,073 | 1,088,514 |
|          | 資金運用収益  | 1,230,648 | 1,199,978 | 1,130,103 |
|          | 資金調達費用  | 53,443    | 46,905    | 41,589    |
| 役務取引等収支  |         | △ 46,511  | △ 45,536  | △ 45,098  |
|          | 役務取引等収益 | 95,352    | 97,043    | 97,726    |
|          | 役務取引等費用 | 141,863   | 142,579   | 142,824   |
| その他の業務収支 |         | 4,713     | △ 5,990   | △ 5,347   |
|          | その他業務収益 | 4,928     | 8,600     | 11,367    |
|          | その他業務費用 | 214       | 14,590    | 16,715    |
| 業務粗利益    |         | 1,135,407 | 1,101,546 | 1,038,069 |
| 業務粗利益率   |         | 1.50 %    | 1.44 %    | 1.33 %    |

(注) 業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定平均残高×100

資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り

| 区 分     |       | 平成27年度  | 平成28年度 | 平成29年度  |
|---------|-------|---------|--------|---------|
| 資金運用勘定  | 平均残高  | 75,682  | 76,151 | 77,664  |
|         | 利 息   | 1,230   | 1,199  | 1,130   |
|         | 利 回 り | 1.62 %  | 1.57 % | 1.45 %  |
| 貸出金     | 平均残高  | 39,712  | 39,472 | 39,081  |
|         | 利 息   | 1,076   | 1,033  | 969     |
|         | 利 回 り | 2.71 %  | 2.61 % | 2.48 %  |
| 預け金     | 平均残高  | 24,277  | 25,742 | 28,817  |
|         | 利 息   | 35      | 33     | 34      |
|         | 利 回 り | 0.14 %  | 0.12 % | 0.12 %  |
| 金融機関貸付等 | 平均残高  | —       | —      | —       |
|         | 利 息   | —       | —      | —       |
|         | 利 回 り | —       | —      | —       |
| 有価証券    | 平均残高  | 11,391  | 10,574 | 9,404   |
|         | 利 息   | 85      | 99     | 74      |
|         | 利 回 り | 0.75 %  | 0.94 % | 0.79 %  |
| その他     | 平均残高  | 301     | 360    | 360     |
|         | 利 息   | 32      | 33     | 51      |
|         | 利 回 り | 10.84 % | 9.25 % | 14.18 % |
| 資金調達勘定  | 平均残高  | 73,181  | 73,555 | 75,270  |
|         | 利 息   | 53      | 46     | 41      |
|         | 利 回 り | 0.07 %  | 0.06 % | 0.05 %  |
| 預金積金    | 平均残高  | 72,358  | 72,806 | 74,596  |
|         | 利 息   | 41      | 35     | 31      |
|         | 利 回 り | 0.05 %  | 0.04 % | 0.04 %  |
| 譲渡性預金   | 平均残高  | —       | —      | —       |
|         | 利 息   | —       | —      | —       |
|         | 利 回 り | —       | —      | —       |
| 借入金     | 平均残高  | 792     | 716    | 640     |
|         | 利 息   | 12      | 10     | 9       |
|         | 利 回 り | 1.52 %  | 1.52 % | 1.52 %  |
| その他     | 平均残高  | 30      | 33     | 34      |
|         | 利 息   | 0       | 0      | 0       |
|         | 利 回 り | 0.48 %  | 0.48 % | 0.47 %  |

(注) 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高（27年度該当無し、28年度該当無し、29年度該当無し）を控除して表示しております。

受取利息及び支払利息の増減

|      |               | 平成28年度   |          |          | 平成29年度   |          |          |
|------|---------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|      |               | 残高による増減  | 利率による増減  | 純増減      | 残高による増減  | 利率による増減  | 純増減      |
| 受取利息 |               | △ 10,511 | △ 20,889 | △ 31,400 | △ 17,249 | △ 70,392 | △ 87,641 |
| うち   | 貸出金           | △ 6,507  | △ 36,372 | △ 42,879 | △ 10,240 | △ 54,202 | △ 64,442 |
|      | 預け金           | 2,148    | △ 4,317  | △ 2,169  | 3,992    | △ 2,749  | 1,243    |
|      | うち金融機関貸付等     | —        | —        | —        | —        | —        | —        |
|      | うち商品有価証券      | —        | —        | —        | —        | —        | —        |
|      | うち有価証券        | △ 6,152  | 19,800   | 13,648   | △ 11,001 | △ 13,441 | △ 24,442 |
| 支払利息 |               | △ 902    | △ 5,649  | △ 6,551  | △ 277    | △ 5,043  | △ 5,320  |
| うち   | 預金積金          | 255      | △ 5,655  | △ 5,400  | 881      | △ 5,085  | △ 4,204  |
|      | 譲渡性預金         | —        | —        | —        | —        | —        | —        |
|      | 借入金           | △ 1,157  | 6        | △ 1,151  | △ 1,158  | 42       | △ 1,116  |
|      | うちコマーシャル・ペーパー | —        | —        | —        | —        | —        | —        |

利鞘

|         |  | (単位：%) |        |        |
|---------|--|--------|--------|--------|
|         |  | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 資金運用利回り |  | 1.62   | 1.57   | 1.45   |
| 資金調達原価率 |  | 1.20   | 1.16   | 1.09   |
| 総資金利鞘   |  | 0.42   | 0.41   | 0.36   |

(注) 1. 資金運用利回りは、資金運用から生じた受入利息収益等を資金運用勘定平均残高で除して計算します。  
2. 資金調達原価率は、資金調達から発生する支払利息費用等に経費を加算し、これを資金調達勘定の平均残高で除して計算します。  
3. 総資金利鞘は、資金運用利回りから資金調達原価率を差し引いたもので、金融機関の収益性を見る重要な指標です。

総資産経常利益率

|          |  | (単位：%) |        |        |
|----------|--|--------|--------|--------|
|          |  | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 総資産経常利益率 |  | 0.24   | 0.22   | 0.26   |

(注) 総資産経常利益率＝経常利益÷総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

総資産当期純利益率

|           |  | (単位：%) |        |        |
|-----------|--|--------|--------|--------|
|           |  | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 総資産当期純利益率 |  | 0.23   | 0.21   | 0.28   |

(注) 総資産当期純利益率＝当期純利益÷総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

会員数・出資金

|          |  | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|----------|--|--------|--------|--------|
| 会員数(人)   |  | 18,405 | 18,245 | 18,069 |
| 出資金(百万円) |  | 654    | 657    | 657    |
| 口数(百万口)  |  | 13     | 13     | 13     |
| 出資配当率(%) |  | 4.00   | 4.00   | 4.00   |

職員の状況

|         |      | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|---------|------|--------|--------|--------|
| 職員総数(人) |      | 66     | 71     | 70     |
|         | うち男性 | 44     | 49     | 45     |
|         | 女性   | 22     | 22     | 25     |



新しい自己資本比率規制(バーゼルⅢ)の取組み

●バーゼルⅢの柱

- ①第1の柱は、自己資本比率の算出に当たり信用リスク・アセットの計測をより精緻化すると同時に、バーゼルⅡから新たなリスクとしてオペレーショナル・リスクが追加されました。
- ②第2の柱は、第1の柱で捕捉できないリスクの内、「銀行勘定の金利リスク」と「信用リスク」の管理をとおして、金融機関の経営に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクを管理することです。
- ③第3の柱は、上記の第1の柱と第2の柱の内容を開示することであり、平成26年3月期決算から新しい自己資本比率規制であるバーゼルⅢが適用されています。

●統合的リスク管理態勢

A. 当金庫は統合的リスク管理委員会を設けて各リスクの管理をすると同時に以下のリスクを計測し、自己資本の一定比率範囲内でリスクを管理する態勢としています。

当金庫に於ける計測の定義

(1)信用リスク量

債務者区分が「正常先（地方公共団体を除く）」および「要注意先」の信用VaRと、「破綻懸念先」以下のⅢ・Ⅳ分類債権額に対する未引当額の合計額を信用リスク量としています。

(2)銀行勘定の金利リスク量

当金庫の保有する資産・負債の内、市場金利の影響を受けるものが、次の金利ショックにより発生するリスク量を銀行勘定の金利リスク量としています。

①保有期間1年、観測期間最低5年で測定される99パーセンタイルと1パーセンタイルの金利変動のリスク量

②要求払預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、当金庫では、要求払預金の50%相当額を1ヵ月と60ヵ月に振り分けて（平均2.5年）リスク量を算定しています。

③金利リスク量は、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

(3)オペレーショナル・リスク量

オペレーショナル・リスクの算出は基礎的手法を採用しており算出式は以下の通りです。

オペレーショナル・リスク相当額 = 
$$\frac{\text{粗利益（直近3ヵ年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3ヵ年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

B. リスク量

(1)信用リスク

(単位：百万円)

| 信用リスク | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-------|--------|--------|
|       | 912    | 820    |

(2)銀行勘定の金利リスク

(単位：百万円)

| 運用勘定   |        |        | 調達勘定   |        |        |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 区 分    | 金利リスク量 |        | 区 分    | 金利リスク量 |        |
|        | 平成28年度 | 平成29年度 |        | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 貸出金    | 220    | 298    | 定期性預金  | 80     | 99     |
| 預け金    | 29     | 68     | 借入金    | 4      | 3      |
| 有価証券等  | 42     | 127    | コア預金   | 72     | 101    |
| 運用勘定合計 | 292    | 494    | 調達勘定合計 | 157    | 204    |

| 銀行勘定の金利リスク | 平成28年度 | 平成29年度 |
|------------|--------|--------|
|            | 134    | 290    |

(3)オペレーショナル・リスク

(単位：百万円)

| オペレーショナル・リスク | 平成28年度 | 平成29年度 |
|--------------|--------|--------|
|              | 171    | 165    |

●自己資本の充実に向けた状況

- ①自己資本調達手段は、普通出資を中心としています。
- ②自己資本の額は、所要自己資本（リスク・アセットの総額の4%）を上回る額を確保することができました。

●信用リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

(1)信用リスク管理方針

- ・信用リスク管理においては、資産査定 of 債務者区分及び分類結果等に基づいてリスクを適正に把握し、適切なポートフォリオ管理等に反映させるものとしています。

(2)管理方法

- ・信用リスク管理部署は審査部、計測管理部署は資産管理部とし、定期的に若しくは必要に応じて統合的リスク管理委員会を通じて常勤理事会に報告することとしています。

(3)貸倒引当金の計上基準

- ・正常先債権については、貸倒実績率に基づく今後1年間の貸倒引当金を計上します。
- ・要注意先債権については、貸倒実績率に基づき一般貸倒引当金を計上しますが、要管理先債権については、3年間分の予想損失額を計上し、その他要注意先債権については、1年間分を計上します。
- ・破綻懸念先債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を減算し、残額の内、債務者の支払能力を総合的に判断し、必要と認める額を貸倒引当金として計上しています。
- ・実質破綻先債権及び破綻先債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を減算し、残額を個別貸倒引当金として計上しています。

リスク・ウェイトの算出に使用する適格格付機関等の名称

(1)信用リスク・アセットを算出する為に使用する適格格付機関は、以下の4機関です。

- ・格付投資情報センター（R&I）
- ・日本格付研究所（JCR）
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス（S&P）

(2)使用条件

- ・複数の格付が付与されている場合は、最も低い格付を使用しています。

(3)適格格付を使用するエクスポージャーは、有価証券と格付を取得した保証会社の保証を受けている個人ローンが対象です。

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

(1)信用リスク削減方針

- ・信用リスクの削減方針は、適格金融資産担保並びに我が国の地方公共団体若しくは政府関係機関保証及び自金庫預金との相殺を信用リスク削減対象としています。

(2)管理方法の概要

- ・信用リスクの削減手法は、簡便法を採用しております。
- ・適格金融資産担保においては、担保権を維持し実行する為に必要な全ての措置を講じていることを前提としています。
- ・保証は、我が国の地方公共団体若しくは政府関係機関が被保証債権の元本以外の関連債務も保証の対象としており、且つ、速やかに保証債務の履行を請求できる事を条件としています。
- ・自金庫預金との相殺は、相殺契約下にある預金を特定でき、且つ、自金庫預金が継続されないリスクが監視できる事を前提としています。

(3)担保、保証の評価方法

- ・適格金融資産担保は自金庫預金であり、エクスポージャーと担保とが同一の通貨建てである場合の評価は100%評価とし、削減率も100%とします。
- ・保証は、我が国の地方公共団体若しくは政府関係機関以外にはございません。

●オペレーショナル・リスクに関する事項

(1)オペレーショナル・リスクの管理方針は以下の通りです。

- ・当金庫におけるオペレーショナル・リスクは、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスクとします。
- ・総合的なオペレーショナル・リスク管理態勢を構築することによって、健全性の確保と収益性の向上を図ります。

(2)オペレーショナル・リスクは以下の方法で管理します。

- ・オペレーショナル・リスクの総合的な管理部署を総合企画部とし、各リスク管理に係る管理担当部署は、以下のとおりとします。

| オペレーショナル・リスク |         | 総合企画部主管     |
|--------------|---------|-------------|
|              | 事務リスク   | 総合企画部       |
|              | システムリスク | 総合企画部       |
|              | 法務リスク   | コンプライアンス統括室 |
|              | 風評リスク   | 総 務 部       |

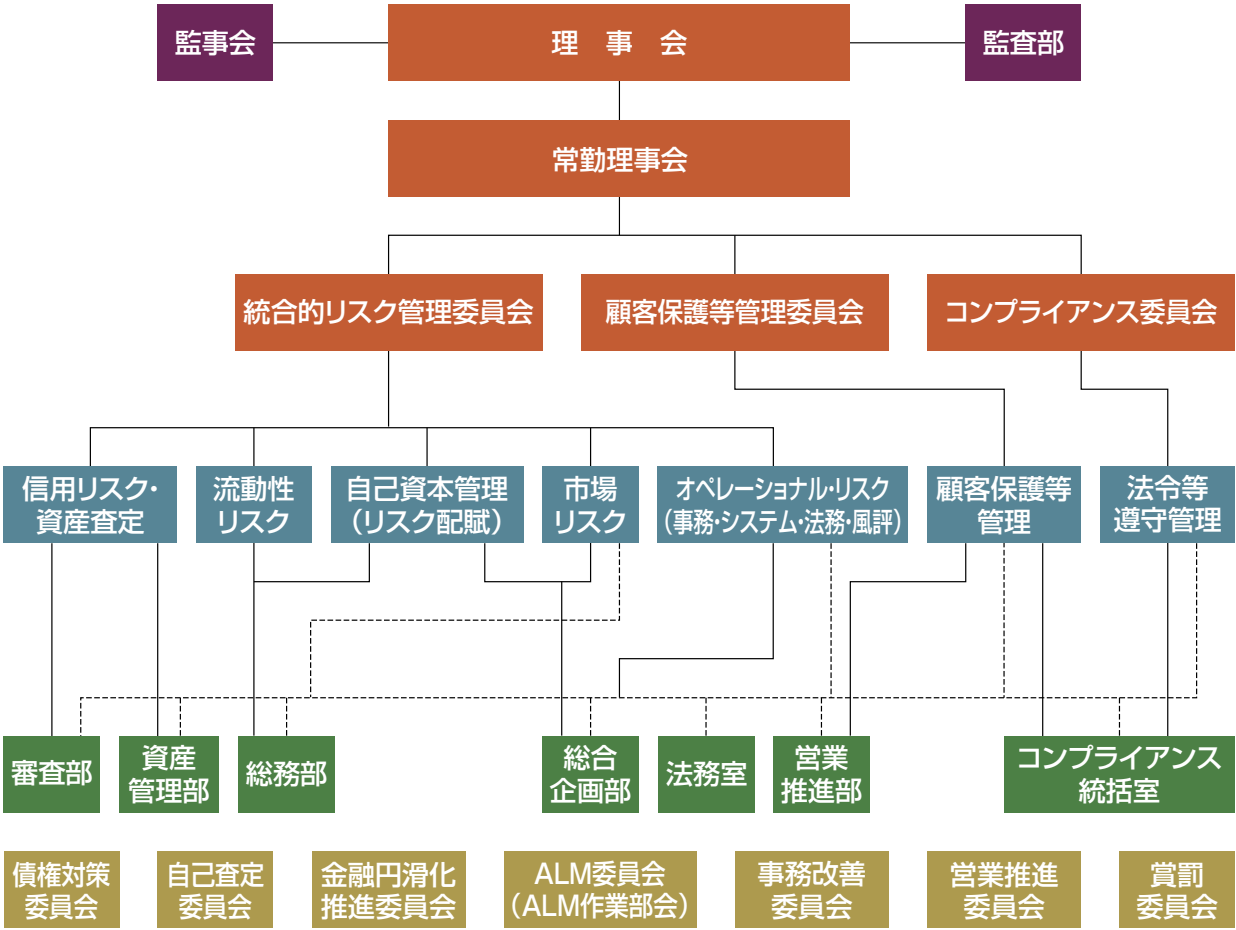
自己資本の充実の状況

- I オペレーショナル・リスクの総合的な管理に係る主管部署は、上記の各リスクの管理担当部署から、定期的にまたは必要に応じて、リスクに係る報告を受けます。
- II オペレーショナル・リスクの主管部署は、新規商品等の取扱い、新システムの導入の際には、オペレーショナル・リスクを特定します。
- III オペレーショナル・リスクの主管部署は、オペレーショナル・リスクを特定するために、必要に応じて、各業務部門および営業店等が把握したデータ等を取得することができます。
- IV オペレーショナル・リスクの主管部署は、当庫のリスク・プロフィールや外部環境の状況に照らし、オペレーショナル・リスクの状況について、適切な頻度でモニタリングを行います。
- V オペレーショナル・リスクの主管部署は、当該管理の状況に関して、常勤理事会が適切に評価および判断できる情報を、定期的にまたは必要に応じて報告します。また、経営に重大な影響を与える事案については、理事会に報告します。

●銀行勘定における金利リスクに関する事項

- (1)金利リスクの管理方針
- ・金利リスクとは、市場金利の変動に伴い損失を被るリスクのことで、資産と負債または期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクのことです。
  - ・当金庫では、定期的に計測したリスク量の変化を管理すると同時に、配賦可能な自己資本の範囲に収まっていることを管理します。
- (2)管理方法
- ・各管理部署は、定期的にALM委員会若しくは統合的リスク管理委員会に報告し協議します。
  - ・ALM委員会若しくは統合的リスク管理委員会は協議結果を常勤理事会へ具申し、常勤理事会は金利リスクが定められた範囲内に収まるよう管理指導します。

●リスク管理体系



▶自己資本の構成に関する開示事項

| (単位:百万円)                                                   |        |                 |        |                 |
|------------------------------------------------------------|--------|-----------------|--------|-----------------|
| 項 目                                                        | 平成28年度 | 経過措置による<br>不算入額 | 平成29年度 | 経過措置による<br>不算入額 |
| <b>コア資本に係る基礎項目 ( 1 )</b>                                   |        |                 |        |                 |
| 普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額                                  | 3,469  |                 | 3,667  |                 |
| うち、出資金及び資本剰余金の額                                            | 657    |                 | 657    |                 |
| うち、利益剰余金の額                                                 | 2,838  |                 | 3,037  |                 |
| うち、外部流出予定額 (△)                                             | 26     |                 | 26     |                 |
| うち、上記以外に該当するものの額                                           | —      |                 | △ 0    |                 |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額                                 | 210    |                 | 228    |                 |
| うち、一般貸倒引当金コア資本算入額                                          | 210    |                 | 228    |                 |
| うち、適格引当金コア資本算入額                                            | —      |                 | —      |                 |
| 適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額                         | —      |                 | —      |                 |
| 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | —      |                 | —      |                 |
| 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の 45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額     | 79     |                 | 68     |                 |
| コア資本に係る基礎項目の額 ( イ )                                        | 3,759  |                 | 3,964  |                 |
| <b>コア資本に係る調整項目 ( 2 )</b>                                   |        |                 |        |                 |
| 無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額                   | 8      | 5               | 13     | 3               |
| うち、のれんに係るものの額                                              | —      | —               | —      | —               |
| うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額                          | 8      | 5               | 13     | 3               |
| 繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額                                   | 0      | 0               | 0      | 0               |
| 適格引当金不足額                                                   | —      | —               | —      | —               |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額                                     | —      | —               | —      | —               |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額                         | —      | —               | —      | —               |
| 前払年金費用の額                                                   | 7      | 5               | 27     | 6               |
| 自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額                            | —      | —               | —      | —               |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額                               | —      | —               | —      | —               |
| 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額                                        | —      | —               | —      | —               |
| 信用金庫連合会の対象普通出資等の額                                          | —      | —               | —      | —               |
| 特定項目に係る 10%基準超過額                                           | —      | —               | —      | —               |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額                        | —      | —               | —      | —               |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額                      | —      | —               | —      | —               |
| うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額                         | —      | —               | —      | —               |
| 特定項目に係る 15%基準超過額                                           | —      | —               | —      | —               |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額                        | —      | —               | —      | —               |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額                      | —      | —               | —      | —               |
| うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額                         | —      | —               | —      | —               |
| コア資本に係る調整項目の額 ( ロ )                                        | 16     |                 | 41     |                 |
| <b>自己資本</b>                                                |        |                 |        |                 |
| 自己資本の額 ((イ) - (ロ)) ( ハ )                                   | 3,742  |                 | 3,922  |                 |
| <b>リスク・アセット等 ( 3 )</b>                                     |        |                 |        |                 |
| 信用リスク・アセットの額の合計額                                           | 25,269 |                 | 26,273 |                 |
| うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額                            | △ 171  |                 | △ 22   |                 |
| うち、無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)                 | 5      |                 | 3      |                 |
| うち、繰延税金資産                                                  | 0      |                 | 0      |                 |
| うち、前払年金費用                                                  | 5      |                 | 6      |                 |
| うち、他の金融機関等向けエクスポージャー                                       | △ 435  |                 | △ 285  |                 |
| うち、上記以外に該当するものの額                                           | 251    |                 | 251    |                 |
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8%で除して得た額                             | 2,142  |                 | 2,066  |                 |
| 信用リスク・アセット調整額                                              | —      |                 | —      |                 |
| オペレーショナル・リスク相当額調整額                                         | —      |                 | —      |                 |
| リスク・アセット等の額の合計額 ( ニ )                                      | 27,412 |                 | 28,339 |                 |
| <b>自己資本比率</b>                                              |        |                 |        |                 |
| 自己資本比率 ((ハ) / (ニ))                                         | 13.65% |                 | 13.84% |                 |

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第 1 項において準用する銀行法第 14条の 2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成 18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。  
なお、当金庫は国内基準を採用しております。



自己資本の充実の状況

自己資本の充実度に関する事項

|                                                               | 平成 28 年度 |         | 平成 29 年度 |         |
|---------------------------------------------------------------|----------|---------|----------|---------|
|                                                               | リスク・アセット | 所要自己資本額 | リスク・アセット | 所要自己資本額 |
| イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計                                     | 25,269   | 1,010   | 26,273   | 1,050   |
| ①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー                                | 25,441   | 1,017   | 26,295   | 1,051   |
| 現金                                                            | －        | －       | －        | －       |
| 我が国の中央政府及び中央銀行向け                                              | －        | －       | －        | －       |
| 外国の中央政府及び中央銀行向け                                               | －        | －       | －        | －       |
| 国際決済銀行等向け                                                     | －        | －       | －        | －       |
| 我が国の地方公共団体向け                                                  | －        | －       | －        | －       |
| 外国の中央政府等以外の公共部門向け                                             | －        | －       | －        | －       |
| 国際開発銀行向け                                                      | －        | －       | －        | －       |
| 地方公共団体金融機構向け                                                  | －        | －       | －        | －       |
| 我が国の政府関係機関向け                                                  | 159      | 6       | 179      | 7       |
| 地方三公社向け                                                       | －        | －       | －        | －       |
| 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け                                           | 4,142    | 165     | 5,253    | 210     |
| 法人等向け                                                         | 8,627    | 345     | 9,004    | 360     |
| 中小企業等向け及び個人向け                                                 | 6,097    | 243     | 6,076    | 243     |
| 抵当権付住宅ローン                                                     | 1,720    | 68      | 1,572    | 62      |
| 不動産取得等事業向け                                                    | 850      | 34      | 798      | 31      |
| 3ヵ月以上延滞等                                                      | 353      | 14      | 304      | 12      |
| 取立未済手形                                                        | 3        | 0       | 4        | 0       |
| 信用保証協会等による保証付                                                 | 510      | 20      | 518      | 20      |
| 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付                                        | －        | －       | －        | －       |
| 出資等                                                           | 1        | 0       | 1        | 0       |
| 出資等のエクスポージャー                                                  | 1        | 0       | 1        | 0       |
| 重要な出資のエクスポージャー                                                | －        | －       | －        | －       |
| 上記以外                                                          | 2,975    | 119     | 2,584    | 103     |
| 他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー             | 725      | 29      | 475      | 19      |
| 信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー        | 360      | 14      | 360      | 14      |
| 特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー                               | 38       | 1       | 100      | 4       |
| 上記以外のエクスポージャー                                                 | 1,851    | 74      | 1,647    | 65      |
| ②証券化エクスポージャー                                                  | －        | －       | －        | －       |
| 証券化（オリジネーター）                                                  | －        | －       | －        | －       |
| （うち再証券化）                                                      | －        | －       | －        | －       |
| 証券化（オリジネーター以外）                                                | －        | －       | －        | －       |
| （うち再証券化）                                                      | －        | －       | －        | －       |
| ③複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産                      | －        | －       | －        | －       |
| ④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額                                  | 263      | 10      | 262      | 10      |
| ⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 | △ 435    | △ 17    | △ 285    | △ 11    |
| ⑥CVAリスク相当額を8％で除して得た額                                          | －        | －       | －        | －       |
| ⑦中央清算機関関連エクスポージャー                                             | －        | －       | －        | －       |
| ロ. オペレーショナル・リスク相当額を8％で除して得た額                                  | 2,142    | 85      | 2,066    | 82      |
| ハ. 単体総所要自己資本額（イ＋ロ）                                            | 27,412   | 1,096   | 28,339   | 1,133   |

(注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット×4％  
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。  
3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。  
4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。  
＜オペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法＞  
粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）×15％  
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数  
5. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4％

信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

＜地域別・業種別・残存期間別＞

| 地域区分<br>業種区分<br>期間区分 |   | エクスポージャー<br>区分 |        | 信用リスクエクスポージャー期末残高                           |        |        |        | 3ヵ月以上延滞<br>エクスポージャー |       |       |       |     |     |     |     |     |   |    |   |   |
|----------------------|---|----------------|--------|---------------------------------------------|--------|--------|--------|---------------------|-------|-------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|---|----|---|---|
|                      |   |                |        | 貸出金、コミットメント及び<br>その他のデリバティブ以外の<br>オフ・バランス取引 |        | 債 券    |        |                     |       |       |       |     |     |     |     |     |   |    |   |   |
|                      |   | 28 年度          | 29 年度  | 28 年度                                       | 29 年度  | 28 年度  | 29 年度  | 28 年度               | 29 年度 |       |       |     |     |     |     |     |   |    |   |   |
| 国                    | 内 | 81,701         | 82,696 | 41,517                                      | 41,534 | 9,452  | 8,849  | 651                 | 608   |       |       |     |     |     |     |     |   |    |   |   |
| 国                    | 外 | －              | 200    | －                                           | －      | －      | 200    | －                   | －     |       |       |     |     |     |     |     |   |    |   |   |
| 地 域 別 合 計            |   | 81,701         | 82,896 | 41,517                                      | 41,534 | 9,452  | 9,049  | 651                 | 608   |       |       |     |     |     |     |     |   |    |   |   |
| 製                    | 造 | 業              | 2,338  | 2,382                                       | 2,107  | 1,951  | 100    | 300                 | 54    | 26    |       |     |     |     |     |     |   |    |   |   |
| 農                    | 業 | 、              | 林      | 業                                           | 1,231  | 1,153  | 1,228  | 1,150               | －     | －     | 14    | 9   |     |     |     |     |   |    |   |   |
| 漁                    | 業 |                | 7      | 59                                          | 7      | 59     | －      | －                   | －     | －     | －     | －   |     |     |     |     |   |    |   |   |
| 鉱                    | 業 | 、              | 採      | 石                                           | 業      | 、      | 砂      | 利                   | 採     | 取     | 業     | 70  | 107 | 70  | 107 | －   | － | －  | － |   |
| 建                    | 設 | 業              | 4,076  | 4,415                                       | 4,069  | 4,402  | －      | －                   | 155   | 146   |       |     |     |     |     |     |   |    |   |   |
| 電                    | 気 | 、              | ガ      | ス                                           | 、      | 熱      | 供      | 給                   | 、     | 水     | 道     | 業   | 307 | 656 | 304 | 548 | － | 99 | － | － |
| 情                    | 報 | 通              | 信      | 業                                           | 18     | 19     | －      | 0                   | －     | －     | －     | －   | －   | －   |     |     |   |    |   |   |
| 運                    | 輸 | 業              | 、      | 郵                                           | 便      | 業      | 1,143  | 1,013               | 1,123 | 983   | －     | －   | 5   | 5   |     |     |   |    |   |   |
| 卸                    | 売 | 業              | 、      | 小                                           | 売      | 業      | 4,306  | 4,104               | 4,257 | 4,056 | －     | －   | 74  | 102 |     |     |   |    |   |   |
| 金                    | 融 | 業              | 、      | 保                                           | 険      | 業      | 22,360 | 27,885              | 1,518 | 2,077 | 1,000 | 960 | －   | －   |     |     |   |    |   |   |
| 不                    | 動 | 産              | 業      | 2,981                                       | 2,998  | 2,972  | 2,780  | －                   | 100   | 151   | 145   |     |     |     |     |     |   |    |   |   |
| 物                    | 品 | 質              | 貸      | 業                                           | 202    | 305    | 200    | 204                 | －     | 100   | －     | －   | －   | －   |     |     |   |    |   |   |
| 学術研究、専門・技術サービス業      |   |                | 264    | 165                                         | 264    | 165    | －      | －                   | －     | －     |       |     |     |     |     |     |   |    |   |   |
| 宿 泊 業                |   |                | 333    | 343                                         | 332    | 342    | －      | －                   | 32    | 32    |       |     |     |     |     |     |   |    |   |   |
| 飲 食 業                |   |                | 633    | 619                                         | 632    | 618    | －      | －                   | 55    | 23    |       |     |     |     |     |     |   |    |   |   |
| 生活関連サービス業、娯楽業        |   |                | 471    | 500                                         | 471    | 499    | －      | －                   | 26    | 22    |       |     |     |     |     |     |   |    |   |   |
| 教 育 、 学 習 支 援 業      |   |                | 291    | 310                                         | 291    | 310    | －      | －                   | 2     | 0     |       |     |     |     |     |     |   |    |   |   |
| 医 療 、 福 祉            |   |                | 1,444  | 1,288                                       | 1,444  | 1,287  | －      | －                   | －     | －     |       |     |     |     |     |     |   |    |   |   |
| そ の 他 の サ ー ビ ス      |   |                | 2,779  | 2,832                                       | 2,755  | 2,795  | －      | －                   | 9     | 23    |       |     |     |     |     |     |   |    |   |   |
| 国、地方公共団体等            |   |                | 22,920 | 18,993                                      | 6,859  | 7,224  | 8,352  | 7,489               | －     | －     |       |     |     |     |     |     |   |    |   |   |
| 個 人                  |   |                | 10,628 | 9,987                                       | 10,605 | 9,964  | －      | －                   | 66    | 69    |       |     |     |     |     |     |   |    |   |   |
| そ の 他                |   |                | 2,888  | 2,754                                       | －      | －      | －      | －                   | －     | －     |       |     |     |     |     |     |   |    |   |   |
| 業 種 別 合 計            |   |                | 81,701 | 82,896                                      | 41,517 | 41,534 | 9,452  | 9,049               | 651   | 608   |       |     |     |     |     |     |   |    |   |   |
| 1 年 以 下              |   |                | 15,340 | 22,026                                      | 6,364  | 5,612  | 2,018  | 1,604               |       |       |       |     |     |     |     |     |   |    |   |   |
| 1 年 超 3 年 以 下        |   |                | 15,976 | 12,612                                      | 3,417  | 3,730  | 3,168  | 2,881               |       |       |       |     |     |     |     |     |   |    |   |   |
| 3 年 超 5 年 以 下        |   |                | 5,219  | 4,858                                       | 3,371  | 3,583  | 1,848  | 1,174               |       |       |       |     |     |     |     |     |   |    |   |   |
| 5 年 超 7 年 以 下        |   |                | 5,596  | 5,065                                       | 3,502  | 3,182  | 1,993  | 1,883               |       |       |       |     |     |     |     |     |   |    |   |   |
| 7 年 超 1 0 年 以 下      |   |                | 6,267  | 7,469                                       | 5,899  | 6,064  | 367    | 605                 |       |       |       |     |     |     |     |     |   |    |   |   |
| 1 0 年 超              |   |                | 18,897 | 20,446                                      | 18,842 | 19,246 | 55     | 899                 |       |       |       |     |     |     |     |     |   |    |   |   |
| 期 間 の 定 め の な い も の  |   |                | 14,403 | 10,417                                      | 118    | 113    | －      | －                   |       |       |       |     |     |     |     |     |   |    |   |   |
| 残 存 期 間 別 合 計        |   |                | 81,701 | 82,896                                      | 41,517 | 41,534 | 9,452  | 9,049               |       |       |       |     |     |     |     |     |   |    |   |   |

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。  
2. 「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。  
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。  
4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。  
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

|               |          | 期首残高  |     | 当 期<br>増加額 |     | 当期減少額 |     | 期末残高 |
|---------------|----------|-------|-----|------------|-----|-------|-----|------|
|               |          |       |     |            |     | 目的使用  | その他 |      |
| 一 般 貸 倒 引 当 金 | 平成 28 年度 | 188   | 210 | －          | 188 | 210   |     |      |
|               | 平成 29 年度 | 210   | 228 | －          | 210 | 228   |     |      |
| 個 別 貸 倒 引 当 金 | 平成 28 年度 | 914   | 736 | 267        | 647 | 736   |     |      |
|               | 平成 29 年度 | 736   | 714 | 46         | 689 | 714   |     |      |
| 合 計           | 平成 28 年度 | 1,103 | 947 | 267        | 836 | 947   |     |      |
|               | 平成 29 年度 | 947   | 942 | 46         | 900 | 942   |     |      |

ハ. 貸出金償却の額

| 貸出金償却 <span>(単位:百万円)</span> |    |
|-----------------------------|----|
| 平成 28 年度                    | 24 |
| 平成 29 年度                    | 9  |

(注) 記載金額は、損益計算書上の「貸出金償却」の額と一致します。

二. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

|                               | 個別貸倒引当金 |      |       |      |       |      |      |      |      |      | 貸出金償却 |      |
|-------------------------------|---------|------|-------|------|-------|------|------|------|------|------|-------|------|
|                               | 期首残高    |      | 当期増加額 |      | 当期減少額 |      |      |      | 期末残高 |      |       |      |
|                               |         |      |       |      | 目的使用  |      | その他  |      |      |      |       |      |
|                               | 28年度    | 29年度 | 28年度  | 29年度 | 28年度  | 29年度 | 28年度 | 29年度 | 28年度 | 29年度 | 28年度  | 29年度 |
| 製 造 業                         | 278     | 11   | 11    | 8    | 260   | 0    | 18   | 11   | 11   | 8    | 14    | 0    |
| 農 業、 林 業                      | 5       | 13   | 13    | 8    | 0     | 4    | 5    | 8    | 13   | 8    | 0     | 0    |
| 漁 業                           | －       | －    | －     | －    | －     | －    | －    | －    | －    | －    | －     | －    |
| 鉱 業、 採 石 業、<br>砂 利 採 取 業      | －       | －    | －     | －    | －     | －    | －    | －    | －    | －    | －     | －    |
| 建 設 業                         | 78      | 81   | 81    | 85   | 0     | 1    | 77   | 79   | 81   | 85   | 2     | 4    |
| 電 気・ガ ス・<br>熱 供 給・水 道 業       | －       | －    | －     | －    | －     | －    | －    | －    | －    | －    | －     | －    |
| 情 報 通 信 業                     | －       | －    | －     | －    | －     | －    | －    | －    | －    | －    | －     | －    |
| 運 輸 業、 郵 便 業                  | 0       | 0    | 0     | 4    | －     | －    | 0    | 0    | 0    | 4    | 0     | 0    |
| 卸 売 業・小 売 業                   | 106     | 165  | 165   | 159  | －     | －    | 106  | 165  | 165  | 159  | 3     | 0    |
| 金 融 業、 保 険 業                  | －       | －    | －     | －    | －     | －    | －    | －    | －    | －    | －     | －    |
| 不 動 産 業                       | 229     | 231  | 231   | 248  | －     | －    | 229  | 231  | 231  | 248  | 2     | 0    |
| 物 品 賃 貸 業                     | －       | －    | －     | －    | －     | －    | －    | －    | －    | －    | －     | －    |
| 学 術 研 究・専 門・<br>技 術 サ ー ビ ス 業 | －       | －    | －     | －    | －     | －    | －    | －    | －    | －    | －     | －    |
| 宿 泊 業                         | 24      | 46   | 46    | 48   | －     | 0    | 24   | 46   | 46   | 48   | 0     | 0    |
| 飲 食 業                         | 42      | 42   | 42    | 12   | －     | 30   | 42   | 12   | 42   | 12   | －     | 0    |
| 生 活 関 連 サ ー ビ ス<br>業、 娯 楽 業   | 13      | 27   | 27    | 21   | －     | 3    | 13   | 24   | 27   | 21   | －     | －    |
| 教 育・学 習 支 援 業                 | 0       | 2    | 2     | －    | －     | 2    | 0    | －    | 2    | 0    | －     | －    |
| 医 療 ・ 福 祉                     | －       | －    | －     | 0    | －     | －    | －    | －    | －    | 0    | －     | －    |
| そ の 他 サ ー ビ ス                 | 14      | 4    | 4     | 2    | －     | 2    | 14   | 2    | 4    | 2    | 0     | 0    |
| 国・地方公共団体等                     | －       | －    | －     | －    | －     | －    | －    | －    | －    | －    | －     | －    |
| 個 人                           | 120     | 109  | 109   | 113  | 5     | 1    | 115  | 108  | 109  | 113  | 0     | 1    |
| 合 計                           | 914     | 736  | 736   | 714  | 267   | 46   | 647  | 689  | 736  | 714  | 24    | 9    |

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。  
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ホ. リスク・ウェイト区分ごとのエクスポージャーの額等

| 告示で定める<br>リスク・ウェイト区分 | エクスポージャーの額 |        |          |        |
|----------------------|------------|--------|----------|--------|
|                      | 平成 28 年度   |        | 平成 29 年度 |        |
|                      | 格付適用有り     | 格付適用無し | 格付適用有り   | 格付適用無し |
| 0%                   | －          | 23,134 | －        | 20,983 |
| 10%                  | －          | 1,599  | －        | 6,989  |
| 20%                  | 274        | 20,741 | 325      | 26,412 |
| 35%                  | －          | 4,925  | －        | 4,514  |
| 50%                  | 2,763      | 400    | 3,347    | 388    |
| 75%                  | －          | 11,724 | －        | 6,692  |
| 100%                 | －          | 16,068 | －        | 13,152 |
| 150%                 | －          | 53     | －        | 48     |
| 250%                 | －          | 15     | －        | 40     |
| 合 計                  | 81,701     |        | 82,896   |        |

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。  
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。  
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

▶▶ 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

| 信用リスク削減手法<br>ポートフォリオ        | 適格金融資産担保 |          | 保 証      |          |
|-----------------------------|----------|----------|----------|----------|
|                             | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
| 信用リスク削減手法が適用された<br>エクスポージャー | 1,091    | 1,038    | 2,832    | 3,002    |

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

▶▶ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

▶▶ 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

▶▶ 出資等エクスポージャーに関する事項

出資又は株式等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、その他投資事業組合等への出資が該当します。株式等の運用に関しては、経営体力に則したリスクの範囲を定め、適正な収益確保を目指します。

株式等については、上場株式は取引所取引価格で時価評価し、非上場株式は財務諸表や運用報告を基に評価しています。保有する株式については、市場価格の変動によって資産価値が減少した場合に損失を被るリスク(価格変動リスク)が伴いますので、アラームポイントを設けて管理する態勢としています。

イ. 貸借対照表計上額及び時価

| 区 分         | 平成 28 年度 |     | 平成 29 年度 |     |
|-------------|----------|-----|----------|-----|
|             | 貸借対照表計上額 | 時 価 | 貸借対照表計上額 | 時 価 |
| 上 場 株 式 等   | 267      | 267 | 286      | 286 |
| 非 上 場 株 式 等 | 400      | －   | 414      | －   |
| 合 計         | 668      | 267 | 701      | 286 |

(注) 1. 非上場株式等は、非上場株式のほか信金中央金庫普通出資金、投資事業組合出資持分等です。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

|       | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------|----------|----------|
| 売 却 益 | 9        | 33       |
| 売 却 損 | 1        | 0        |
| 償 却   | －        | －        |

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

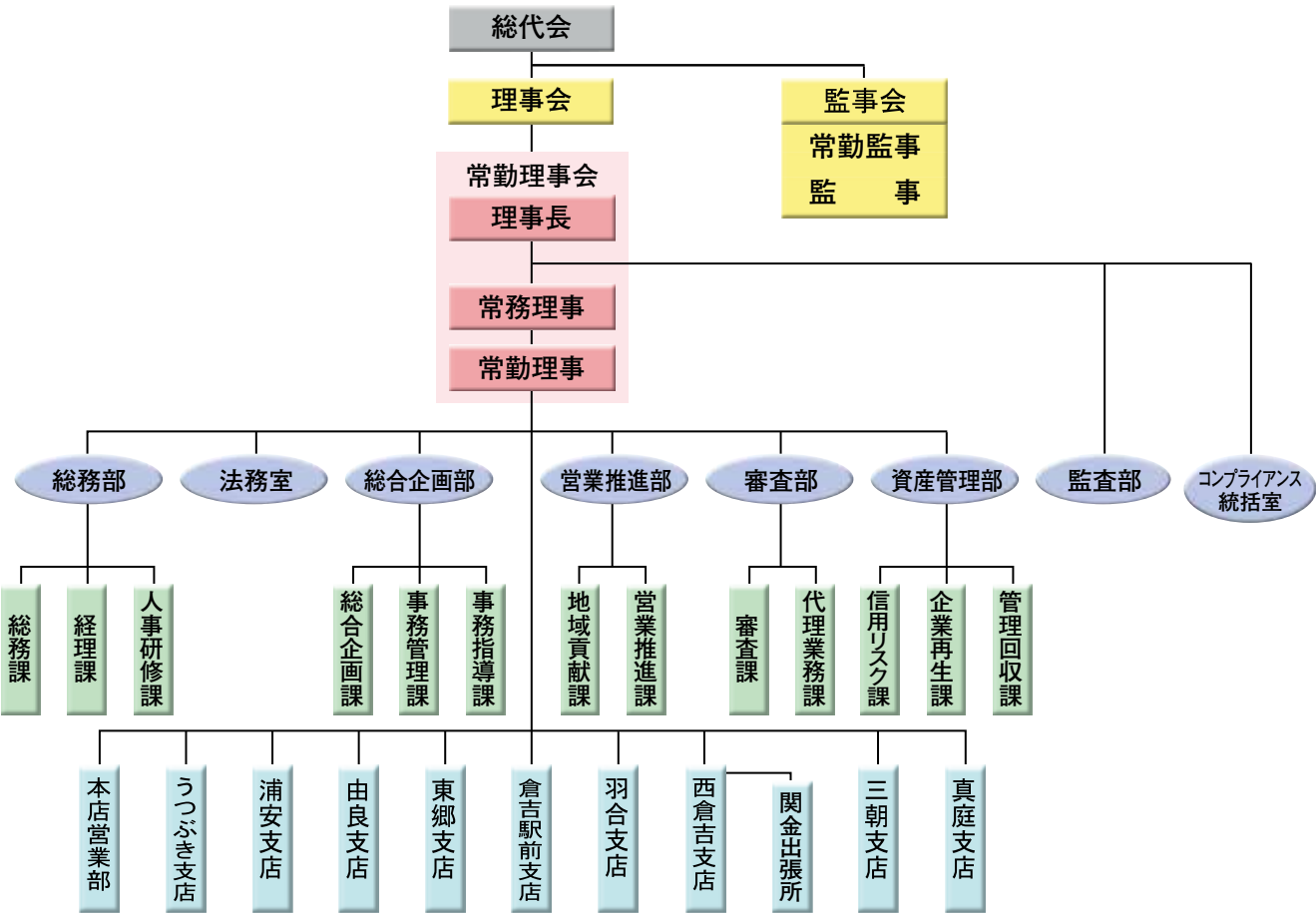
|         | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|---------|----------|----------|
| 評 価 損 益 | 34       | 36       |

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。



組織図



(平成30年6月30日現在)

役員一覧

|            |         |          |             |
|------------|---------|----------|-------------|
| 理事長(代表理事)  | 笠見 和 則  | 理 事(非常勤) | 谷 岡 忠 範     |
| 常務理事(代表理事) | 水 口 浩 志 | 理 事(非常勤) | 山 本 幸 隆 ※ 1 |
| 常勤理事       | 安 藤 正 樹 | 理 事(非常勤) | 田 中 希 弘     |
| 常勤理事       | 西 古 文 洋 | 理 事(非常勤) | 藤 田 明       |
| 常勤理事       | 吉 田 孝 宏 | 理 事(非常勤) | 谷 口 宗 弘 ※ 1 |
| 常勤監事       | 綱 本 栄   | 監 事(非常勤) | 松 井 幹 雄 ※ 2 |
|            |         | 監 事(非常勤) | 松 本 美 恵 子   |

(平成30年6月30日現在)

※ 1 信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。  
※ 2 信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

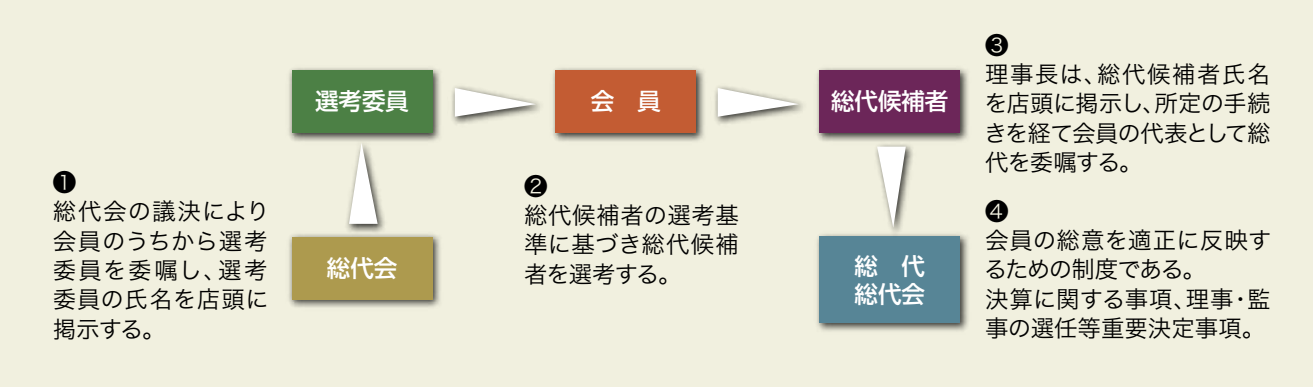
●総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本に、会員一人一人の意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。会員は、出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では会員数が大変多く、総会の開催は事実上不可能であり、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するために総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定・変更、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。総代会は、総会と同様に会員一人一人の意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランスなどに配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員を選任し、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、意見・要望投書箱の店頭設置、電子メールや電話などによる意見・要望・苦情窓口の設置など、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

総代会は、会員一人一人の意見を適正に反映するための開かれた制度です



●総代が選任されるまでの手続きについて

地区を 4 区の選任地区に分ち、総代の定数は定員数に応じて各選任地区ごとに定める

(1)総代候補者選考委員の選任

- ・総代会の議決により、選任地区ごとに会員のうちから選考委員を委嘱する。
- ・選考委員の氏名を店頭に掲示する（掲示期間は1週間を下らないものとする）。

(総代選考委員の選考基準)

- ①資格要件 ・当金庫の会員であること
- ②適格要件 ・地域における信望が厚く、信用金庫の使命を十分理解している者
- ・地域事情に明るく、人格・見識とも優れている者
- ・その他金庫が適格と認めた者

(2)総代候補者の選考

- ・選考委員が総代候補者を選考し理事長に報告する。
- ・総代候補者氏名を店頭に掲示し、かつ、店頭に掲示してある旨の公告を新聞紙上に掲載しなければならない。（異議申立期間は、公告後2週間以内である）。

③総代の選任

- 「異議のない場合又は選任区域の会員数の 3 分の 1 未満の会員から異議の申し出があった総代候補者」
- ・ 総代候補者について、異議の申し出た者が当該選任区域の会員数の 3 分の 1 に達しないときは、理事長は当該総代候補者を総代に委嘱し、その氏名を店頭に掲示する。
  - ・ 掲示期間は、1 週間を下らないものとする。

「異議のある場合」

- ・ 総代候補者について、異議の申し出をした者が当該地区の会員数の 3 分の 1 に達したときは、選考委員は当該総代候補者にかえて他の総代候補者を選考するものとする。
- ただし、当該総代候補者の数とその選任区域の総代の定数の 2 分の 1 に満たないときは、改めて選考を行わないことができる。

「欠員の補充」

- ・ 総代に定数の 2 分の 1 を超える欠員が生じた場合には補充選任を行う。ただし、特定の選任地区で欠員が当該選任区の定数の 2 分の 1 を超えても、全体としては欠員が定数の 2 分の 1 を超えない場合には次の改選期まで補充を行わないことができる。
- ・ 補充選任された総代の任期は、前任者の残任期間とする。

●総代とその選任方法

(1)総代の任期・定数

- ・ 総代の任期は3年です。
  - ・ 総代の定数は 65 人以上 95 人以内です。
- 総代の定数は、会員数に応じて各選任地区ごとに定めております。
- 平成 30 年 3 月 31 日現在で、総代数は 69 名です。
- なお、平成 30 年 3 月 31 日現在の会員数は、18,069 人です。

(2)総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

総代の選考は、総代候補者の選考基準に基づき、次の手続きを経て選任されます。

- ①会員の中から総代候補者選考委員を選任する
- ②総代候補者選考委員が総代候補者を選任する
- ③総代候補者を会員が信任する（異議があれば申し立てる）

(総代候補者の選考基準)

- ①資格要件
  - ・ 当金庫の会員であること
- ②適格要件
  - ・ 総代としてふさわしい見識を有している者
  - ・ 良識をもって正しい判断ができる者
  - ・ 人格にすぐれ、金庫の理念・使命を十分理解している者
  - ・ その他総代選考委員が適格と認めた者



●第 74 期通常総代会の決議事項等

平成 30 年 6 月 26 日開催の第 74 期通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり承認されました。

①報告事項

第 74 期（平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで）業務報告、貸借対照表および損益計算書について

②決議事項

- 第 1 号議案 第 74 期剰余金処分について
- 第 2 号議案 定款の一部変更について
- 第 3 号議案 会員の法定脱退について
- 第 4 号議案 総代候補者選考委員の選任について
- 第 5 号議案 理事の選任について
- 第 6 号議案 退任役員に係る役員退職慰労金の支給について

●総代の氏名

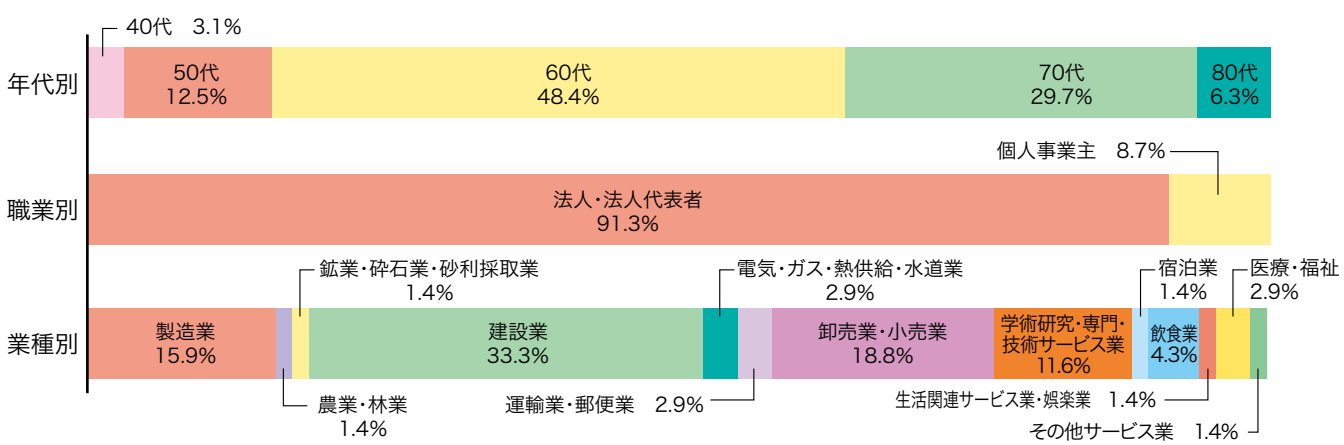
お名前のご記載につきましては、個人情報保護の観点から全員の方にご承諾をいただき、記載しております。

氏名の後の数字は総代就任回数を表しています。

(平成 30 年 6 月 30 日現在 敬称略)

| 選 任 区 |                                                                            | 人 数  | 総 代 氏 名                                                                                                                                                                         |
|-------|----------------------------------------------------------------------------|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1 区 | 倉吉市（明倫地区・高城地区・北谷地区・小鴨地区・上小鴨地区・灘手地区・社地区・関金町地区）、岡山市真庭市蒜山（旧川上村・旧八束村・旧中和村に限る）  | 21 名 | 廣吉宗一④、楢田昌也③、嶋田貞彦⑦、井戸垣澈男⑦、春木延年⑧、岩山克己④、松井 實②、倉都 章③、青木邦男⑧、岡野 稔⑨、湊 良範⑩、福谷直美⑤、山乗立夫⑧、森 和美④、河野俊一④、水谷正弘①、藤田義彦①、福井重秋①、河野達也①、門脇義樹①、加藤一巳①                                                  |
| 第 2 区 | 倉吉市（成徳地区・上灘地区）                                                             | 9 名  | 小林健治⑥、竹田安夫⑥、江原 実⑨、小山正人⑨、戸崎健二⑤、野口 厚⑤、大前拓也④、杉島篤美①、前田六仁①                                                                                                                           |
| 第 3 区 | 倉吉市（上北条地区・上井地区・西郷地区）、三朝町、湯梨浜町、岩美郡、鳥取市（旧八頭郡用瀬町・佐治村を除く）、八頭郡八頭町（旧船岡町・旧郡家町に限る） | 24 名 | (有)豊田ガラス建材 代表取締役 豊田 勲④、加藤正義③、山田悌次⑧、平岡哲雄⑤、更田尚禧⑦、笠田紘史⑦、石賀和夫⑦、中本博泰⑧、牧野光照⑥、向井康英③、中島 守⑥、津村誠一⑤、高野 淳③、新藤祐一⑤、森 敏昭④、酒井靖祐④、坂田康則④、藤原博文①、山上真治①、山本賢一郎①、石田紙器(株) 代表取締役 石田知己①、川本博文①、藤井武親①、古川哲次① |
| 第 4 区 | 北栄町、琴浦町、大山町（旧中山町に限る）                                                       | 15 名 | 加登脇孝彦②、山本浩一②、倉光君壽⑦、伊藤 正⑥、(株)チュウブ 代表取締役 大田英二⑤、永田一郎⑦、(株)北和 代表取締役 伊藤孝一③、福井利明⑤、山崎 稔④、田熊博文②、小川克彦①、種子晋司①、吉村博美①、岸田博己①、讃岐木材(株) 代表取締役 讃岐健二①                                              |

●総代の属性等別構成比





| 明治  |     |                                                              |
|-----|-----|--------------------------------------------------------------|
| 45年 | 4月  | 産業組合法に基づき有限責任倉吉信用購買組合設立<br>倉吉町新町 1 丁目 10 番屋敷<br>初代組合長 内海 淡就任 |
| 大正  |     |                                                              |
| 6年  | 2月  | 第 2 代組合長小川貞一就任                                               |
| 7年  | 2月  | 有限責任倉吉信用組合と名称変更                                              |
|     | 9月  | 事務所を倉吉町明治町 1031 番地 1 (共済無尽会社隣)に移転                            |
| 10年 | 4月  | 事務所を倉吉町明治町 1032 番地 1 (産業組合連合会内)に移転                           |
| 昭和  |     |                                                              |
| 7年  | 8月  | 事務所を倉吉町西町 2965 番地 1 に移転                                      |
| 11年 | 2月  | 組織変更により保証責任倉吉信用組合と改称                                         |
| 12年 | 2月  | 保証責任倉吉信用利用組合と名称変更                                            |
| 19年 | 1月  | 第 3 代組合長 福井 清就任                                              |
|     | 5月  | 市街地信用組合法の制定により倉吉信用組合と改称                                      |
| 20年 | 4月  | 第 4 代組合長 大田佳六就任                                              |
| 24年 | 6月  | 国民金融公庫の業務の代理取扱開始                                             |
| 25年 | 4月  | 中小企業等協同組合法制定に基づく信用組合に改組                                      |
| 26年 | 12月 | 営業区域が倉吉町・上井町・小鴨村・社村・西郷村となる<br>倉吉信用組合を信用金庫に改組し倉吉信用金庫と改称       |
| 27年 | 11月 | 営業区域を東伯郡一円と旧中山村の一部に拡張                                        |
| 28年 | 2月  | 浦安支店開設(東伯郡浦安 215 番地 3)                                       |
| 29年 | 6月  | 東支店開設(倉吉市宮川町 159 番地 63)                                      |
| 31年 | 1月  | 由良支店開設(由良町由良宿 505 番地)                                        |
| 32年 | 6月  | 内国為替業務認可により取扱開始<br>住宅金融公庫の業務の代理取扱開始                          |
| 33年 | 12月 | 全国信用金庫連合会の業務の代理取扱開始                                          |
| 34年 | 12月 | 松崎支店開設(東郷町旭 57 番地)                                           |
| 35年 | 3月  | 由良支店を大栄町由良宿 551 番地に新築移転                                      |
| 36年 | 5月  | 上井支店開設(倉吉市上井 313 番地)                                         |
| 39年 | 11月 | 浦安支店を東伯郡浦安 213 番地 2 に新築移転                                    |
| 41年 | 2月  | 上井支店を倉吉市上井 2 丁目 3 番地 8 に新築移転                                 |
| 42年 | 7月  | 本店を倉吉市大正町 1078 番地 4 に移転                                      |
| 43年 | 5月  | 第 5 代理事長 山下友蔵就任                                              |
| 44年 | 11月 | 羽合支店開設(羽合町田後 346 番地 3)                                       |
| 45年 | 9月  | 営業地域を鳥取市・気高郡に拡張                                              |
| 46年 | 4月  | 日本興業銀行の業務の代理取扱開始                                             |
|     | 5月  | 第 6 代理事長 上井哲夫就任<br>日本債券信用銀行の業務の代理取扱開始                        |
|     | 10月 | 日本長期信用銀行の業務の代理取扱開始                                           |
| 47年 | 11月 | 上井支店を倉吉駅前支店に名称変更                                             |
| 49年 | 4月  | 年金福祉事業団の業務の代理取扱開始                                            |
| 50年 | 5月  | 東支店を倉吉市昭和町 499 番地に新築移転                                       |
|     | 11月 | 鳥取支店開設(鳥取市松並町 2 丁目 364 番地)<br>全国しんきん保証基金の業務の代理取扱開始           |
| 52年 | 2月  | 商工組合中央金庫の業務の代理取扱開始                                           |
|     | 5月  | 環境衛生金融公庫の業務の代理取扱開始                                           |
| 53年 | 2月  | 関金支店開設(関金町関金宿 235 番地 10)                                     |
|     | 9月  | 営業区域を岡山県真庭郡川上村・中和村・八束村に拡張                                    |
| 55年 | 4月  | 西倉吉支店開設(倉吉市西倉吉町 20 番地 15)                                    |

| 昭和  |     |                                                                |
|-----|-----|----------------------------------------------------------------|
| 56年 | 1月  | 本部建物新築し本部を移転(倉吉市昭和町 1 丁目 60 番地)<br>東支店を本店営業部に、旧本店営業部を倉吉支店に名称変更 |
|     | 7月  | 医療金融公庫の業務の代理取扱開始                                               |
| 57年 | 6月  | 西支店開設(倉吉市旭田町 11 番地)                                            |
| 58年 | 4月  | 三朝支店開設(東伯郡三朝町大瀬八幡 1036 番地 4)                                   |
|     | 6月  | 西伯郡中山町・気高郡・岩美郡・八頭郡の内河原町・船岡町・郡家町が営業地区拡張となる                      |
|     | 10月 | 国債・地方債・政府保証債の募集、販売取扱開始                                         |
| 59年 | 2月  | 日本銀行歳入代理店業務開始                                                  |
| 60年 | 9月  | 倉吉支店サンピア出張所オープン                                                |
|     | 10月 | 真庭支店開設(岡山県真庭郡川上村大字下徳山字清水 43 番地 3)                              |
| 平成  |     |                                                                |
| 元年  | 2月  | 現金自動支払機土曜日稼働開始                                                 |
|     | 11月 | 現金自動支払機日曜日稼働開始                                                 |
| 3年  | 7月  | 両替業務開始                                                         |
| 4年  | 4月  | 創立 80 周年記念式典 4 月 25 日開催                                        |
| 5年  | 10月 | 浦安支店アプト出張所オープン                                                 |
|     | 12月 | 倉吉駅前支店パープルタウン出張所オープン                                           |
| 6年  | 4月  | 鳥取県庁舎・中部総合事務所・厚生病院・出張所オープン                                     |
| 7年  | 8月  | 関金支店移転オープン                                                     |
|     | 10月 | 第 7 代理事長 安部和臣就任                                                |
| 8年  | 9月  | 倉吉支店めいりん出張所オープン                                                |
| 9年  | 5月  | 倉吉支店グンゼ出張所オープン                                                 |
|     | 11月 | 倉吉支店をうつぶき支店に名称変更<br>うつぶき支店新築オープン                               |
| 11年 | 2月  | 西日本建設業保証業務委託取扱開始                                               |
|     | 3月  | 郵貯との ATM 接続サービス開始                                              |
| 11月 |     | 鳥取支店移転オープン(鳥取市富安 1 丁目 221 番地 1)                                |
| 12年 | 7月  | 本店営業部倉吉市役所出張所オープン                                              |
|     | 10月 | くらしんモバイルバンキングサービス取扱開始                                          |
| 13年 | 2月  | 松崎支店を東郷支店に名称変更し新築移転オープン<br>(東郷町龍島 536 番地 3)                    |
|     | 6月  | くらしんホームバンキングサービス取扱開始                                           |
| 14年 | 3月  | 90 周年記念事業「ちゅうぶ・ナビ」発刊                                           |
| 15年 | 2月  | 生保窓口販売の代理取扱開始                                                  |
|     | 4月  | 「無担保リフォームローン」開始                                                |
|     | 8月  | 冷夏対策緊急支援融資「ひまわり」発売開始                                           |
|     | 9月  | カードローン「しんきん きゃっする」発売開始<br>「くらしん TKC アドバイスローン」発売開始              |
| 16年 | 1月  | 変額年金保険「たのしみ VA」発売開始                                            |
|     | 3月  | マイカーローン「マイカーホップ・ステップ」発売開始                                      |
|     | 6月  | 中小企業金融公庫業務連携協力に関する覚書締結                                         |
|     | 8月  | 「鳥取県民債」販売(抽選受付 7 / 12 ～ 7 / 16)                                |
|     | 9月  | 「台風災害対策資金」取扱開始                                                 |
|     |     | 「5 年周期型変動金利住宅ローン」取扱開始                                          |
|     | 10月 | 「経営まもるくん」発売                                                    |
|     | 11月 | オレオレ詐欺未然防止で八橋警察署から感謝状                                          |
| 17年 | 1月  | 決済用預金「預金まもるくん」発売                                               |
|     | 5月  | 「家計まもるくん」発売                                                    |

| 平成  |     |                                                                                                 |
|-----|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 17年 | 5月  | 「プロテクト・リフォームローン」発売                                                                              |
|     | 9月  | 高金利定期預金「ビック 5」発売                                                                                |
|     | 10月 | 国民生活金融公庫業務連携協力に関する覚書締結                                                                          |
|     | 11月 | 営農支援ドラフト「豊作」発売                                                                                  |
|     | 12月 | 鳥取県商工会連合会業務連携協力に関する覚書締結<br>住宅ローン「10 年周期変動型」取扱開始                                                 |
| 18年 | 2月  | 県中部の囲碁普及貢献として日本棋院倉吉支部より感謝状                                                                      |
|     | 8月  | 営農支援融資「豊作・2」発売<br>「営農大雨災害対策資金」発売<br>くらしん特別金利定期預金発売<br>「原油高騰対策フリーローン」発売<br>事業先向け「原油高騰対策資金」発売     |
|     | 10月 | 県内 3 信用金庫共通融資「ビジネスプライムローン」発売                                                                    |
|     | 11月 | 第 8 代理事長 大畑 勇就任                                                                                 |
| 19年 | 2月  | ㈱オリコ保証教育ローン「学資応援団」発売                                                                            |
|     | 6月  | 子育て世帯応援定期預金・定期積金「すこやかきっず」発売                                                                     |
|     | 10月 | ATM 暗証番号変更機能追加                                                                                  |
|     | 12月 | 長期固定金利融資商品「アシスト」発売<br>全期間固定金利型住宅ローン「あんしん」発売<br>西倉吉支店の清掃活動に対し鳥取県(中部総合事務所)より感謝状                   |
| 20年 | 9月  | 印鑑照会システム導入                                                                                      |
|     | 10月 | 「家計まもるくんサポートローン」発売                                                                              |
|     | 11月 | 中小企業者への緊急保証制度拡充の取扱開始                                                                            |
| 21年 | 1月  | 「倉吉市中小企業緊急支援融資」取扱開始                                                                             |
|     | 3月  | 休日融資特別相談窓口開設                                                                                    |
|     | 4月  | 第 9 代理事長 谷岡忠範就任                                                                                 |
| 22年 | 2月  | 信金ギランティカードローン「きゃっする 300」発売<br>高機能 ATM 導入開始                                                      |
|     | 3月  | 第 1 回山陰しんきんビジネスフェア                                                                              |
|     | 7月  | 関金支店を西倉吉支店に統合                                                                                   |
| 23年 | 1月  | しんきん共同システム西日本センター利用開始<br>外貨宅配サービス取扱開始<br>TKC 中国会との経営改善計画策定支援サービス締結<br>日本政策金融公庫鳥取支店農林水産業との業務協力締結 |
|     | 4月  | 羽合支店 ATM コーナー休日稼働開始                                                                             |
|     | 5月  | 東日本大震災の被災信用金庫へ支援見舞金寄贈                                                                           |
|     | 6月  | 全国信栄懇話会信用金庫 PR コンクール・ポスター部門「地賛地商」ポスター最優秀賞受賞                                                     |
|     | 8月  | 住宅金融支援機構業務監査                                                                                    |
|     | 9月  | 商工組合中央金庫代理業務監査                                                                                  |
|     | 10月 | 第 2 回山陰しんきんビジネスフェア                                                                              |
|     | 11月 | 第 6 次全銀システム稼働<br>くらしんヤングコア、鳥取県共同募金会倉吉市支会より表彰授与                                                  |
| 24年 | 2月  | がん検診受診率向上プロジェクト調印(中部 1 市 4 町)                                                                   |
|     | 4月  | 倉吉信用金庫創立 100 周年                                                                                 |
|     | 7月  | 鳥取県がん先進医療費利子補給金交付事業調印式<br>鳥取県がん先進医療ローン取扱開始                                                      |
|     | 8月  | 創立 100 周年記念事業、倉吉市へ時計塔を寄贈<br>創立 100 周年記念祝賀会                                                      |

| 平成  |     |                                                                                          |
|-----|-----|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 24年 | 9月  | 信用金庫間での自動機による通帳記帳サービス開始<br>法人インターネットバンキング新システム開始                                         |
|     | 12月 | 西支店をうつぶき支店へ統合、西出張所店外 A T M 運用開始                                                          |
| 25年 | 1月  | 個人インターネットバンキング新システム開始                                                                    |
|     | 2月  | 中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関に認定<br>でんさいネットサービス開始                                            |
|     | 7月  | しんきん保証「プラチナ住宅ローン」取扱開始                                                                    |
|     | 10月 | しんきん保証個人ローンインターネット受付開始                                                                   |
|     | 11月 | 第 3 回山陰しんきんビジネスフェア                                                                       |
|     | 12月 | I C キャッシュカード発行開始                                                                         |
| 26年 | 1月  | 鳥取支店を本店営業部へ統合                                                                            |
|     | 2月  | しんきん保証「シニアライフローン」取扱開始                                                                    |
|     | 4月  | しんきん保証カードローン「願助くん」取扱開始                                                                   |
|     | 8月  | 日本政策金融公庫と創業分野での連携開始                                                                      |
|     | 11月 | しんきん EB サポートディスク提供開始                                                                     |
|     | 12月 | 鳥取県産業技術センターと連携協力に関する協定書締結                                                                |
| 27年 | 1月  | 正月三が日の ATM 稼働開始                                                                          |
|     | 3月  | ATM 利用可能時間の拡大                                                                            |
|     | 5月  | プロパーフリーローン「リリーフ」取扱開始<br>「とっとり地方創生ファンド」設立                                                 |
|     | 9月  | SGEC 認証材活用制度基本協定締結                                                                       |
|     | 11月 | 事業性保険「ビジネスプロテクター」取扱開始                                                                    |
| 28年 | 1月  | 鳥取県警察とのサイバー犯罪共同対策協定締結<br>倉吉市との地方創生包括連携協定締結                                               |
|     | 2月  | しんきん保証女性向け商品「カラッパ for Ladies」取扱開始                                                        |
|     | 5月  | 「職域サポートローン」取扱開始                                                                          |
|     | 6月  | 随時返済型カードローン「楽々まもるくん」取扱開始<br>第 10 代理事長 笠見和則就任                                             |
|     | 8月  | 「楽々カープラン」取扱開始                                                                            |
|     | 10月 | くらしん災害復旧特別金利ローン取扱開始                                                                      |
|     | 11月 | 全国の信用金庫窓口での鳥取県中部地震に係る義援金受付開始(倉吉市・三朝町)<br>鳥取県中部地震復興応援定期預金「絆」取扱開始(～ 12/30)<br>災害特別休日相談窓口開催 |
| 29年 | 2月  | 鳥取県中部地震復興応援定期預金「絆」による義援金の寄贈(～ 3/2)                                                       |
|     | 4月  | くらしん囲碁好会大会(年 4 回)                                                                        |
|     | 5月  | 高齢者の特殊詐欺被害防止に向けた A T M 振込制限の実施                                                           |
|     | 7月  | 「ディスクロージャー誌」発行                                                                           |
|     | 8月  | 倉吉打吹まつり・みつばし踊り参加                                                                         |
|     |     | 鳥取労働局との「働き方改革に係る包括連携協定」締結                                                                |
|     | 9月  | 第 80 回倉信好会友会ゴルフコンペ                                                                       |
|     | 11月 | 震災復興祈念ウォーク<br>「遺言の日」における日本弁護士会との相談会<br>「ミニディスクロージャー誌」発行<br>しんきん保証基金「フリーローン」取扱開始          |
|     | 12月 | 総代に対する業務説明会<br>社会福祉施設等へ新米寄贈<br>ヤングコア清掃活動・歳末助け合い募金                                        |
| 30年 | 1月  | 第 37 回くらしんロールプレイング大会<br>教育カードローン「エール」取扱開始                                                |
|     | 3月  | 「後見支援預金」取扱開始<br>ホームページリニューアル                                                             |

店 舗

| 店 舗              | 住 所                | 電 話            | A T M稼働時間  |            |
|------------------|--------------------|----------------|------------|------------|
|                  |                    |                | 平 日        | 休 日        |
| ① 本店             | 鳥取県倉吉市昭和町 1 丁目 60  | 0858 (22) 6108 | 8:00～21:00 | 9:00～19:00 |
| ② うつぶき支店         | 鳥取県倉吉市大正町 1075-4   | 0858 (22) 4154 | 8:00～20:00 | 9:00～19:00 |
| ③ 西倉吉支店          | 鳥取県倉吉市西倉吉町 20-15   | 0858 (28) 3111 | 8:00～21:00 | 9:00～19:00 |
| ④ 倉吉駅前支店         | 鳥取県倉吉市上井町 2 丁目 3-9 | 0858 (26) 2951 | 8:00～21:00 | 9:00～19:00 |
| ⑤ 浦安支店           | 鳥取県東伯郡琴浦町浦安 213-2  | 0858 (52) 2351 | 8:00～20:00 | 9:00～19:00 |
| ⑥ 由良支店           | 鳥取県東伯郡北栄町由良宿 551-4 | 0858 (37) 3711 | 8:00～20:00 | 9:00～19:00 |
| ⑦ 羽合支店           | 鳥取県東伯郡湯梨浜町田後 340-3 | 0858 (35) 2641 | 8:00～21:00 | 9:00～19:00 |
| ⑧ 東郷支店           | 鳥取県東伯郡湯梨浜町龍島 536-3 | 0858 (32) 0631 | 8:00～20:00 | 9:00～19:00 |
| ⑨ 三朝支店           | 鳥取県東伯郡三朝町大瀬 1036-4 | 0858 (43) 2111 | 8:00～20:00 | 9:00～19:00 |
| ⑩ 西倉吉支店<br>関金出張所 | 鳥取県倉吉市関金町関金宿 247-1 | 0858 (45) 3121 | 8:00～21:00 | 9:00～19:00 |
| ⑪ 真庭支店           | 岡山県真庭市蒜山下徳山 43-3   | 0867 (66) 4368 | 8:45～19:00 | 9:00～19:00 |

キャッシュサービス専用出張所（窓口業務は行っておりません）

| 店 舗          | 住 所                 | A T M稼働時間  |            |
|--------------|---------------------|------------|------------|
|              |                     | 平 日        | 休 日        |
| A 倉吉市役所出張所   | 鳥取県倉吉市葵町 722        | 9:00～19:00 | 休止         |
| B 西出張所       | 鳥取県倉吉市旭田町 11        | 9:00～20:00 | 9:00～19:00 |
| C めいりん出張所    | 鳥取県倉吉市鍛冶町 1 丁目 2971 | 9:00～20:00 | 9:00～19:00 |
| D パーブルタウン出張所 | 鳥取県倉吉市山根 557-1      | 9:00～21:00 | 9:00～19:00 |
| E アプト出張所     | 鳥取県東伯郡琴浦町八橋 371     | 9:00～20:00 | 9:00～19:00 |

平成30年6月30日現在





このディスクロージャー誌は、信用金庫法第89条（銀行法第21条準用）に基づき作成していますが、その基準における各項目は以下のページに掲載しています。

I 単体(信用金庫法施行規則第132条における規定)

1. 金庫の概況及び組織に関する事項

(1)事業の組織 ..... 44

(2)理事及び監事の氏名および役職名 ..... 44

(3)事務所の名称・所在地 ..... 50

(4)総代会制度 ..... 45

2. 金庫の主要な事業の内容 ..... 21～25

3. 金庫の主要な事業に関する事項

(1)直近の事業年度における事業の概況 ..... 17

(2)直近の5事業年度における主要な事業の概況 ..... 18

①経常収益、経常利益、当期純利益

②出資総額及び出資総口数

③純資産額、総資産額

④預金積金残高、貸出金残高、有価証券残高

⑤単体自己資本比率

⑥出資に対する配当金

⑦職員数

(3)報酬体系について ..... 18

(4)直近の2事業年度における主要な事業の概況

①主要な業務の状況を示す指標 ..... 35

ア. 業務粗利益及び業務粗利益率

イ. 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支

ウ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高利息、利回り及び資金利鞘

エ. 受取利息及び支払利息の増減

オ. 総資産経常利益率

カ. 総資産当期純利益率

②預金に関する指標 ..... 31

ア. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高

イ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分のごとの定期預金の残高

③貸出金等に関する指標 ..... 31～33

ア. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高

イ. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高

ウ. 担保の種類別(当金庫預金積金、有価証券、動産、不動産、保証及び信用の区分)の貸出金残高及び債務保証見返額

エ. 用途別(設備資金及び運転資金の区分)の貸出金残高

オ. 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合

カ. 預貸率の期末値及び期中平均値

④有価証券に関する指標 ..... 33～34

ア. 商品有価証券の種類別の平均残高

イ. 有価証券の種類別の残存期間別残高

ウ. 預証率の期末値及び期中平均値

4. 金庫の事業の運営に関する事項

①リスク管理の体制について ..... 12

②パーゼルⅢの柱 ..... 36

③統合的リスク管理態勢 ..... 36

④自己資本の充実に向けた状況 ..... 36

⑤信用リスクに関する事項 ..... 37

⑥オペレーショナル・リスクに関する事項 ..... 37～38

⑦金利リスクに関する事項 ..... 38

⑧リスク管理体系 ..... 38

⑨ペイオフについて ..... 16

⑩顧客保護等管理方針 ..... 13

⑪貸出運営についての考え方 ..... 16

⑫法令等遵守体制(コンプライアンス体制)について ..... 12～13

⑬金融ADR制度への対応 ..... 15

⑭反社会的勢力に対する基本方針 ..... 15

⑮中小企業の経営改善及び地域の活性化のための取組状況 ..... 4

⑯お客様本位の業務運営にかかる基本方針 ..... 15～16

5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況

(1)貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 ..... 26～27

(2)外部監査制度 ..... 27

(3)貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 ..... 19

①破綻先債権に該当する貸出金

②延滞債権に該当する貸出金

③3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金

④貸出条件緩和債権に該当する貸出金

(4)次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益合計額

①有価証券 ..... 34

②金銭の信託 ..... 34

③信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引 ..... 34

(5)貸倒引当金の内訳 ..... 19

(6)貸出金償却の額 ..... 19

6. 金融再生法開示債権 ..... 20

(1)破産更生債権及びこれらに準ずる債権

(2)危険債権

(3)要管理債権

(4)正常債権

7. 自己資本の充実の状況

(1)自己資本の構成に関する開示事項 ..... 39

(2)定量的な開示事項 ..... 40

①自己資本の充実度に関する事項 ..... 40

②信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く) ..... 41

ア. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高 ..... 41

イ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 ..... 41

ウ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等 ..... 42

エ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等 ..... 42

③信用リスク削減手法に関する事項 ..... 43

④派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 ..... 43

⑤証券化エクスポージャーに関する事項 ..... 43

⑥出資等エクスポージャーに関する事項 ..... 43

⑦金利リスクに関する事項 ..... 36

倉吉信用金庫ディスクロージャー誌

Report'18

発行

平成30年7月  
倉吉信用金庫 本部  
〒682-0806  
鳥取県倉吉市昭和町1丁目60番地  
TEL 0858-22-1111(代)  
FAX 0858-22-5607  
<https://www.kurashin.co.jp/>



**KURASHIN**  
KURAYOSHI SHINKIN BANK